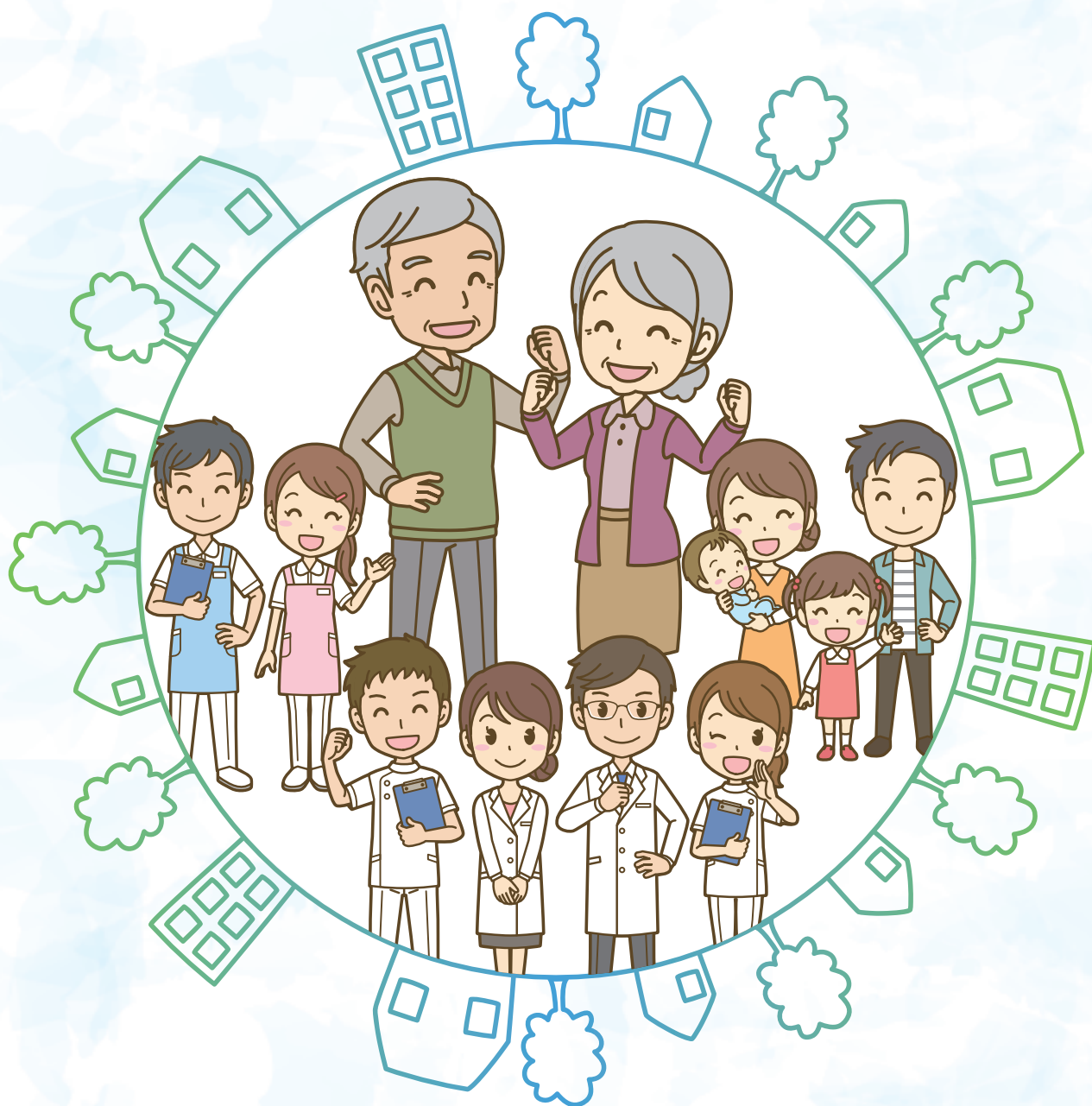


八街市高齢者福祉計画

高齢者福祉計画・介護保険事業計画
計画期間 令和6年度～令和8年度



令和6年3月
八街市

はじめに

わが国では、世界でも類をみない超高齢社会に突入し、少子化と相まって本格的な人口減少時代を迎えております。

本市の総人口は、令和8（2026）年の62,617人から令和22（2040）年は53,822人へ減少することが見込まれますが、高齢者の人口は、令和8（2026）年21,569人となり、令和22（2040）年には23,171人へ増加することが見込まれます。



高齢者の皆様にとって可能な限り住み慣れた地域の中で、安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護との連携強化、在宅・施設を通じた介護サービスの基盤整備、住まいと生活の一体的な支援等の地域包括ケアシステムの更なる深化・推進により、市民の皆様とともに地域共生社会を実現し、地域社会の支え合いとも連携した包括的な支援体制の仕組みづくりが本市の課題となっています。

このたび作成しました本計画は、団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた計画として、「健康と思いやりにあふれる街」を基本理念として、今後3年間に本市で取り組む事業や施策をとりまとめています。

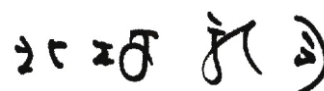
人生100年時代を迎え、生きがいを持ち、いつまでも健康で充実した暮らしを過ごすことができるためにも、自立支援と重度化防止に軸足を置き、介護保険の安定した運営と総合事業に短期集中予防サービスを取り入れ、あわせて、近年頻発している自然災害やさまざまな感染症の発生を踏まえ、災害・感染症に対する体制整備につきましても、サービス事業者やその他関係機関の皆様のご支援・ご協力をいただき、構築してまいります。

むすびに、本計画の策定にあたりまして、慎重かつ熱心に審議いただきました高齢者福祉計画策定審議会委員をはじめ、皆様からのアンケート調査やパブリックコメントなどを通して貴重なご意見・ご提案をいただきました。

心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

八街市長



目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
(1) 計画の性格	2
(2) 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
(1) 策定審議会による審議	4
(2) 庁内における計画策定体制	4
(3) アンケート調査の実施	4
(4) パブリックコメント	4
5 日常生活圏域	5
第2章 高齢者を取り巻く現状	6
1 本市の人口	6
(1) 人口の推移と推計	6
(2) 人口ピラミッド	8
(3) ひとり暮らし高齢者・高齢夫婦世帯数の推移	9
(4) 認知症高齢者の推移	11
(5) 要支援・要介護認定者数の推移	12
(6) 日常生活圏域別の高齢者人口	13
(7) 日常生活圏域別の状況	14
(8) 市内の介護サービス提供事業者の状況	25
2 介護保険サービスの実績	29
第3章 計画の基本的な方向	31
1 基本理念	31
2 基本目標	32
(1) 高齢者が生きがいを持ち、元気で生活できる	32
(2) 支援が必要になっても高齢者が住み慣れたまちで暮らし続けることができる	32
(3) 高齢者が住み慣れた地域で暮らすための環境が整備されている	32
3 施策の体系	33
第4章 施策の展開	34
1 高齢者が生きがいを持ち、元気で生活できる	34
(1) 社会参加の促進	34
(2) 自立支援と重度化防止	39
2 支援が必要になっても高齢者が住み慣れたまちで暮らし続けることができる	43
(1) 介護・福祉サービスの提供	43
(2) 認知症施策の推進	49
(3) 権利擁護の推進	54

3	高齢者が住み慣れた地域で暮らすための環境が整備されている	57
(1)	在宅医療・介護連携の推進	57
(2)	安全・安心な居住環境の確保	62
(3)	地域共生社会の実現	66
(4)	生活支援体制整備の推進	69
第5章	介護保険サービスの見込み	73
1	被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計	73
(1)	被保険者数の推移と推計	73
(2)	要支援・要介護認定者数、認定率の推計	74
2	介護保険サービス見込量	75
(1)	居宅サービス	75
(2)	地域密着サービス	82
(3)	施設サービス	86
(4)	介護保険サービスの見込量	88
3	給付費の見込み	91
(1)	介護予防サービス	91
(2)	介護サービス	92
(3)	総給付費の見込額	93
(4)	地域支援事業の見込額	93
4	介護保険料の設定	94
(1)	保険料収納必要額	94
(2)	介護保険料基準額（月額）の算定方法	95
(3)	第1号被保険者の保険料基準額算定	95
(4)	所得段階別保険料	96
第6章	計画の推進	97
1	計画の体制	97
(1)	組織の連携	97
(2)	行財政基盤	97
2	計画の進行管理	98
3	計画の普及・啓発	99
第7章	資料編	100
1	計画の策定経過	100
2	八街市高齢者福祉計画策定審議会設置条例	101
3	八街市高齢者福祉計画策定審議会委員名簿	103
4	八街市高齢者福祉計画策定委員会設置規程	104
5	八街市高齢者福祉計画企画プロジェクト・チーム設置要綱	107
6	用語集	109

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

本市の高齢化率は、令和 5（2023）年に 32.5%となっており、高齢化が進展しています。

今後も高齢化は進んでいくものと思われ、令和 22（2040）年には高齢化率が 43.1%に上ると推計されています。また、令和 7（2025）年には、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となり、令和 22（2040）年にかけては、85 歳以上の人口が急増することが想定されます。高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加及び孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増加と介護離職の増加、高齢者虐待など様々な問題への対応が必要となっています。また、近年は気候変動に伴う災害の激甚化が指摘されており、自力での避難の難しい高齢者がいざという時に取り残されないための対策も求められています。

こうした環境下、本市の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることや、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに創る「地域共生社会」を実現することが求められています。

本市では、高齢者福祉施策の基本指針となる「八街市高齢者福祉計画」を策定し、3 年ごとに改定を行っています。第 9 次計画期間では、健康づくりによる介護予防、高齢者がいきいきと活動できる場づくり、高齢者の在宅生活を支える取組み、高齢者の安心・安全な生活の確保、在宅生活を支援する地域包括ケアシステムの推進などの課題について取り組んできました。

今回、「第 9 次八街市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」（令和 3 年度～令和 5 年度）の計画期間が終了することから、これまでの成果を踏まえながら計画を見直し、「第 10 次八街市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」（令和 6 年度～令和 8 年度）を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性格

本計画は、老人福祉法20条の8に基づく「高齢者福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体化して策定するものです。

●老人福祉法（抜粋）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

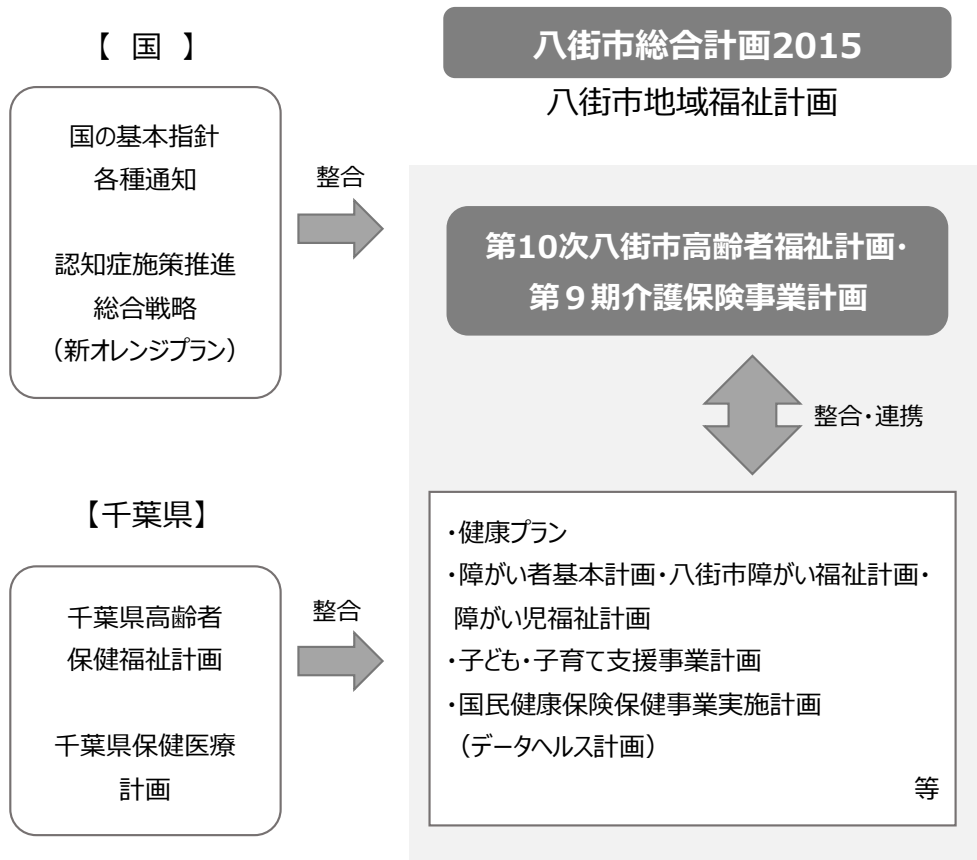
●介護保険法（抜粋）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

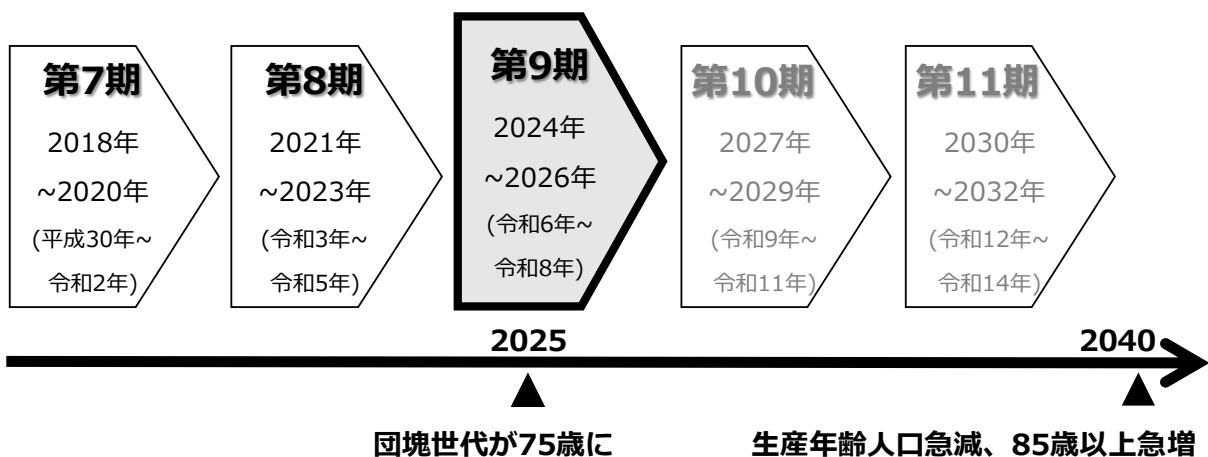
(2) 計画の位置づけ

本計画は、平成 27（2015）年度からの 10 年間を計画期間とする「八街市総合計画 2015」を上位計画としつつ、国・県及び本市の関連計画と整合を図りながら策定します。



3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間とします。



4 計画の策定体制

(1) 策定審議会による審議

本計画の策定にあたっては、保健医療・福祉関係者や学識経験者、市民代表からなる「八街市高齢者福祉計画策定審議会」を開催し、審議を行いました。

(2) 庁内における計画策定体制

庁内においては、関係部局などによる「八街市高齢者福祉計画策定委員会」及び「八街市高齢者福祉計画企画プロジェクト・チーム」を設置し、計画内容の検討を行いました。

(3) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、下記のアンケートを実施し、市民や事業者の高齢者施策等に関する実態やニーズの把握を行いました。

調査名	調査の対象	調査方法	調査時期	発送数・回答数・有効回答率
日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の方(介護認定を受けていない方)と要支援1～要支援2の認定者の方	郵送による発送・回収	令和5年4月1日～5月11日	発送数：2,700通 回答数：1,565通 有効回答率：58.0%
在宅介護実態調査	65歳以上の要介護1～5の認定者の方、介護者の方	郵送による発送・回収	令和5年4月1日～5月11日	発送数：1,000通 回答数：482通 有効回答率：48.2%
介護保険サービス提供事業者向けアンケート調査	八街市内で介護保険サービスを提供している介護サービス提供事業所調査対象49事業所	郵送による発送・回収	令和5年4月1日～5月8日	発送数：91通 (業態ごと) 有効回収数：69通 有効回答率：75.8%

(4) パブリックコメント

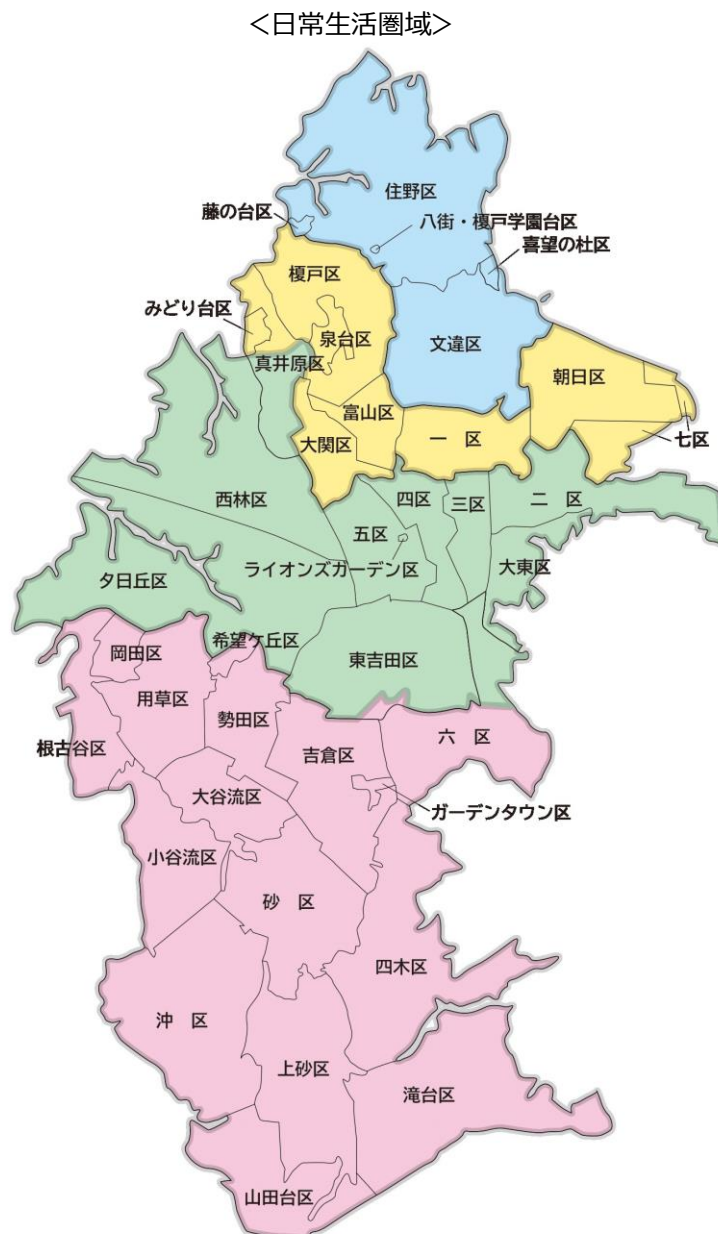
計画案についてパブリックコメントを実施し、市民からの意見募集を行いました。

5 日常生活圏域

日常生活圏域とは、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付などの対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域」を指します。

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスの必要利用定員総数や利用量などを見込むこととしています。

本市では、地域のつながりを考慮し、第8期と同様に、4つの中学校区を日常生活圏域に定めて計画を進めていきます。



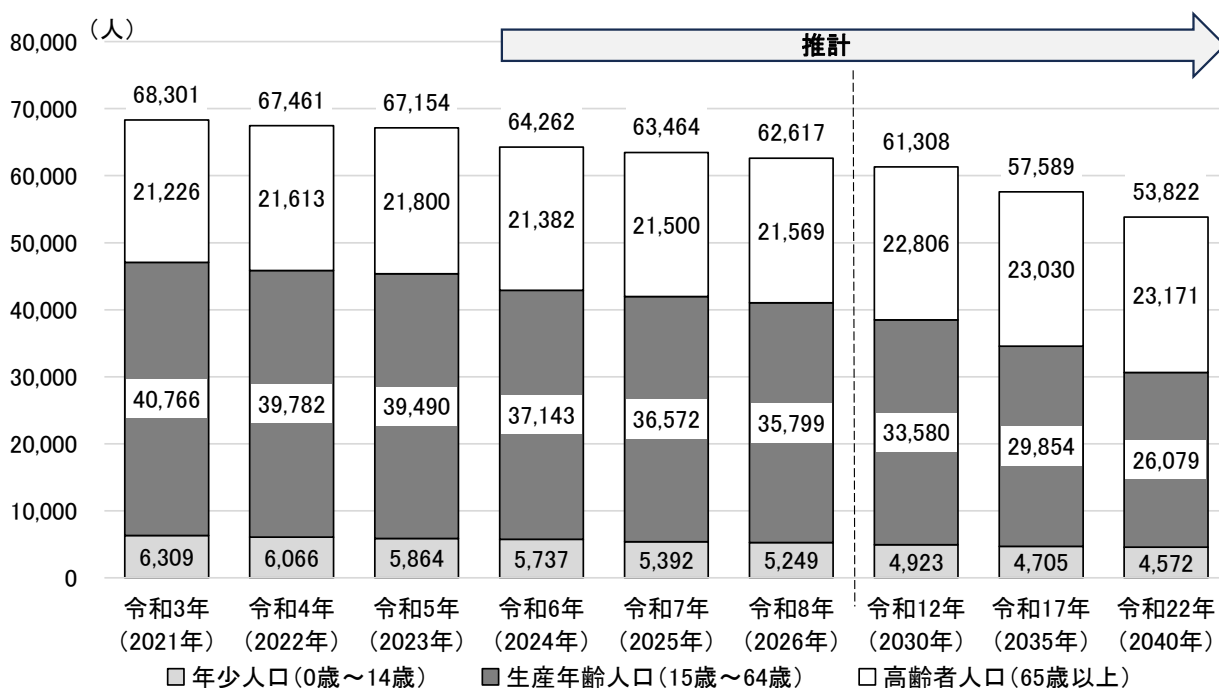
第2章 高齢者を取り巻く現状

1 本市の人口

(1) 人口の推移と推計

本市の総人口は減少傾向にあり、令和3（2021）年の68,301人から令和8（2026）年には62,617人まで減少し、令和22（2040）年には53,822人になると見込まれます。

この間、高齢者人口は逆に増加し、本計画の期間である令和6（2024）年から令和8（2026）年には21,382人から21,569人へと増え、令和22（2040）年には23,171人へ増えることが見込まれます。

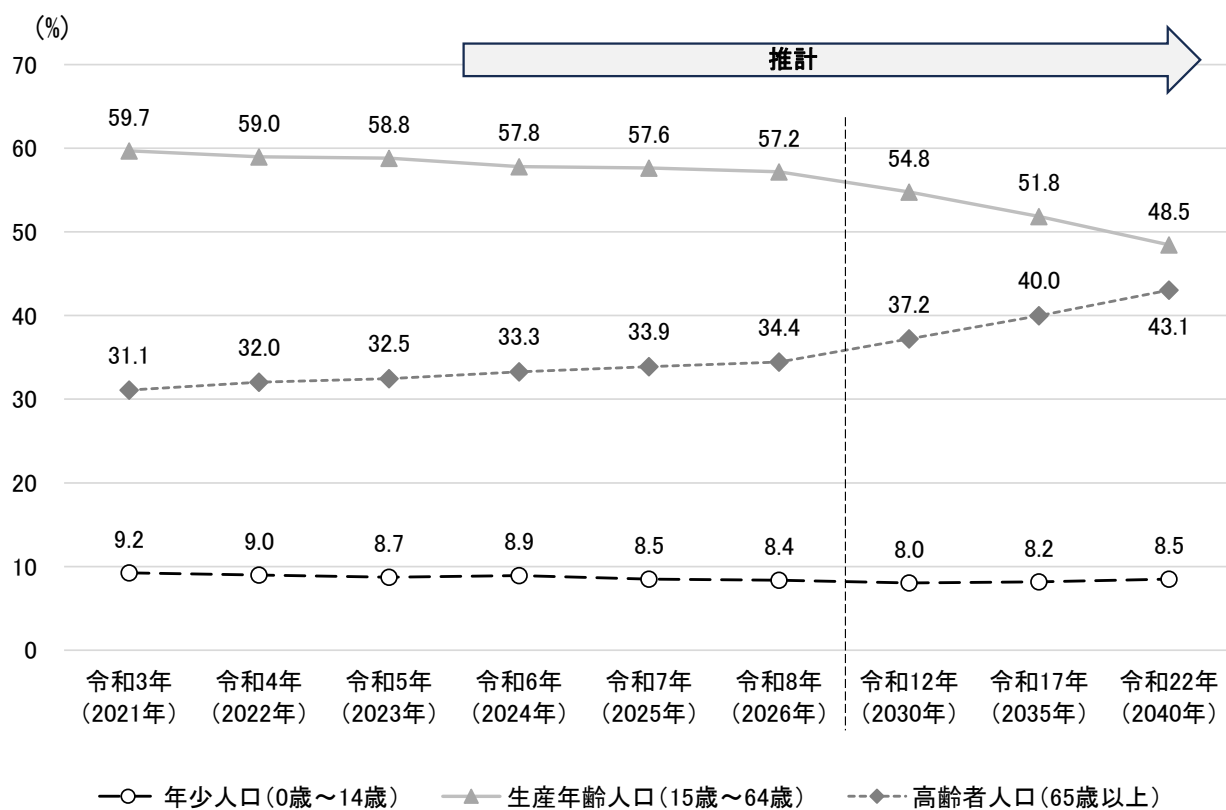


資料：令和5（2023）年まで：住民基本台帳（各年3月31日）

令和6（2024）年から令和8（2026）年：地域包括ケア「見える化」システム

令和12（2030）年以降：八街市人口推計データ

高齢化率は上昇傾向にあり、令和3（2021）年の31.1%から、令和8（2026）年には34.4%に上昇し、令和22（2040）年には43.1%になると見込まれています。



資料：令和5（2023）年まで：住民基本台帳（各年3月31日）

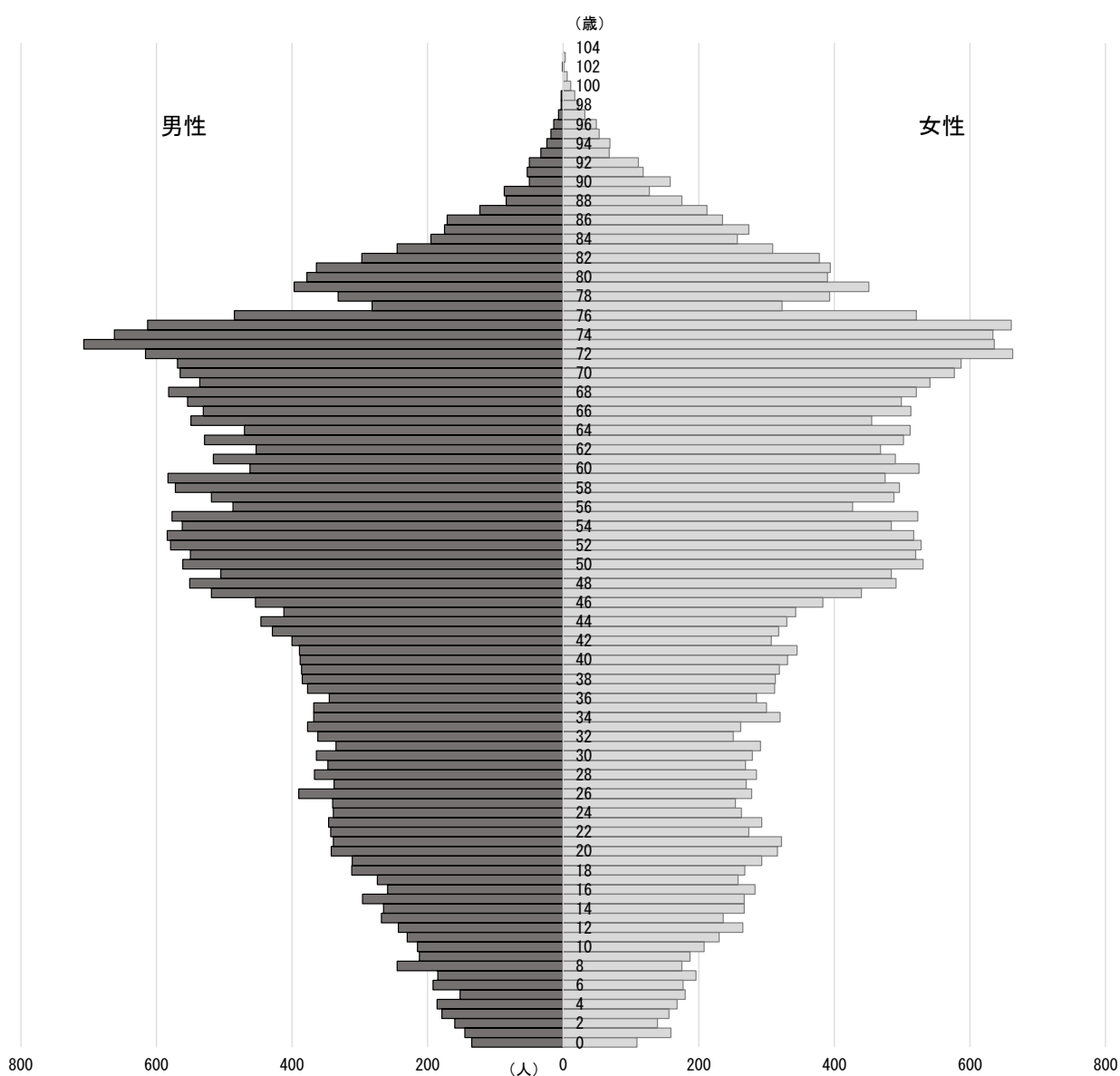
令和6（2024）年から令和8（2026）年：地域包括ケア「見える化」システム

令和12（2030）年以降：八街市人口推計データ

(2) 人口ピラミッド

令和5（2023）年3月31日現在の本市における人口67,154人を、男女別・年齢別に形像した人口ピラミッドをみると、男女ともに、いわゆる団塊世代と言われる方々の人口が突出しています。介護保険を必要とする方は年齢が進むにつれて増えるため、今後、介護保険サービス利用者の増加が見込まれます。

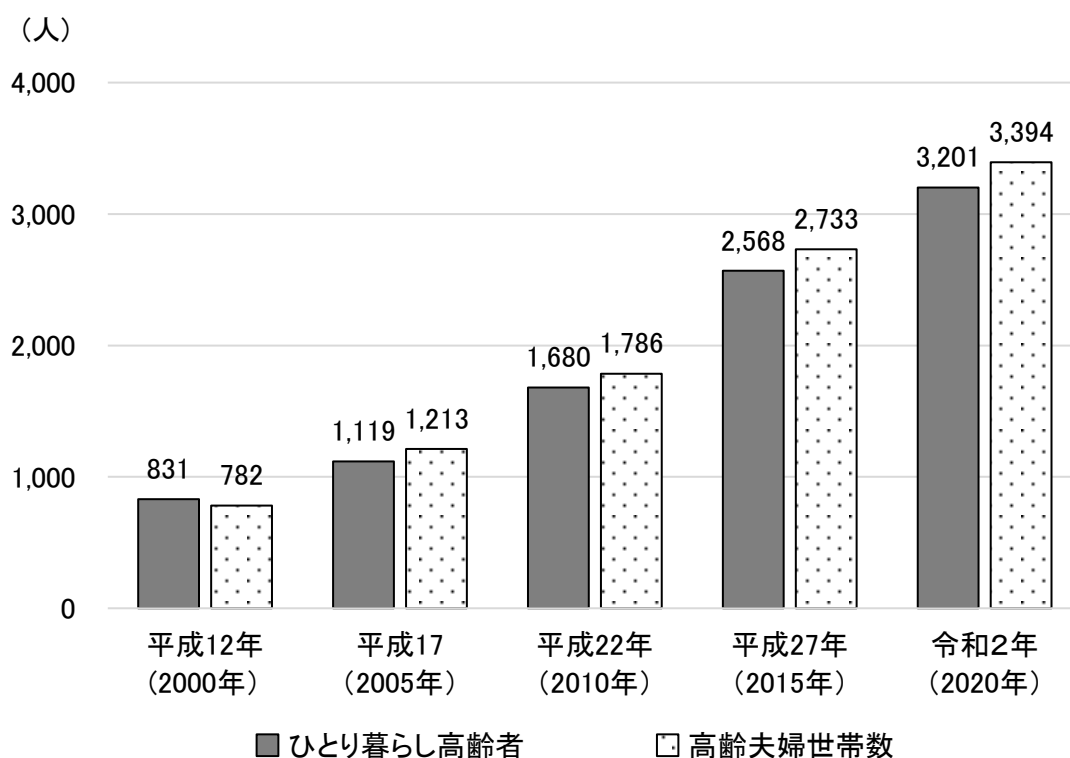
一方、生産年齢人口は減少しています。現在でも、介護現場での人材不足が言われており、今後ますます労働人口が減少していくことから、より深刻になっていくことが懸念されます。



資料：住民基本台帳（基準日：令和5（2023）年3月31日）

(3) ひとり暮らし高齢者・高齢夫婦世帯数の推移

ひとり暮らし高齢者は増加傾向にあり、平成12(2000)年には831世帯であったのに対し、令和2(2020)年には3,201世帯と、20年間に約4倍となっています。また、高齢夫婦世帯も同様に、平成12(2000)年の782世帯から令和2(2020)年には3,394世帯と、4倍を超える数へ増加しています。

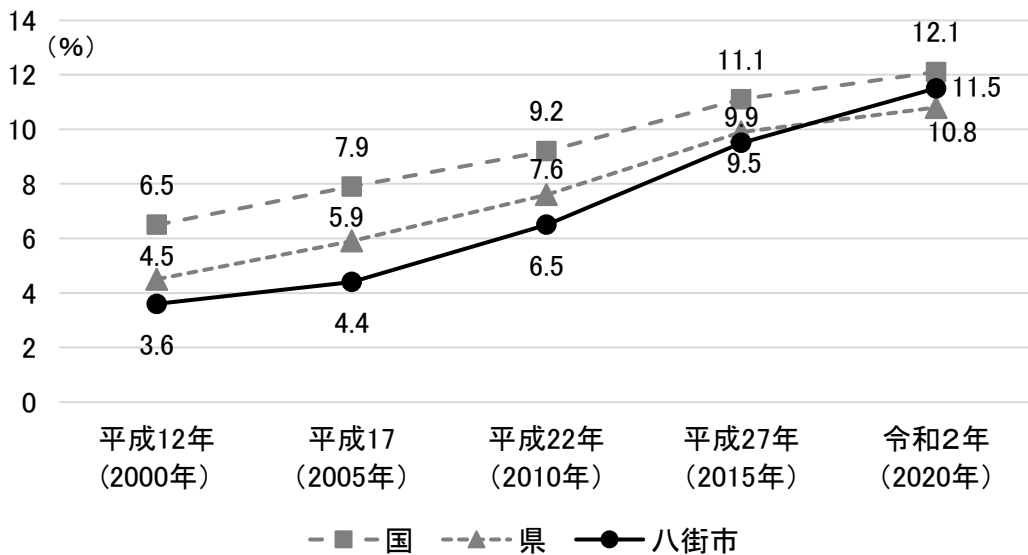


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

本市のひとり暮らし高齢者世帯の割合をみると、平成 12（2000）年には 3.6%でしたが、令和 2（2020）年には 11.5%となり、千葉県（10.8%）を上回っています。

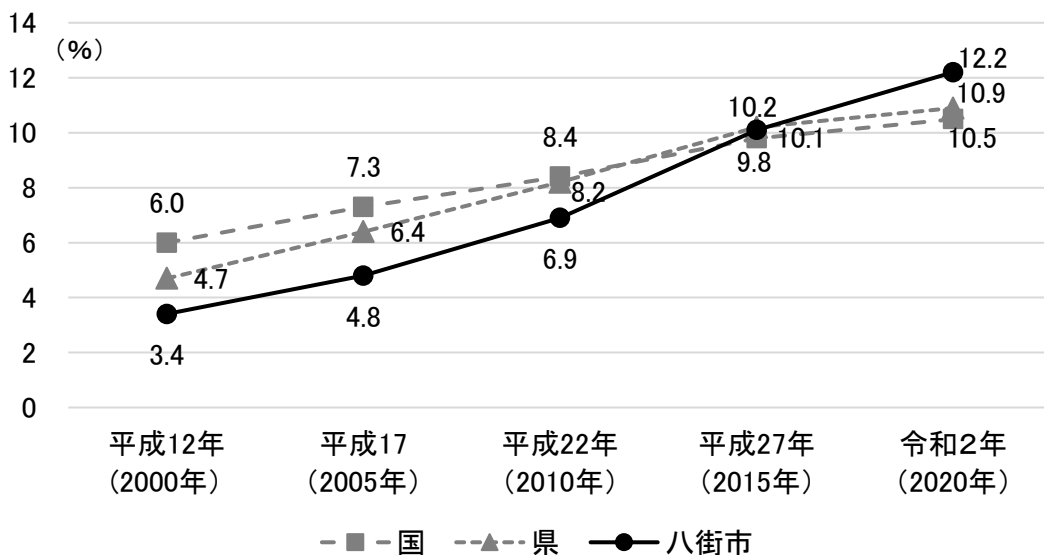
高齢夫婦世帯の割合も、平成 12（2000）年の 3.4%から、令和 2（2020）年には 12.2%となり、国（10.5%）及び千葉県（10.9%）を上回っています。

ひとり暮らし高齢者世帯の割合



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

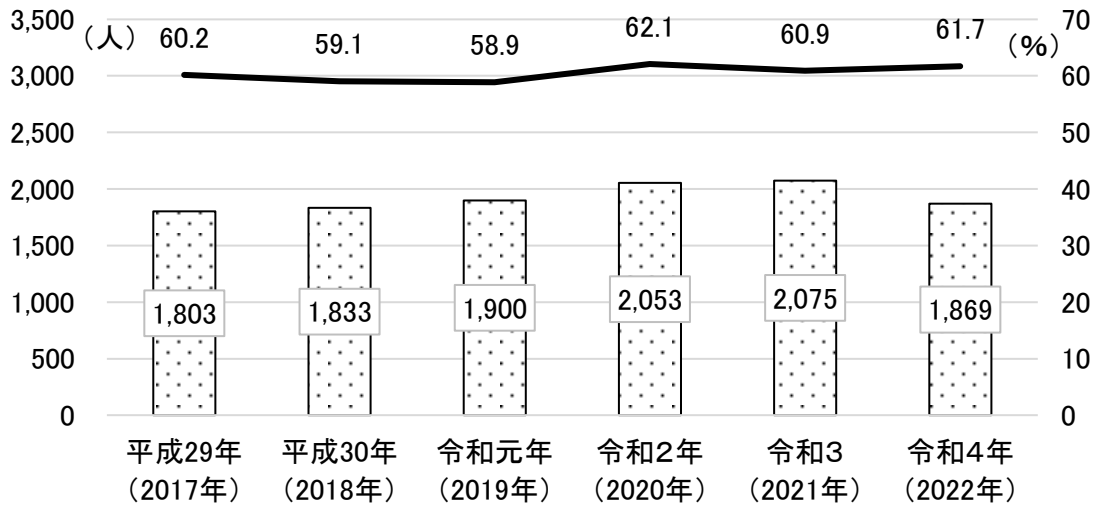
高齢夫婦世帯の割合



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

(4) 認知症高齢者の推移

認知症高齢者（自立度判定がⅡa以上）は、平成29（2017）年の1,803人に対し、令和4（2022）年は1,869人と、概ね横ばいで推移しています。また、介護認定者における認知症高齢者率は、約6割で推移しています。



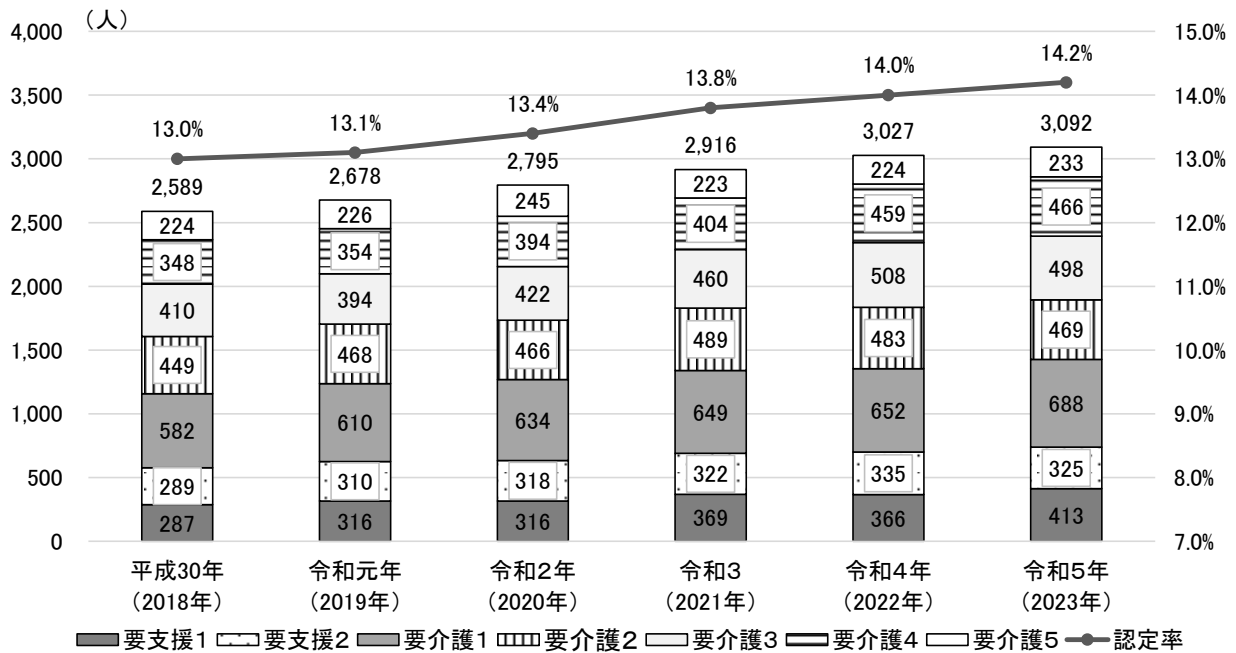
□ 認知症高齢者数自立判定(Ⅱa以上) — 認知症高齢者率

資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年4月1日時点）

※自立度判定がⅡaとは、家庭外で日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。【厚生労働省 日常生活自立度判定基準】

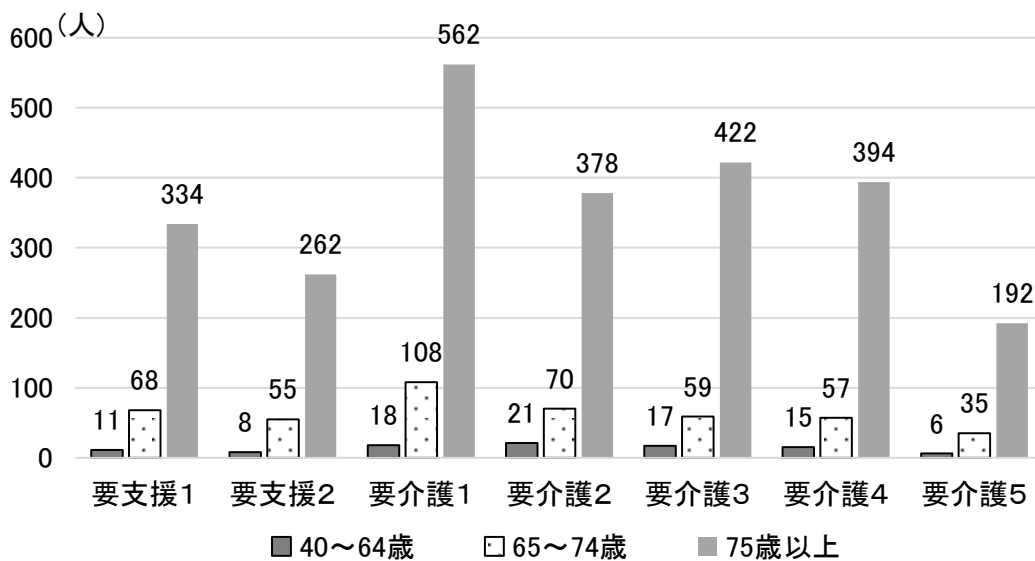
(5) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成 30（2018）年には 2,589 人であったのに対し、令和 5（2023）年には 3,092 人に増加しています。要介護度別にみると、増減はあるもののいずれの要介護度においても増加傾向にあり、特に要介護 1 は令和 5（2023）年に 688 人と最も多くなっています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年 3 月末日時点）

年齢別にみると、要支援・要介護度は年齢が進むにつれ増加していますが、特に、75 歳以上で要介護 1 が 562 人と最も多くなっています。



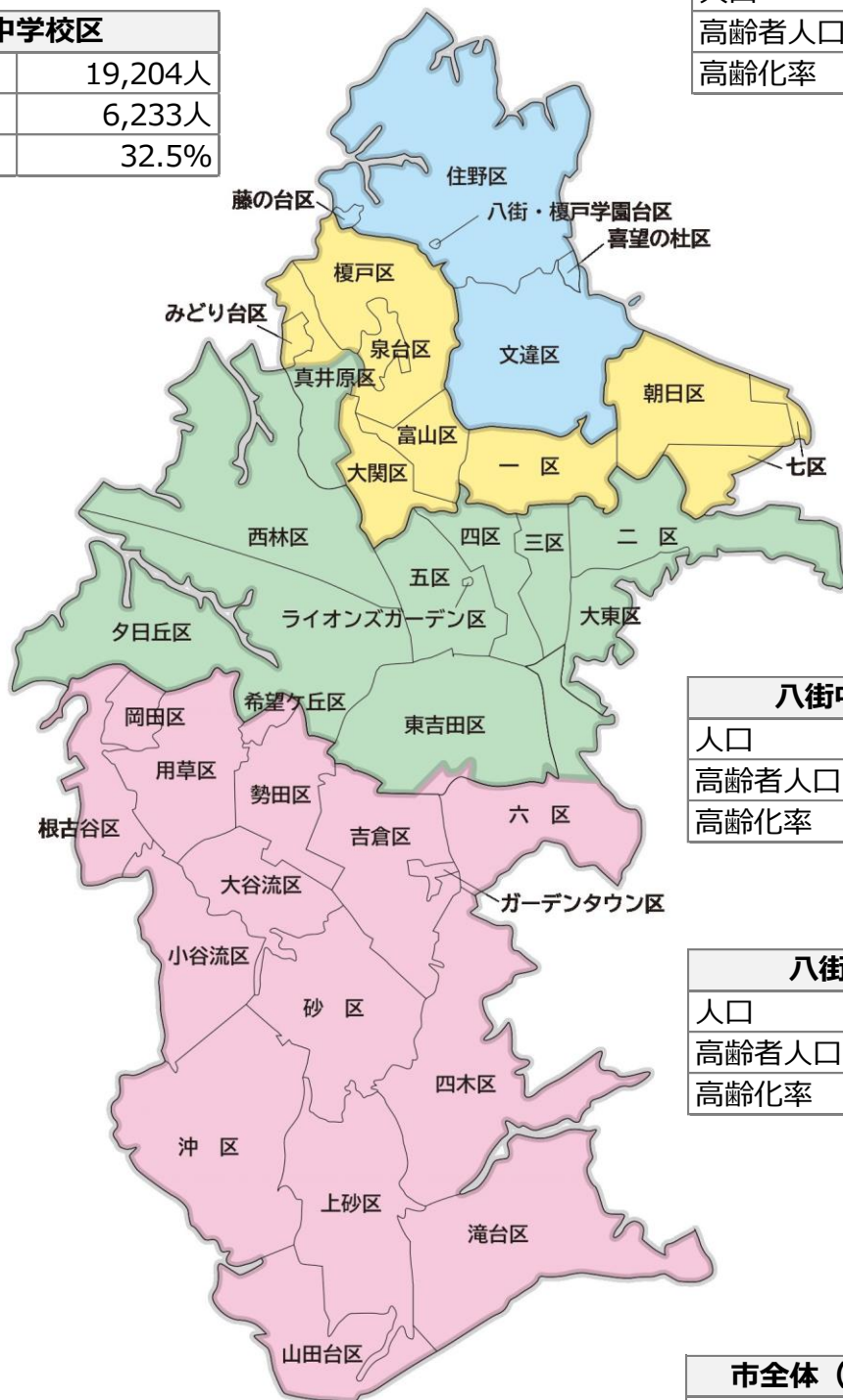
資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和 5 年 3 月末日時点）

(6) 日常生活圏域別の高齢者人口

(令和5年9月30日現在)

八街中学校区	
人口	19,204人
高齢者人口	6,233人
高齢化率	32.5%

八街北中学校区	
人口	11,025人
高齢者人口	3,258人
高齢化率	29.6%



八街中央中学校区	
人口	23,880人
高齢者人口	7,762人
高齢化率	32.5%

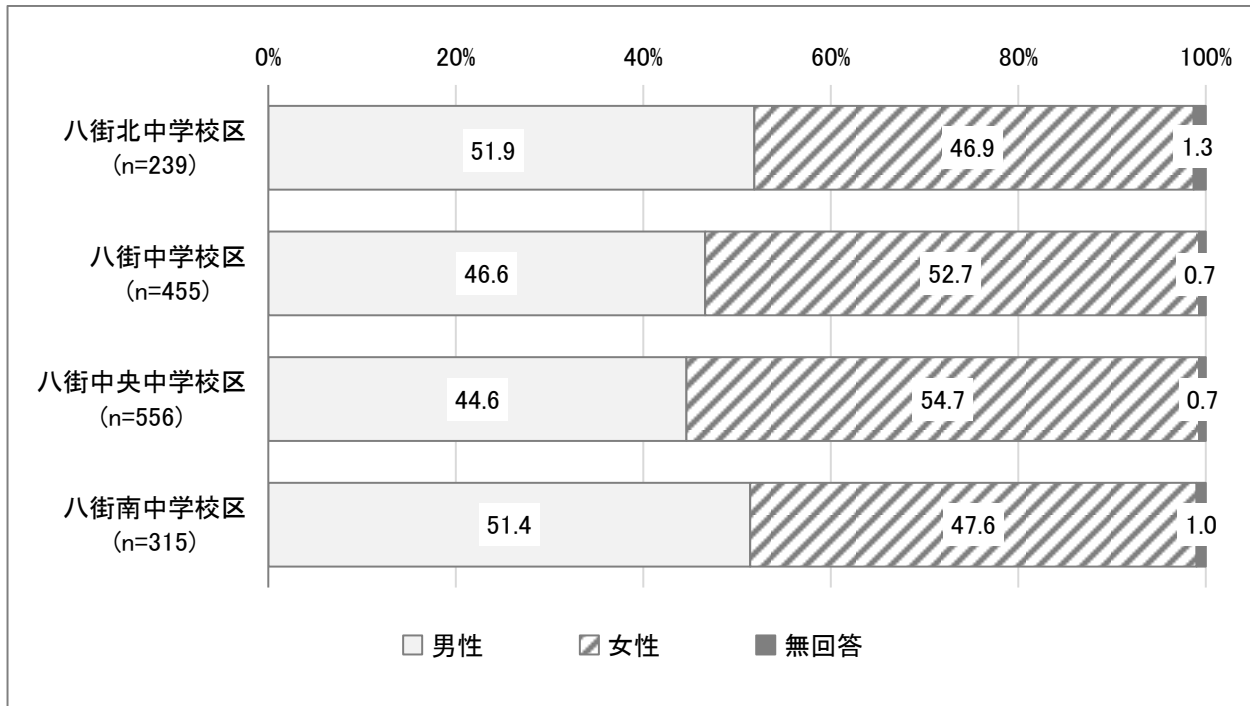
八街南中学校区	
人口	12,891人
高齢者人口	4,647人
高齢化率	36.0%

市全体（4圏域）の合計	
人口	67,000人
高齢者人口	21,900人
高齢化率	32.7%

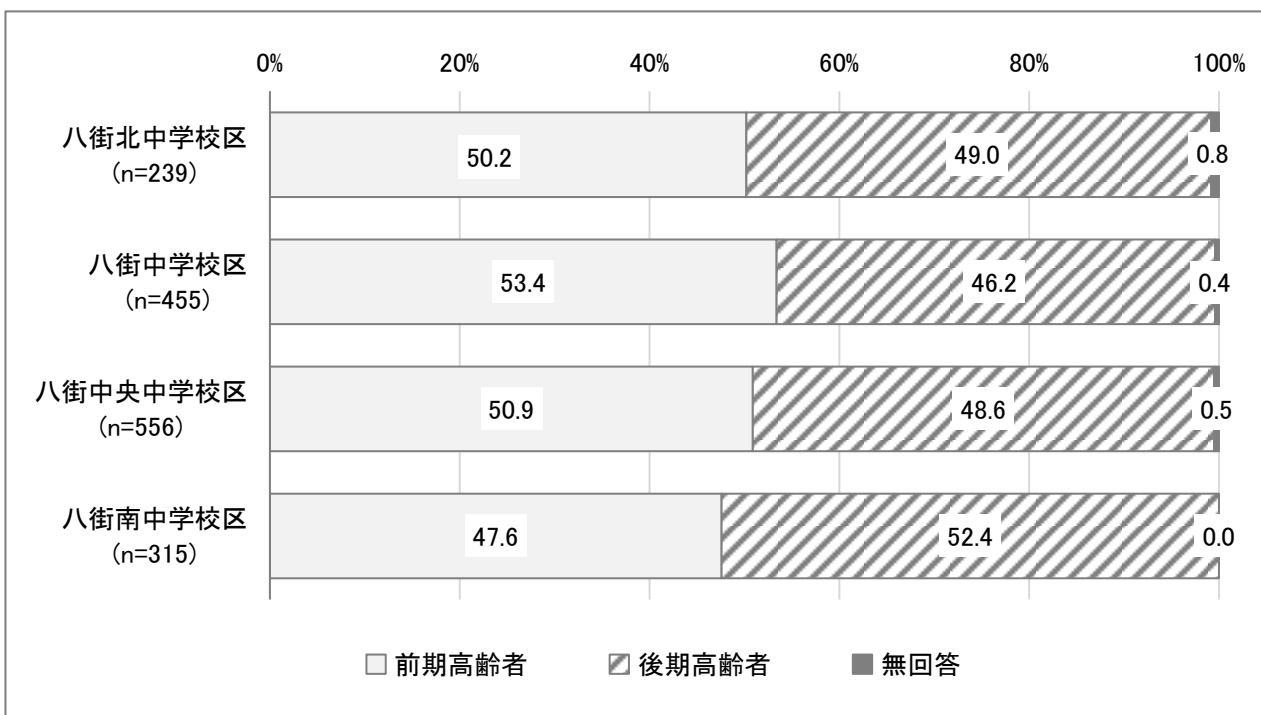
(7) 日常生活圏域別の状況

【属性に関するアンケート回答結果（一般高齢者・要支援認定者）】¹

●性別

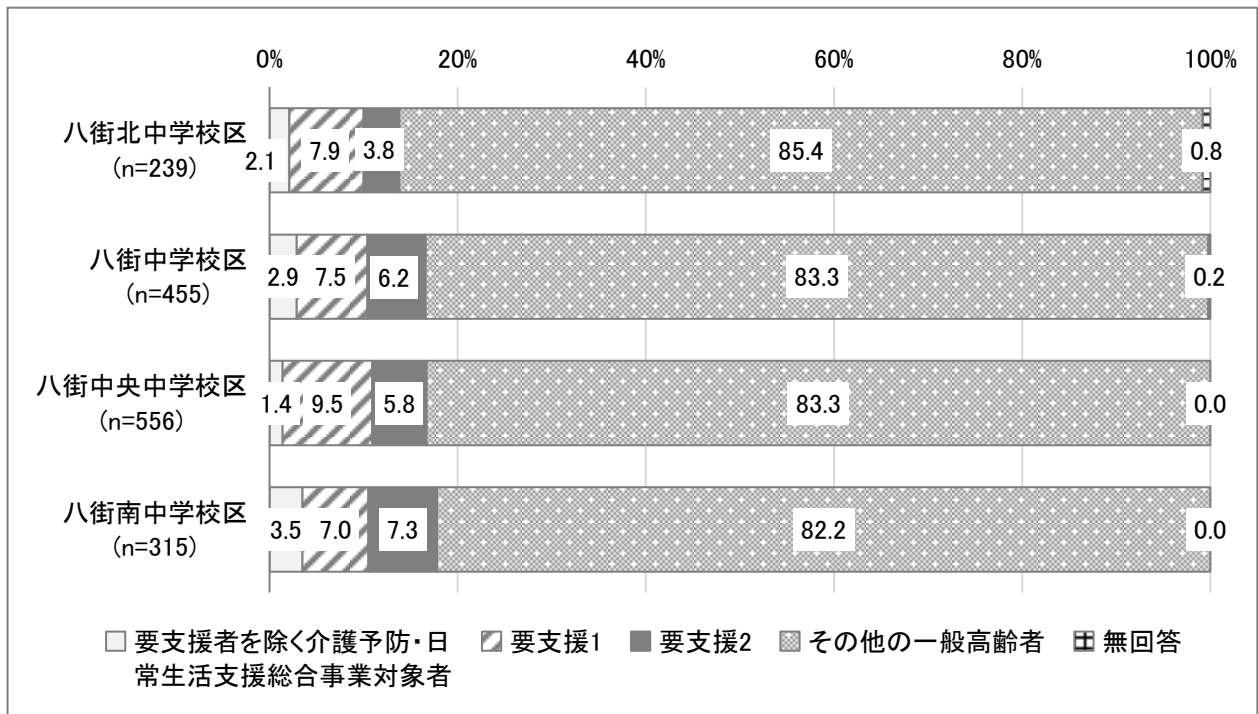


●前期高齢者・後期高齢者

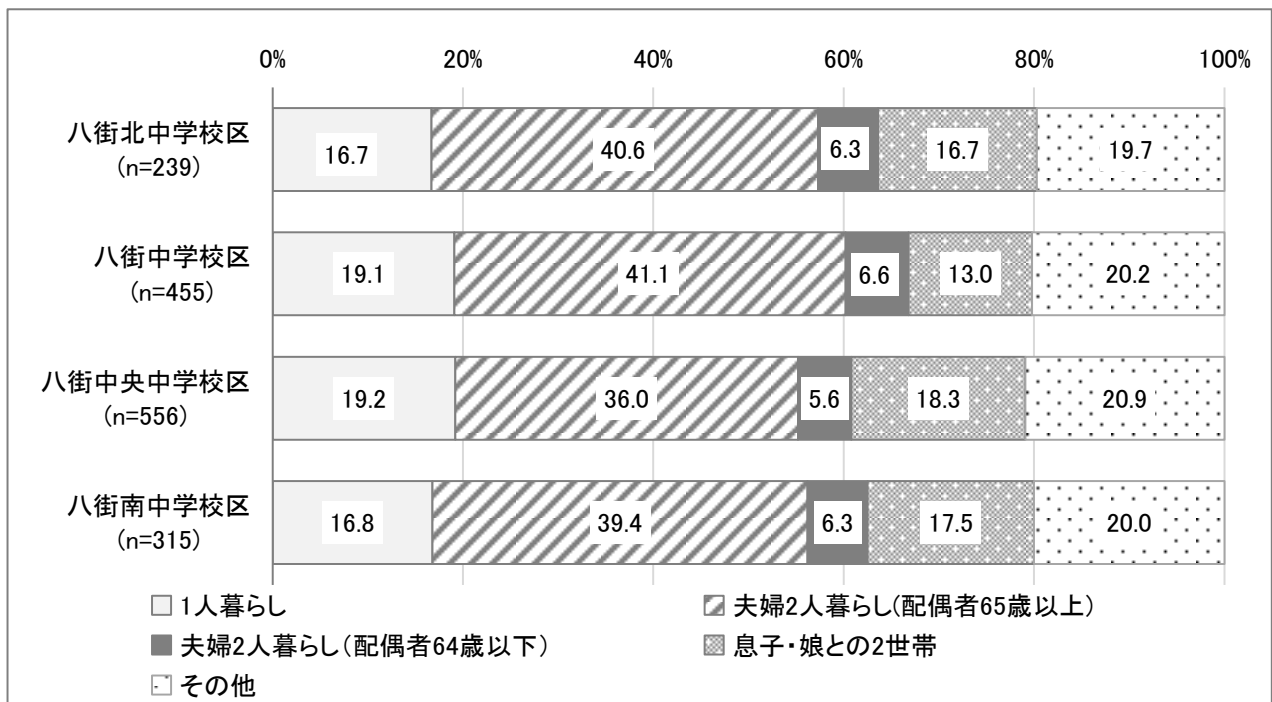


¹ 「n」は設問に対する有効回答件数を表す（以下同じ）。

●要介護状態区分

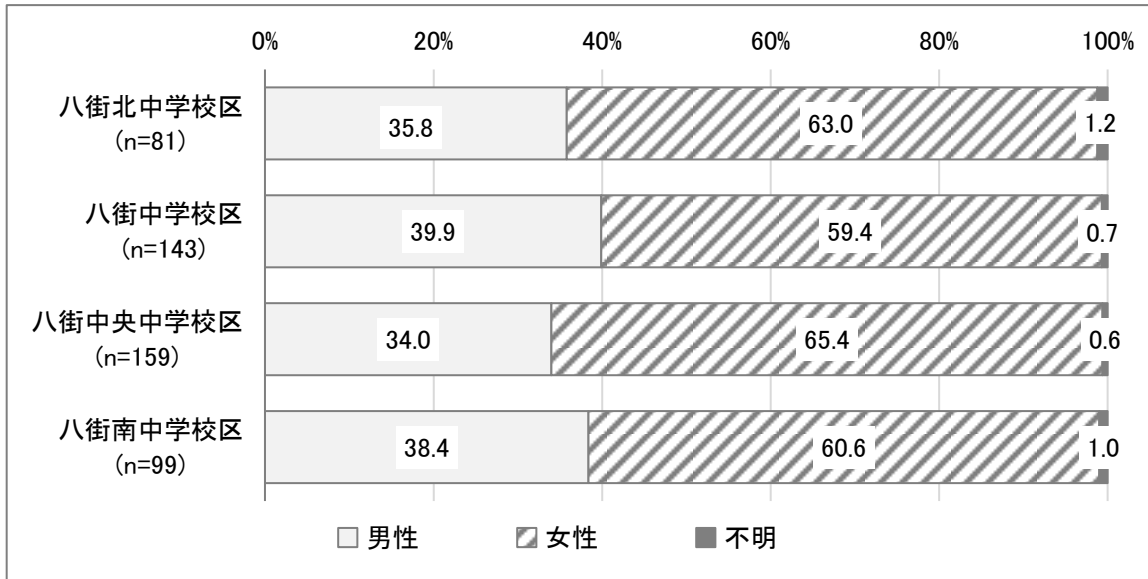


●家族構成

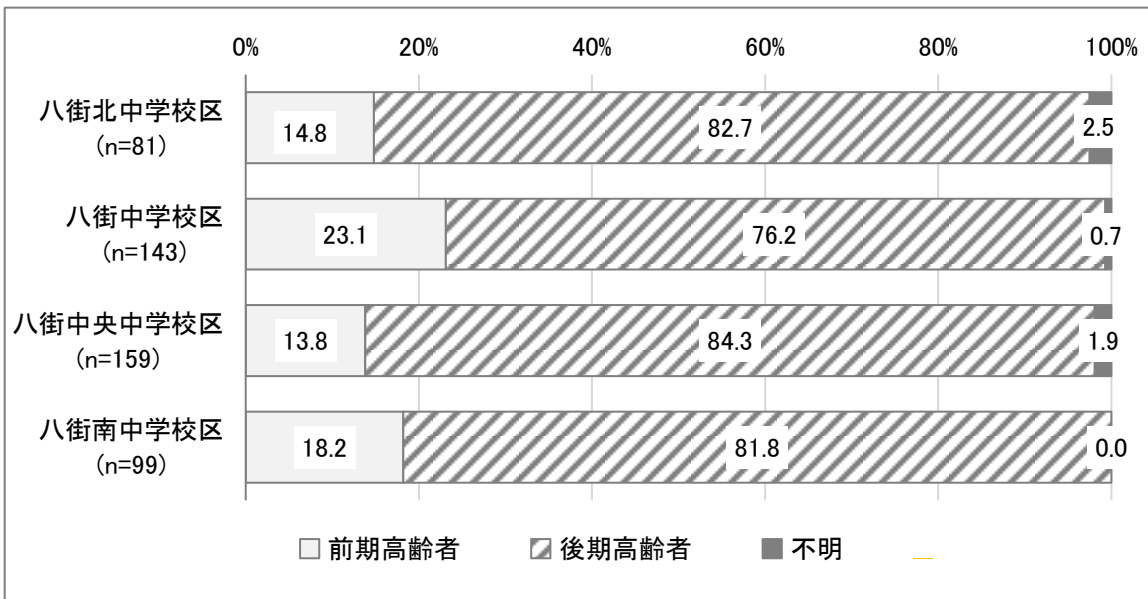


【属性に関するアンケート回答結果（要介護認定者）】

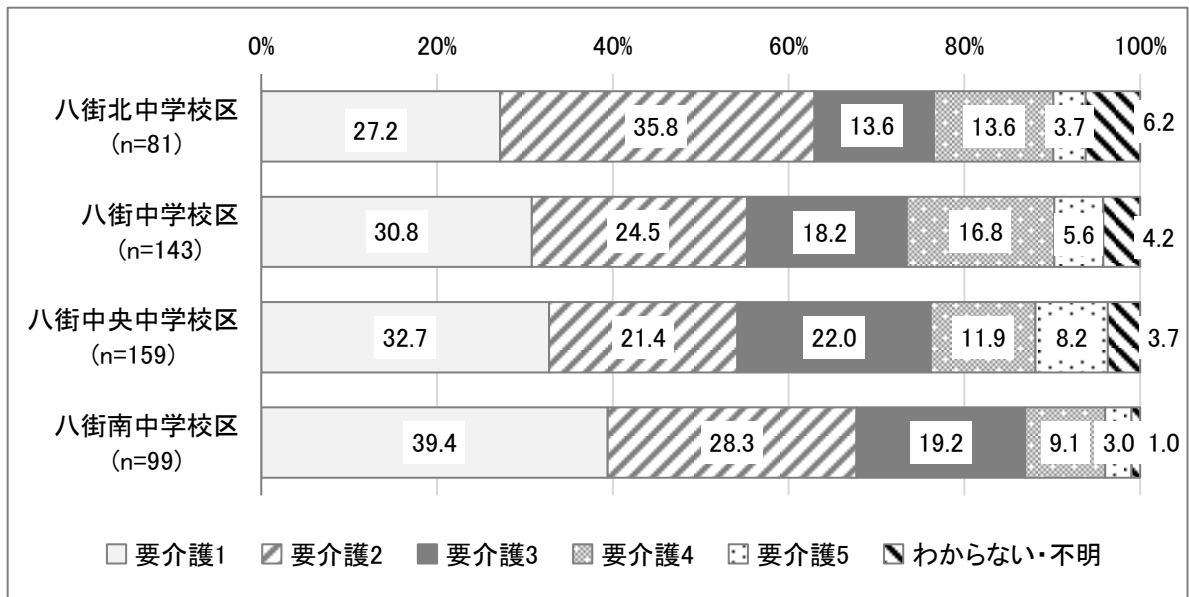
●性別



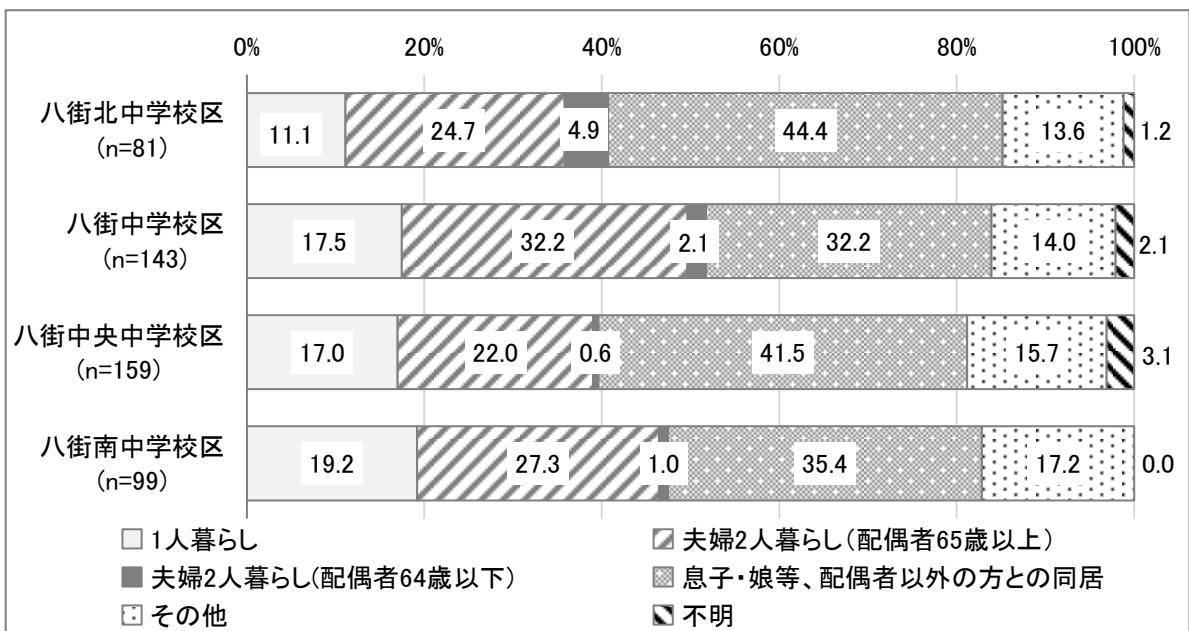
●前期高齢者・後期高齢者



●要介護状態区分



●家族構成



【外出頻度や地域参加について】

外出の頻度についてみると、「ほとんど外出しない」の割合は、一般高齢者・要支援認定者では八街北中学校区（12.6%）が最も高くなっています。

友人・知人と会う頻度についても、「ほとんどない」の割合が、一般高齢者・要支援認定者では八街北中学校区（31.4%）で最も高くなっています。

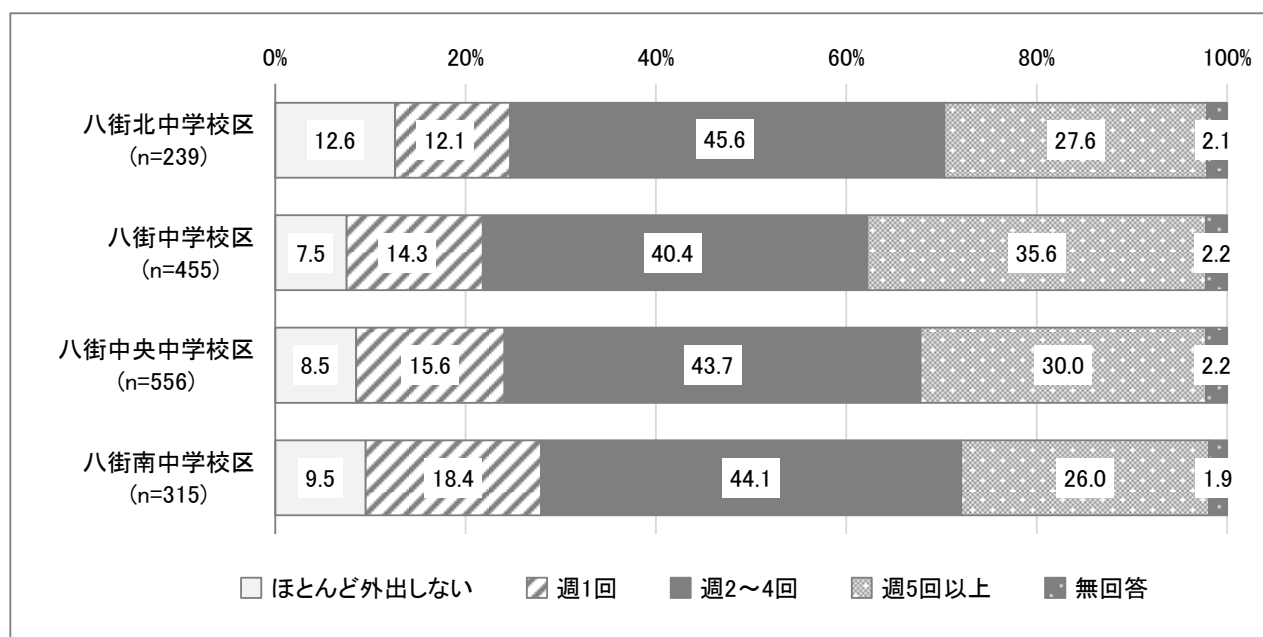
日中、一人になることが「よくある」人を見ると、一般高齢者・要支援認定者では八街中央中学校区（40.5%）が最も高くなっています。一方、要介護認定者では、八街南中学校区（37.4%）が最も高くなっています。

一般高齢者・要支援認定者の回答者の家族構成について、独居または夫婦 2 人暮らしの割合（＝「1 人暮らし」＋「夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）」）をみると、八街中学校区（60.2%）、八街北中学校区（57.3%）の順に多く、こうした高齢の独居・夫婦世帯の回答割合の高さが、上記の「ほとんど外出しない」や日中一人になることが「よくある」といった割合に影響を与えている可能性があります。

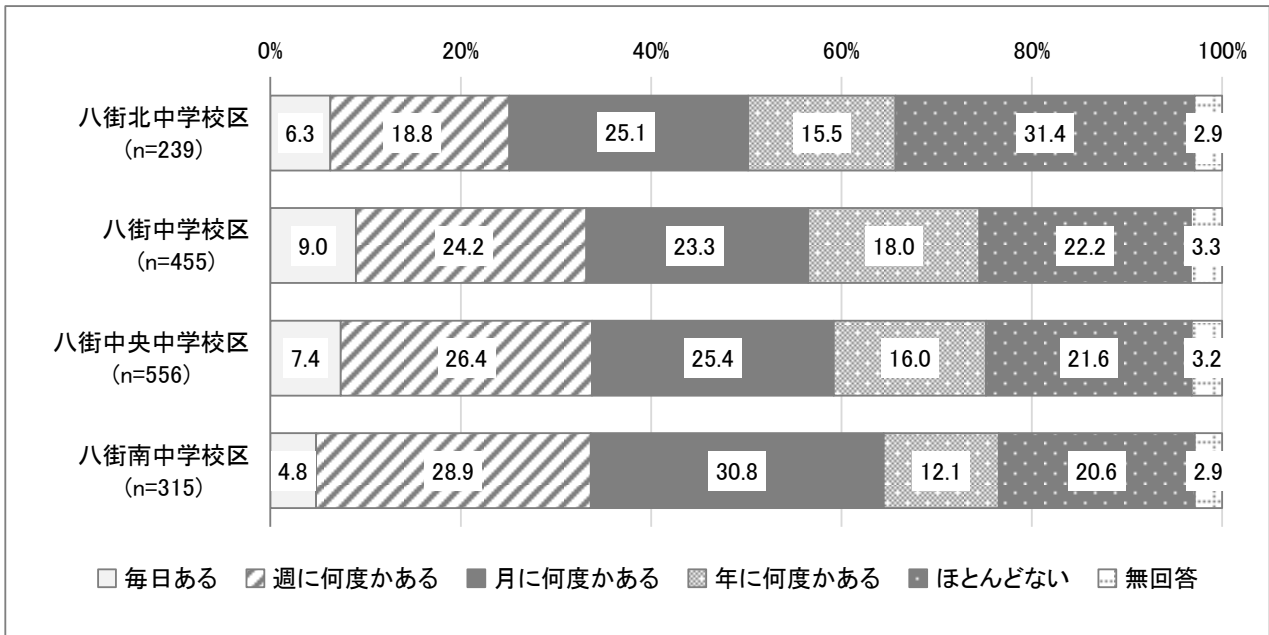
外出頻度の減少や孤立化は、将来の介護リスクに大きな影響を与えられることから、こうした状況も踏まえながら、施策を推進していく必要があります。

例えば、いきいきした地域づくりへの参加者としての参加意向（＝「是非参加したい」＋「参加してもよい」＋「既に参加している」）は、八街中学校区（58.1%）が最も高くなっていますが、他地域でもこうした外出・交流意向の向上をめざすことが重要と言えます。

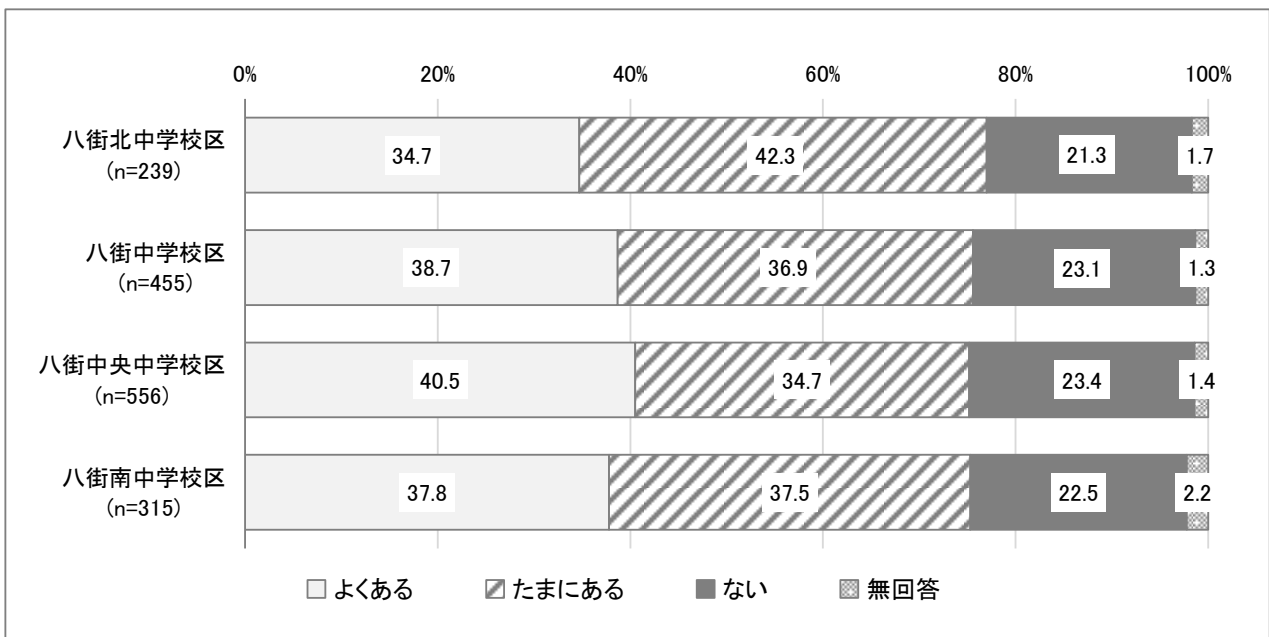
週に 1 回以上は外出しているか（一般高齢者・要支援認定者）（単数回答）



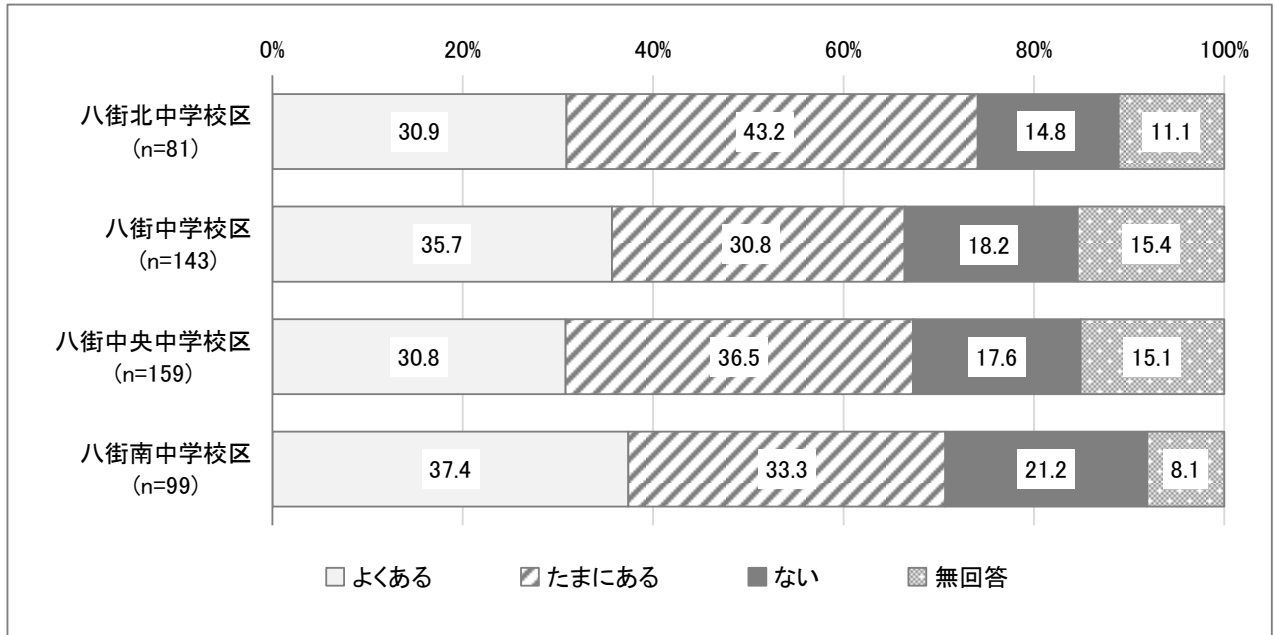
友人・知人と会う頻度（一般高齢者・要支援認定者）（単数回答）



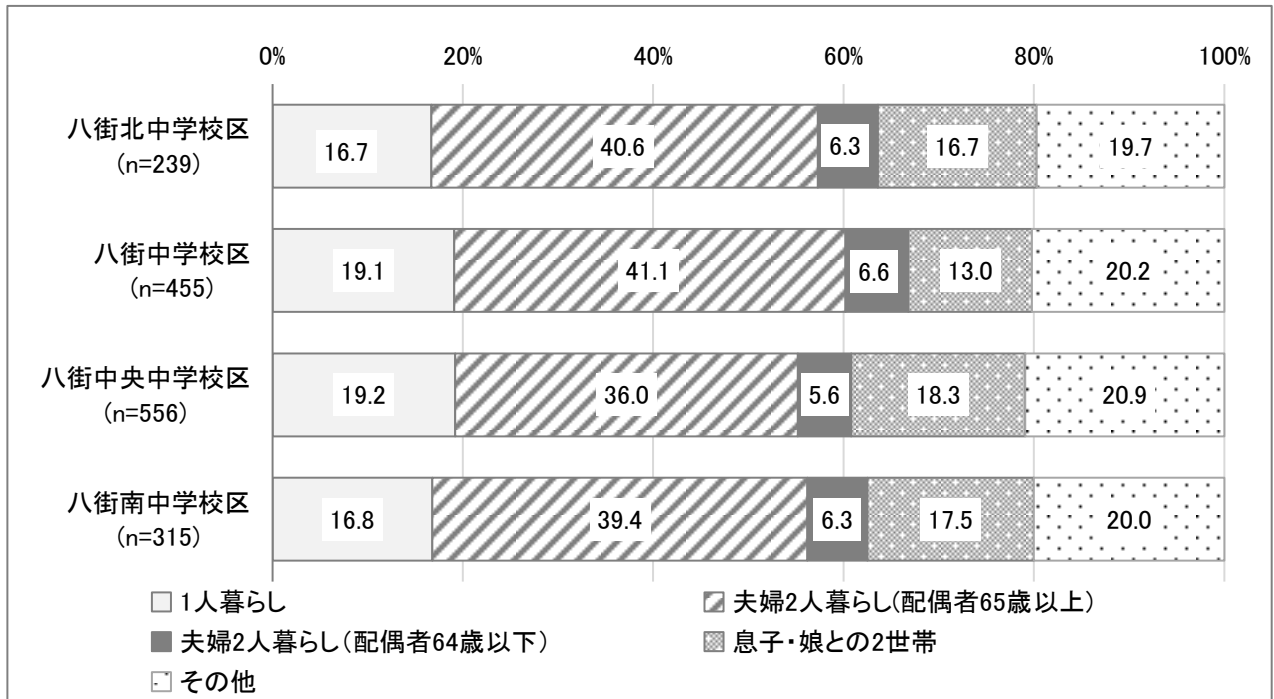
日中、一人になることがあるか（一般高齢者・要支援認定者）（単数回答）



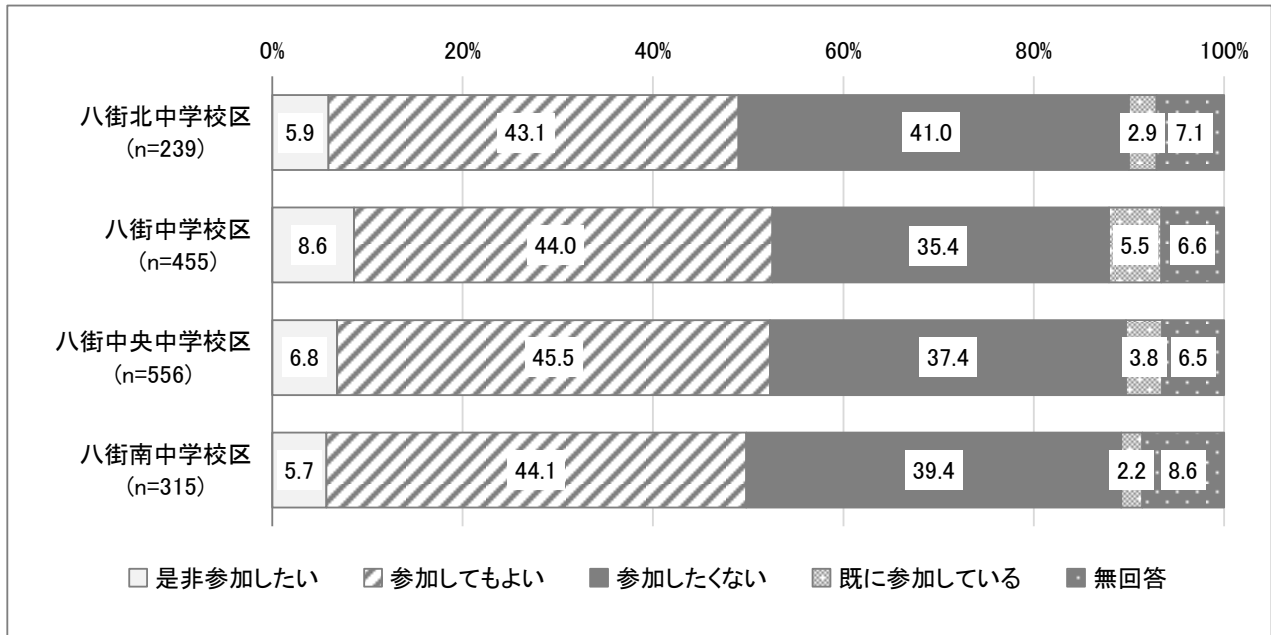
日中、一人になることがあるか（要介護認定者）（単数回答）



家族構成（一般高齢者・要支援認定者）（単数回答）（再掲）



いきいきした地域づくりへの参加者としての参加意向（一般高齢者・要支援認定者）
 （単数回答）



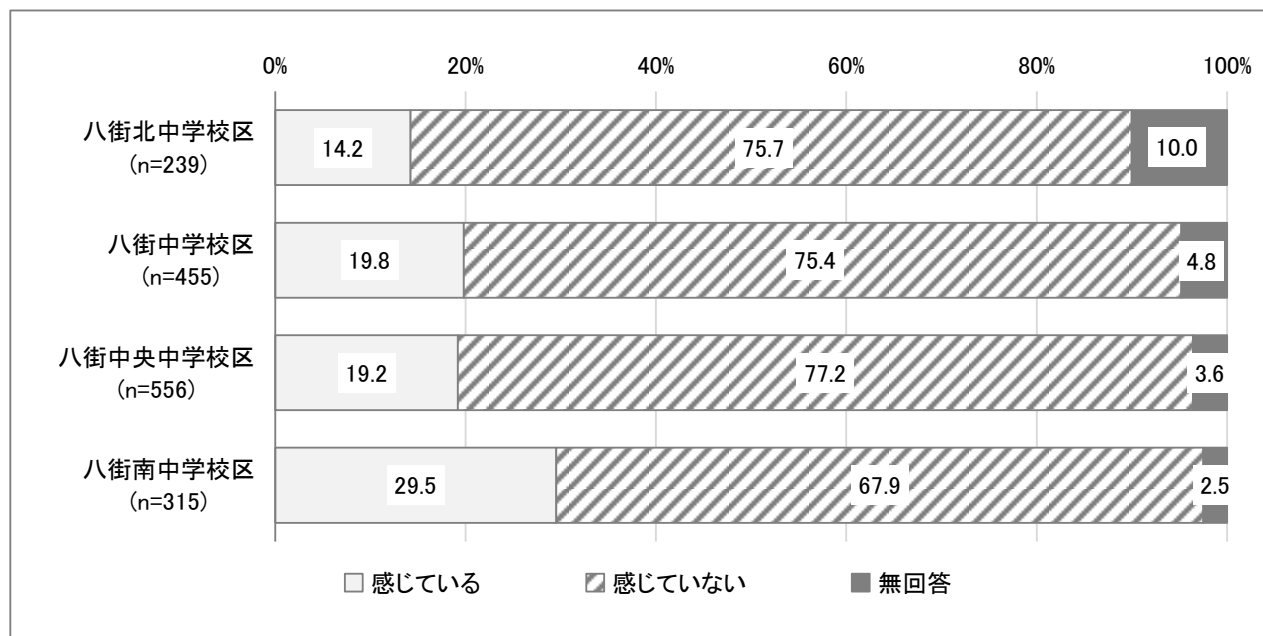
【地域での自立した生活について】

日用品の買い物に不安や不便を感じている割合（一般高齢者・要支援認定者）は、八街南中学校区（29.5%）が約3割と最も高くなっています。また、本人や家族に認知症の症状がある人の割合（一般高齢者・要支援認定者）は、八街中央中学校区（13.3%）が最も高くなっています。

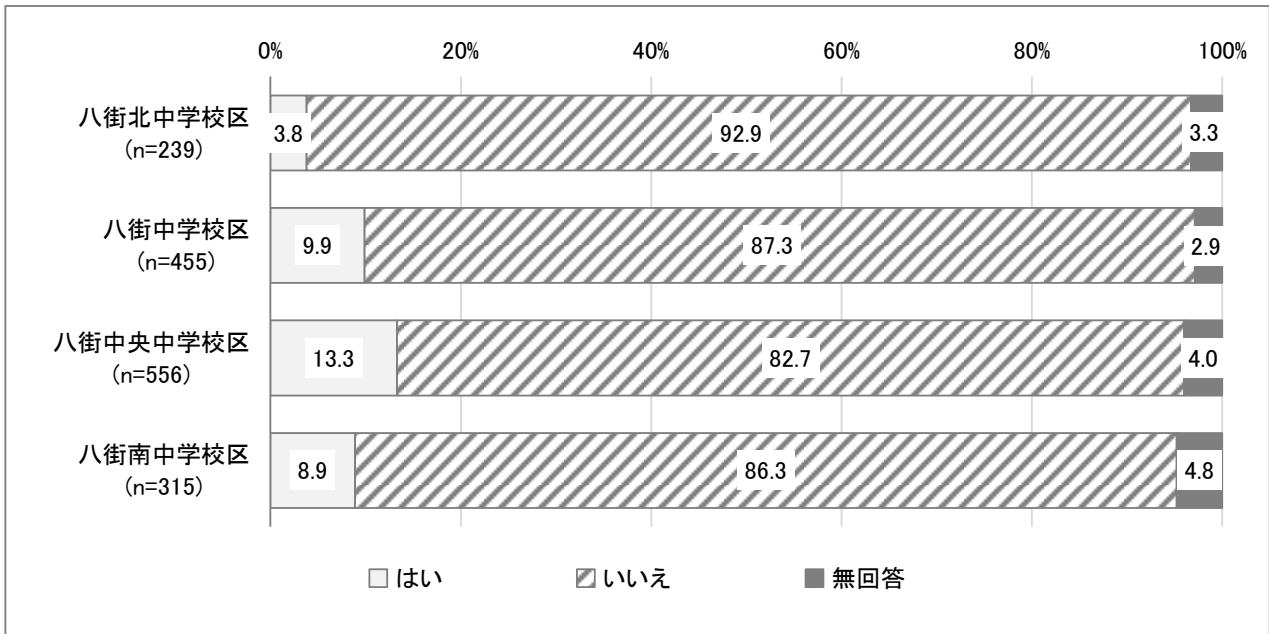
要介護認定者では、『自宅で生活したい』（＝「家族や親族の世話だけを受けて、自宅で生活したい」＋「ホームヘルパーやデイサービスなどの介護サービスを受けながら、自宅で生活したい」）とする割合が、八街中央中学校区（71.0%）と八街南中学校区（70.7%）で7割を超え、他の2地区に比べ高くなっています。

市内の高齢化率をみると、八街南中学校区（36.0%）、八街中央中学校区（32.5%）が特に高くなっており、こうした高齢化が進む地区にあっても、生活支援サービスの充実や地域の相談窓口の活用促進等により、高齢者が自立した生活を送れる環境を整備する必要があります。

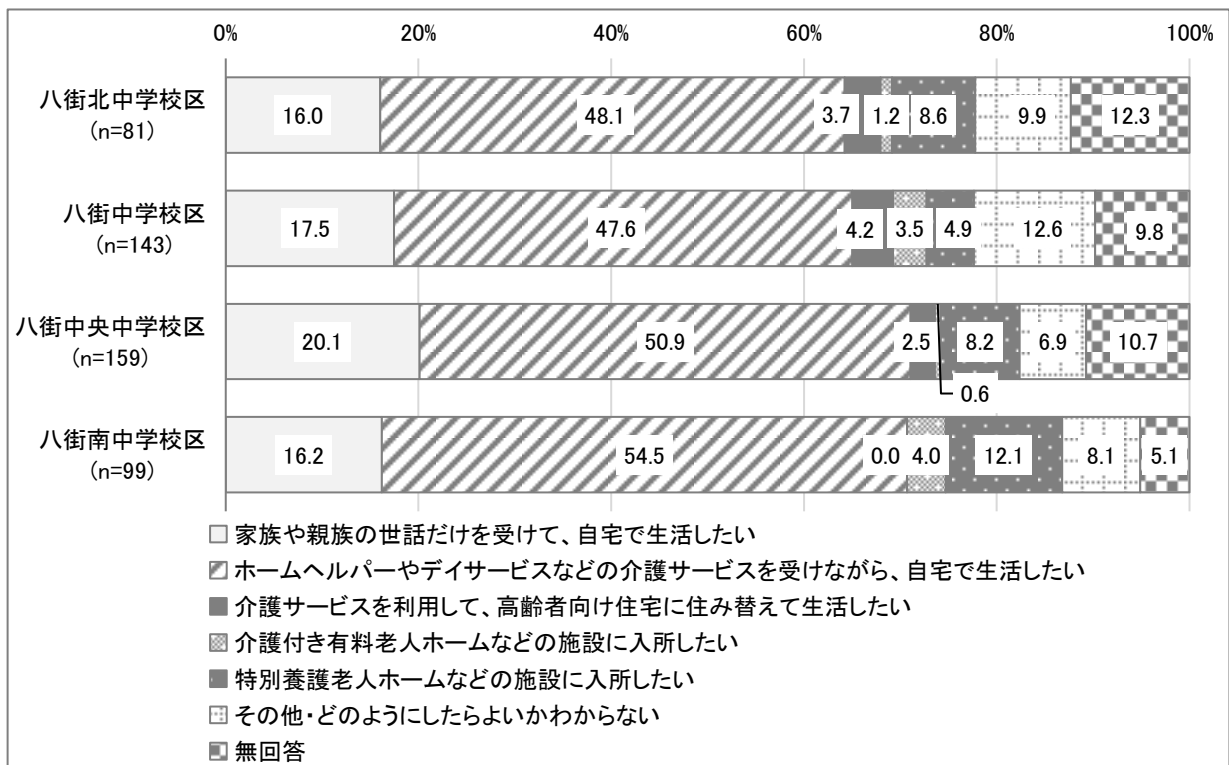
日用品の買い物に不安や不便を感じているか
（一般高齢者・要支援認定者）（単数回答）



本人や家族に認知症の症状がある人の割合
 (一般高齢者・要支援認定者) (単数回答)



今後の生活意向 (要介護認定者) (単数回答)

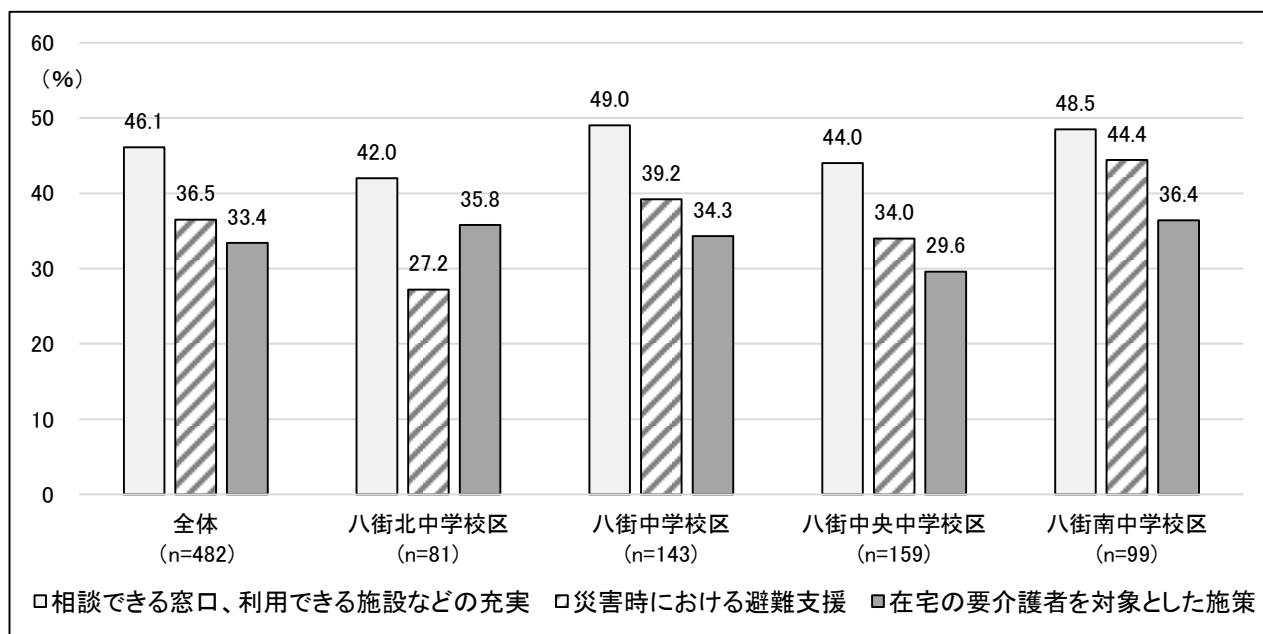


【災害発生時における不安について】

近年、気候変動に伴う災害の激甚化が指摘されています。そのため、自ら避難することが困難な高齢者が、いざという時に避難できるよう準備しておくことの必要性がより高まっています。

高齢者福祉施策として充実してほしい事業（要介護認定者）をみると、全体では「災害時における避難支援」が2番目（36.5%）に高く、地区別には、高齢化が最も進んでいる八街南中学校区で44.4%に上っています。こうした状況も踏まえ、地区ごとの自力避難困難者を正確に把握し、誰一人取り残されずに避難できる体制を整備することが求められます。

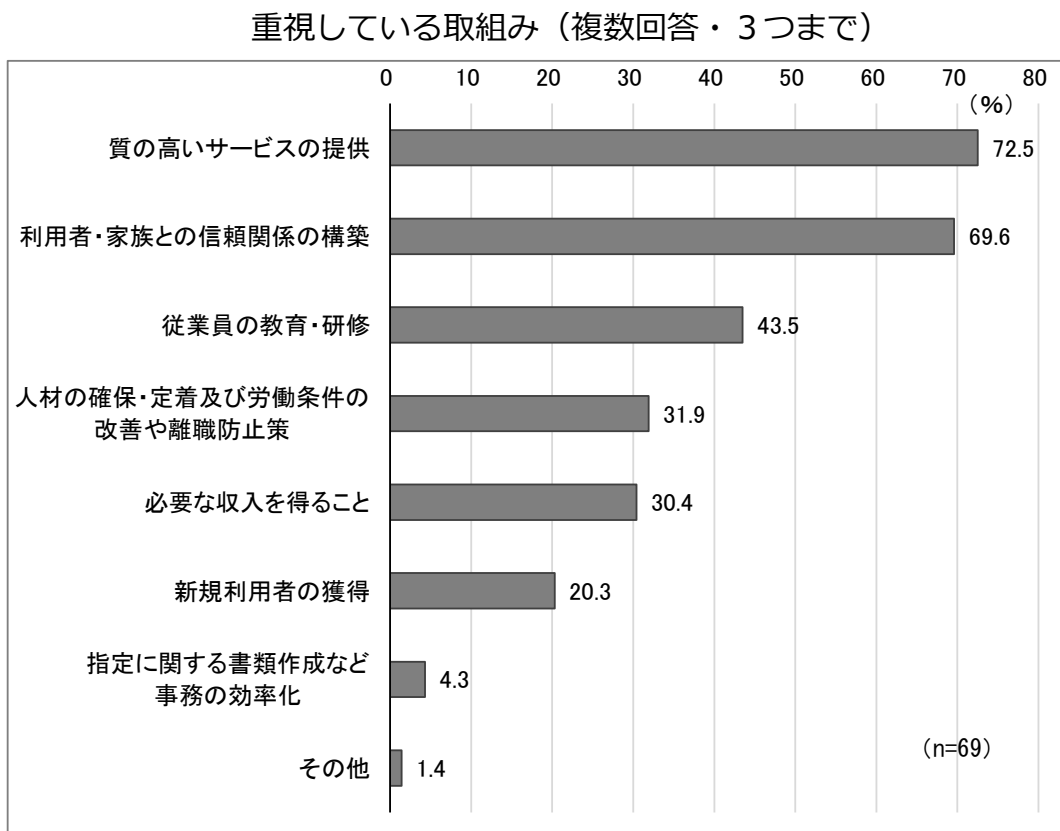
高齢者福祉施策として充実してほしい事業
（要介護認定者）（複数回答・5つまで）



(8) 市内の介護サービス提供事業者の状況

【重視している取組み】

介護サービス提供事業者向けアンケートによれば、事業者が介護事業を運営するうえで重視している取組みは、「質の高いサービスの提供」が72.5%と最も多く、次いで「利用者・家族との信頼関係の構築」(69.6%)、「従業員の教育・研修」(43.5%)となっており、市内の事業者が、質の高いサービス提供をめざして事業を展開している様子が見えてきます。



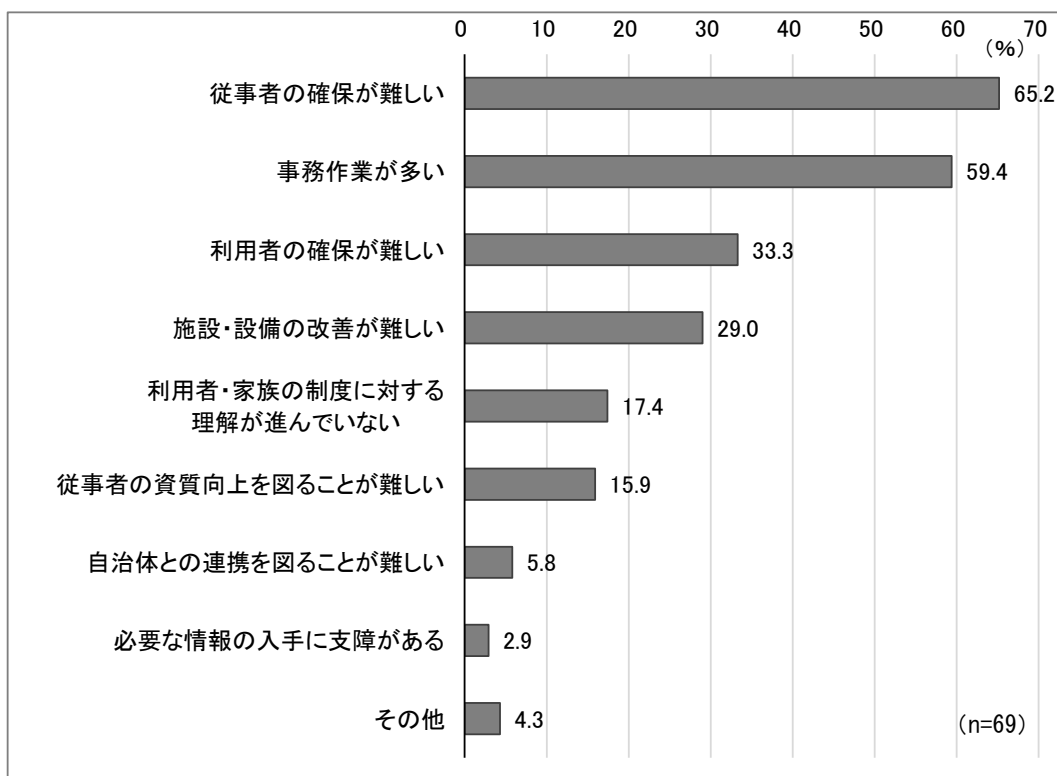
【人材確保について】

介護サービス提供事業者が、介護事業を運営するうえで困難に感じていることは、「従事者の確保が難しい」が65.2%と最も多く、次いで「事務作業が多い」（59.4%）となっています。

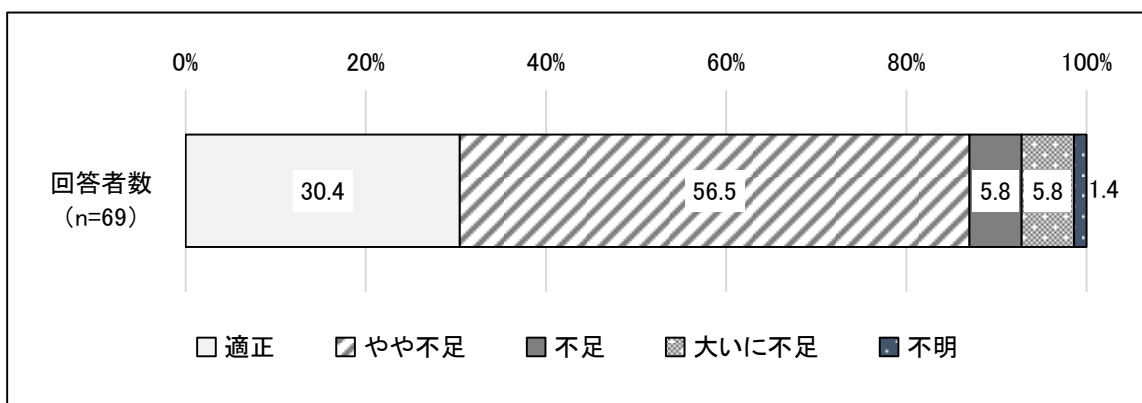
職員の充足状況では、「やや不足」が56.5%と最も多く、「不足」（5.8%）と「大いに不足」（5.8%）とを合わせて68.1%に上っています。

このように、市内の介護サービス提供事業者では、人手不足を訴える向きが強くなっています。

困難に感じていること（複数回答・3つまで）



職員の充足状況（単数回答）

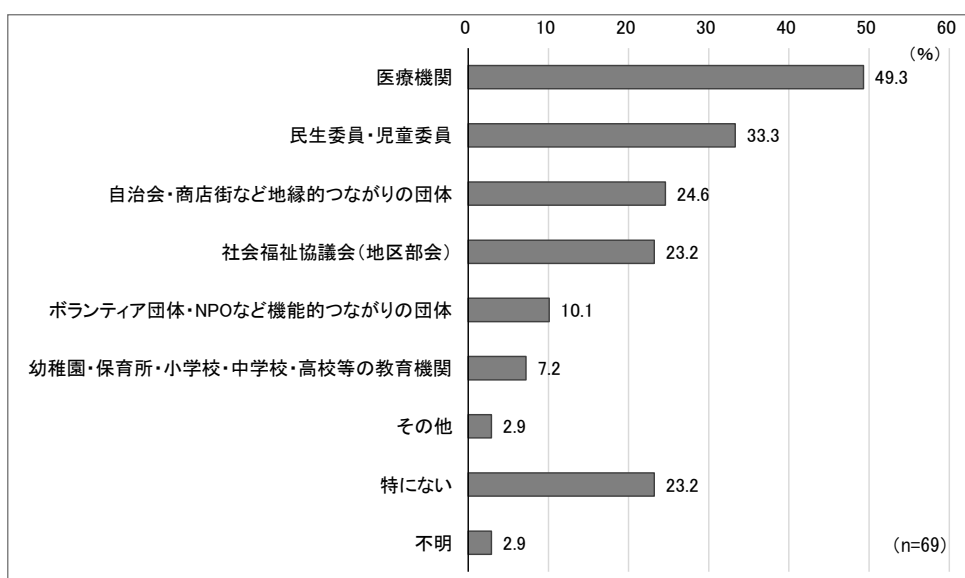


【他の団体や組織との連携について】

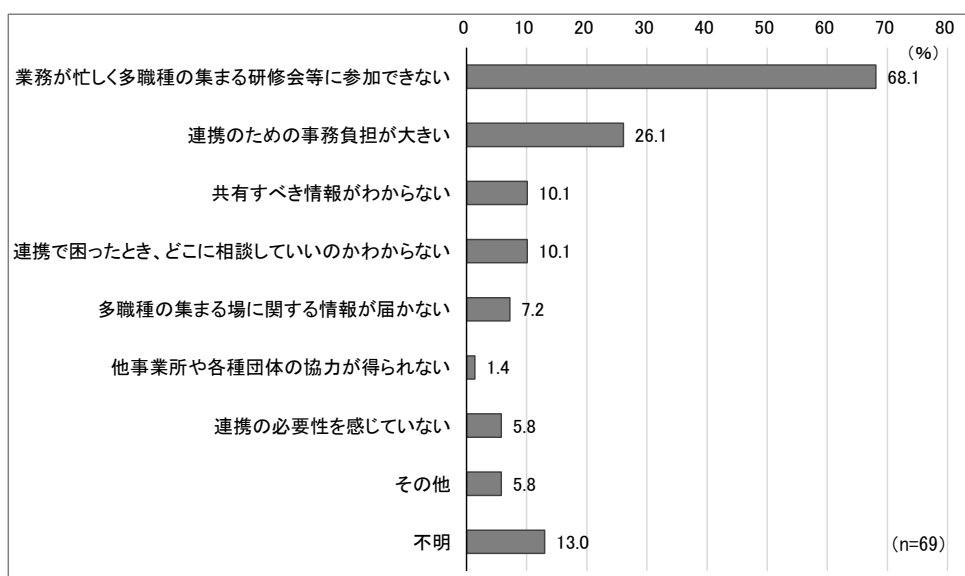
介護サービス提供事業者が連携している地域の団体や組織は、「医療機関」が49.3%と最も多く、介護サービス提供事業者と医療機関が連携してサービスを提供している状況がうかがわれます。また、「民生委員・児童委員」（33.3%）も2番目に多く、介護サービスの提供にあたって地域の民生委員や児童委員の役割が大きいと言えます。

連携にあたっての課題は、「業務が忙しく多職種の集まる研修会等に参加できない」（68.1%）が突出しており、事業者間連携の促進にあたっては、人手不足の緩和等を通じて職員の業務負担を軽減することが必要と言えます。

連携している地域の団体や組織（複数回答・いくつでも）



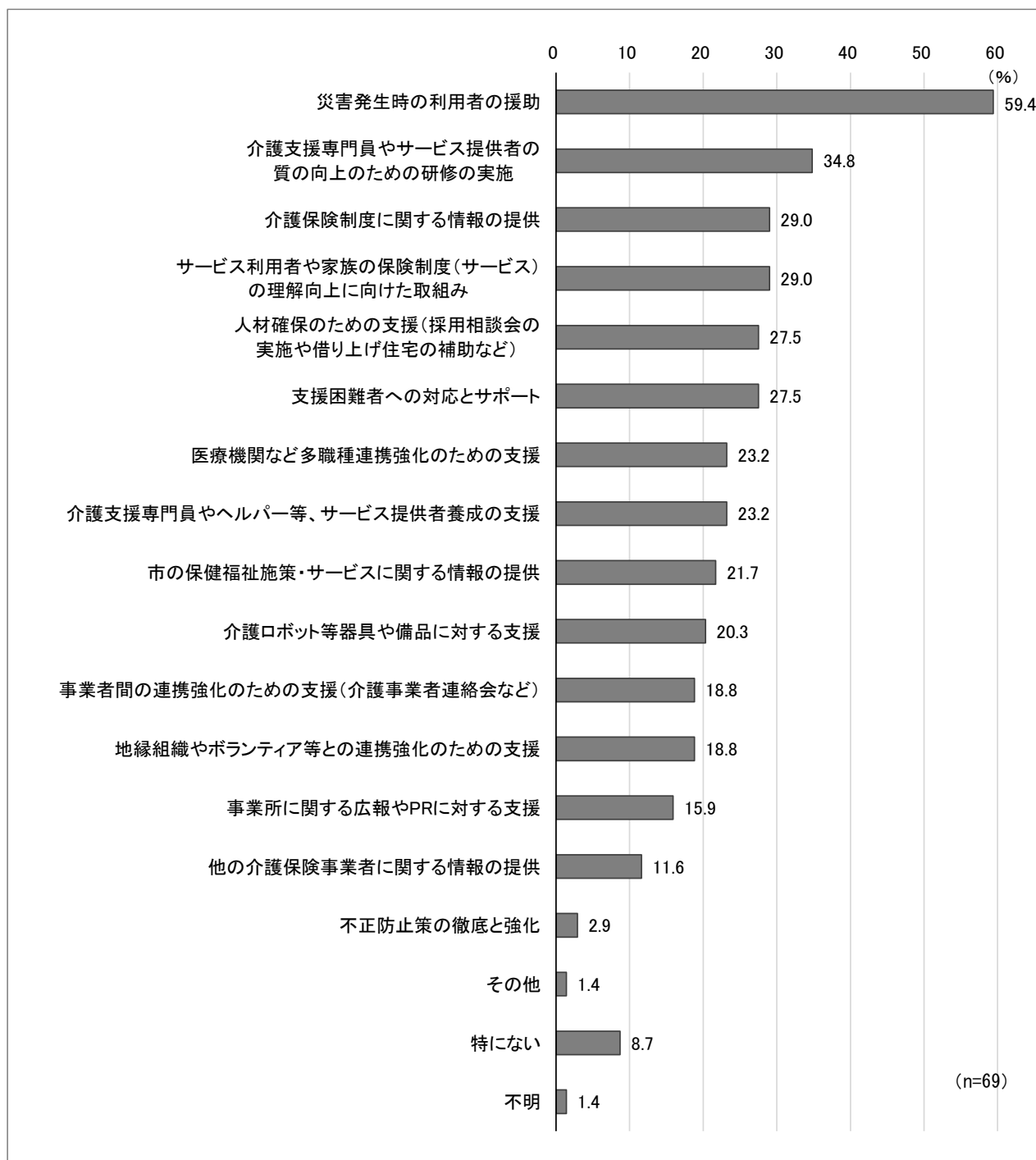
連携における課題（複数回答・3つまで）



【市に対しての要望】

介護サービス提供事業者の市に対しての要望は、「災害発生時の利用者の援助」が59.4%と最も多く、災害発生時の対応が事業者にとっても大きな課題となっていることがうかがわれます。

市に対しての要望（複数回答・いくつでも）



2 介護保険サービスの実績

① 介護給付サービス

サービス種類	単位	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込み)
居宅サービス							
訪問介護	人	4,440	4,860	4,632	4,820	4,884	5,006
	回	97,428	53,846	102,077	54,430	108,231	56,728
訪問入浴介護	人	756	563	756	657	804	732
	回	4,262	2,818	4,262	3,023	4,525	3,402
訪問看護	人	1,104	1,325	1,176	1,483	1,224	1,704
	回	10,518	7,100	11,390	8,550	11,889	9,924
訪問リハビリテーション	人	480	516	504	611	540	648
	回	5,813	2,797	6,101	3,454	6,553	3,822
居宅療養管理指導	人	2,700	4,011	2,832	4,956	2,976	5,810
通所介護	人	5,304	4,985	5,484	5,103	5,760	5,020
	回	57,186	49,676	59,054	51,161	62,142	54,002
通所リハビリテーション	人	2,220	2,028	2,268	1,989	2,328	2,032
	回	16,778	16,011	17,130	15,082	17,580	15,668
短期入所生活介護	日	21,070	23,072	22,036	21,734	23,221	20,130
短期入所療養介護	日	673	813	673	1,004	838	1,174
福祉用具貸与	人	10,380	10,323	10,836	11,041	11,400	11,384
特定福祉用具販売	人	180	227	180	207	180	176
居宅介護支援・介護予防支援	人	15,276	14,667	15,936	15,006	16,716	15,630
住宅改修	人	144	108	144	130	156	122
特定施設入居者生活介護	人	756	591	816	707	828	796
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	228	289	264	340	288	294
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回	3,619	4,170	3,928	3,120	4,062	3,154
小規模多機能型居宅介護	人	1,200	1,019	1,260	1,130	1,320	1,034
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	人	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回	32,747	26,009	34,420	29,885	35,893	30,702
認知症対応型共同生活介護	人	588	644	612	668	648	662
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	人	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	人	0	0	0	0	0	0

サービス種類	単位	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度		令和5（2023）年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込み)
施設サービス							
指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人	4,932	4,999	5,040	5,322	5,160	5,254
介護老人保健施設	人	1,944	1,846	1,944	1,720	1,944	1,620
指定介護療養型医療施設	人	12	12	12	12	12	24
介護医療院	人	36	46	36	64	36	66

資料：介護保険事業状況報告

② 介護予防給付サービス

サービス種類	単位	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度		令和5（2023）年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 (見込み)
介護予防居宅サービス							
介護予防訪問入浴介護	人	36	5	36	20	36	12
	回	140	24	140	91	140	54
介護予防訪問看護	人	120	92	120	89	120	106
	回	828	429	828	471	828	554
介護予防訪問リハビリテーション	人	60	18	60	22	60	42
	回	616	64	616	76	615	170
介護予防居宅療養管理指導	人	72	255	84	253	84	258
介護予防通所リハビリテーション	人	780	850	792	842	840	800
介護予防短期入所生活介護	日	187	118	187	69	187	82
介護予防短期入所療養介護	日	0	0	0	27	0	0
介護予防福祉用具貸与	人	2,568	2,459	2,652	2,601	2,748	2,590
介護予防特定福祉用具販売	人	48	61	48	68	48	38
介護予防居宅介護支援・介護予防支援	人	3,180	3,044	3,276	3,191	3,408	2,962
介護予防住宅改修	人	72	54	72	57	72	64
介護予防特定施設入居者生活介護	人	84	107	84	101	96	110
介護予防地域密着型サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	48	53	48	53	48	76
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	12	7	12	3	12	0

資料：介護保険事業状況報告

第3章 計画の基本的な方向

1 基本理念

本計画期間中の令和7（2025）年には、団塊の世代が75歳以上になり、令和22（2040）年にかけては、85歳以上の人口が急増することが予測されます。これに伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者の増加が想定される中、これまで以上に、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも生きがいを持って、元気で健康に暮らせる地域社会の実現が求められています。

本市では、「八街市総合計画 2015」において「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」をめざすべき都市像として掲げ、各種施策を進めている中、第9次八街市高齢者福祉計画では、「健康と思いやりにあふれる街」を基本理念に、高齢者の社会参加の促進や自立支援、各種介護・福祉サービスの提供、在宅医療、介護連携の推進など、高齢者の多様なニーズに応えるべく、施策を推進してきました。

こうしたこれまでの施策展開による成果を継承し、地域共生社会や地域包括ケアシステムの実現に向けた施策及び事業をさらに積極的に展開していくため、本計画においても、基本理念を「健康と思いやりにあふれる街」とします。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、着実な計画の推進を図るため、本計画における基本目標を設定しました。

(1) 高齢者が生きがいを持ち、元気で生活できる

高齢者ができる限り介護が必要な状態（要介護状態）にならないよう、要介護状態となってもできる限りその悪化を防ぐよう、自立支援のための効果的な介護予防の取組みを推進します。

また、高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら活躍し、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるよう、社会参加を促進する体制づくりをめざします。

(2) 支援が必要になっても高齢者が住み慣れたまちで暮らし続けることができる

高齢者の在宅生活の意向は強いことから、在宅での生活を続けられるよう、高齢者の生活を支える重層的な支援体制を整備するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、多様なサービスの充実を図ります。併せて、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の適正化を推進します。

また、認知症高齢者に対する地域での支援の充実や認知症予防の取組みの強化、早期発見・早期対応の体制強化に努めるとともに、認知症サポーター等、ボランティアや住民による見守りネットワークを構築します。

さらに、高齢者の尊厳ある暮らしを実現するため、関係機関の連携強化や啓発活動、成年後見制度の利用促進などに取り組みます。

(3) 高齢者が住み慣れた地域で暮らすための環境が整備されている

高齢者が社会の一員として地域で自立した生活を営むことができるよう、各種施設や居住環境の整備、防災・防犯等に配慮した安全で安心なまちづくりを推進します。

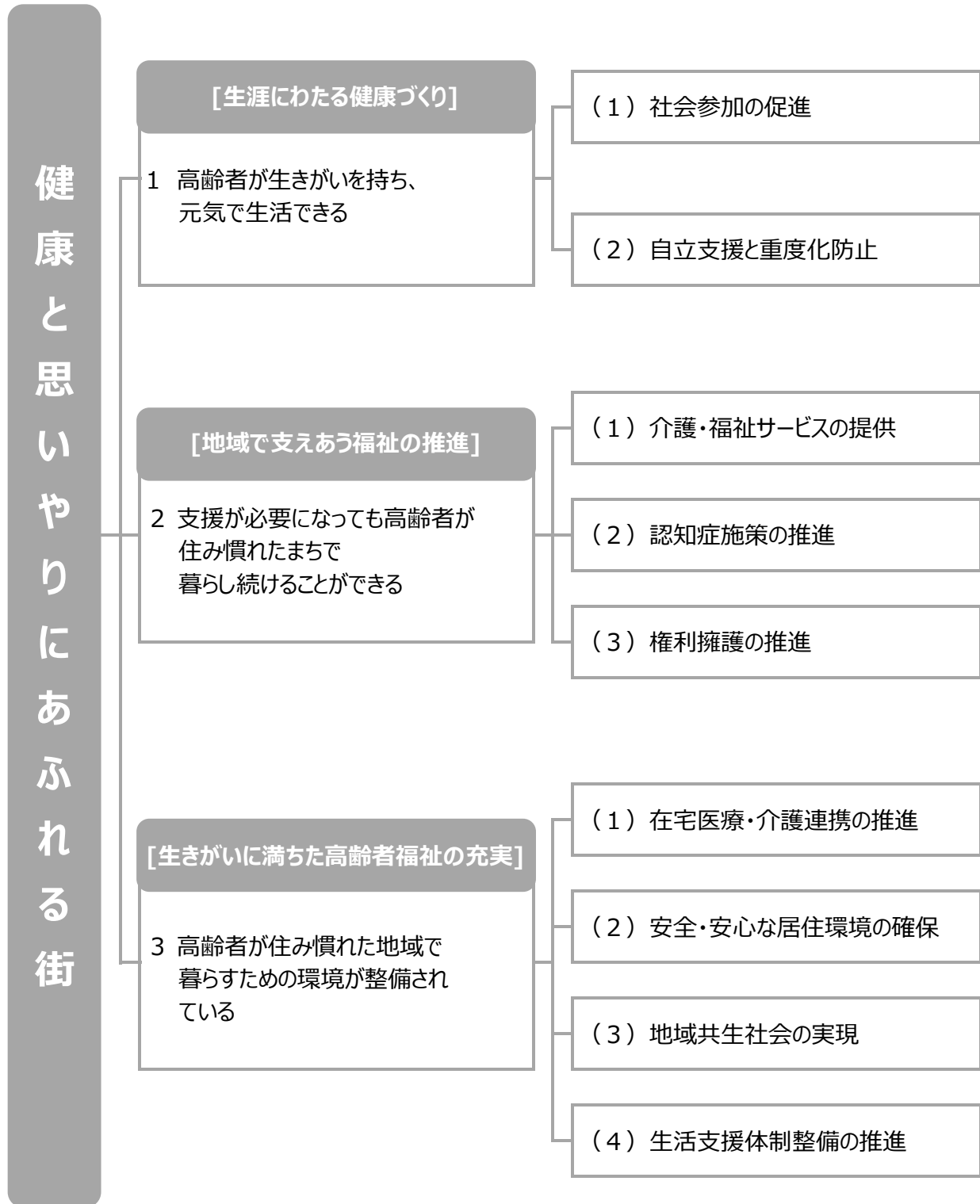
また、高齢者が身近な地域で相談・支援が受けられる体制を強化すべく、地域における総合相談窓口として、地域包括支援センターの機能充実を図るとともに、関係団体等との連携を一層強め、支え合いの地域づくりを推進します。

3 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】



第4章 施策の展開

1 高齢者が生きがいを持ち、元気で生活できる

(1) 社会参加の促進

現状と課題

本市の高齢者人口は、本計画の期間である令和6（2024）年から令和8（2026）年には21,382人から21,569人へと増加しています。令和5年の高齢化率は32.5%となっており、今後も高齢化が進むとみられます。

地域の高齢化が進む中、高齢者が仕事や町内会といった活動を通じて社会参加を行うことが、生きがいや健康的な生活につながります。

要支援認定者を含む高齢者の地域活動等の参加状況をみると、「収入のある仕事」「町内会・自治会」の活動をしている人は2割を超えていますが、その他の項目は2割を下回っています。こうした活動に参加していない理由としては、「興味がある内容がない」「時間がない」などが上位にあげられています。一方、健康づくり活動や趣味等のグループ活動には半数以上の高齢者が参加意向を持っており、こうした意欲を実際の参加につなげていくことが重要です。そのために、就労や生涯学習など社会参加の場・機会を充実させることが求められます。

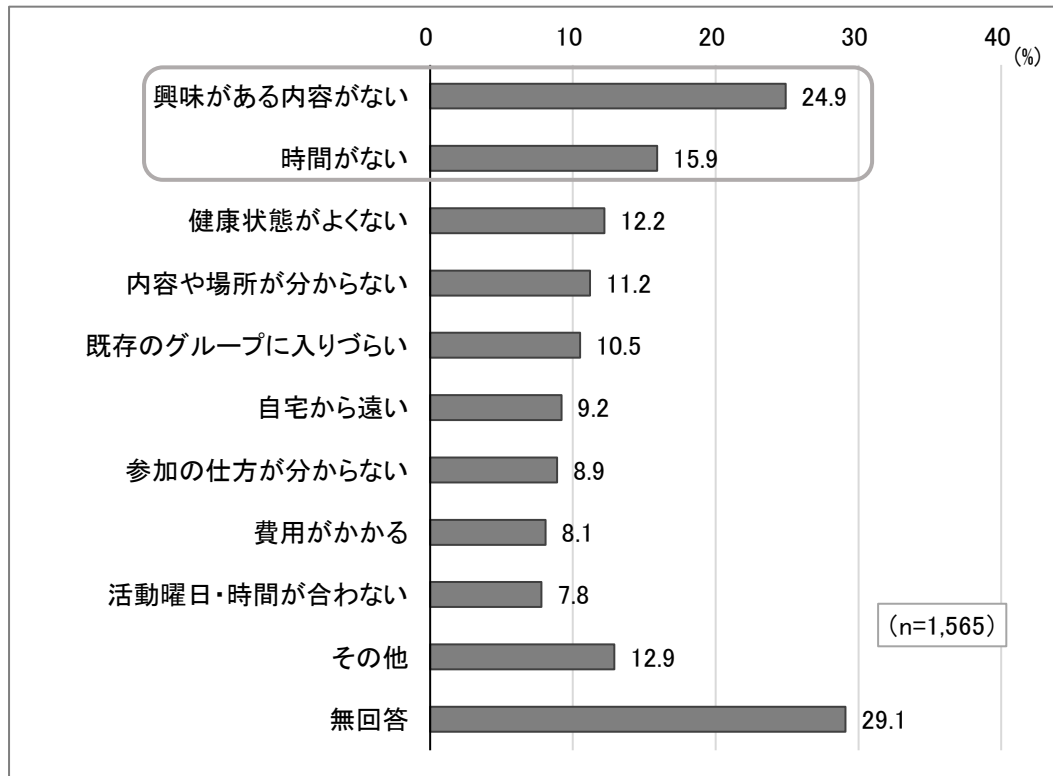
地域活動等の参加状況（一般高齢者・要支援認定者）（単数回答）

（単位：％）

有効回答数	参加している						参加していない	無回答
		週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回		
ボランティアのグループ	7.1	0.8	1.0	0.4	1.8	3.1	64.9	27.9
スポーツ関係のグループやクラブ	14.8	1.7	5.0	3.3	3.1	1.7	60.6	24.6
趣味関係のグループ	18.5	1.3	2.6	2.4	8.4	3.8	58.0	23.6
学習・教養サークル	3.7	0.1	0.4	0.4	1.5	1.3	66.9	29.3
介護予防教室、介護予防のための通いの場	5.4	0.6	1.3	2.2	1.0	0.3	67.0	27.5
老人クラブ(※)	3.9	0.3	0.5	0.4	1.9	0.8	68.3	27.7
町内会・自治会	23.9	0.8	0.3	0.4	4.9	17.5	50.9	25.2
収入のある仕事	25.5	13.9	7.2	0.7	1.8	1.9	50.5	24.0

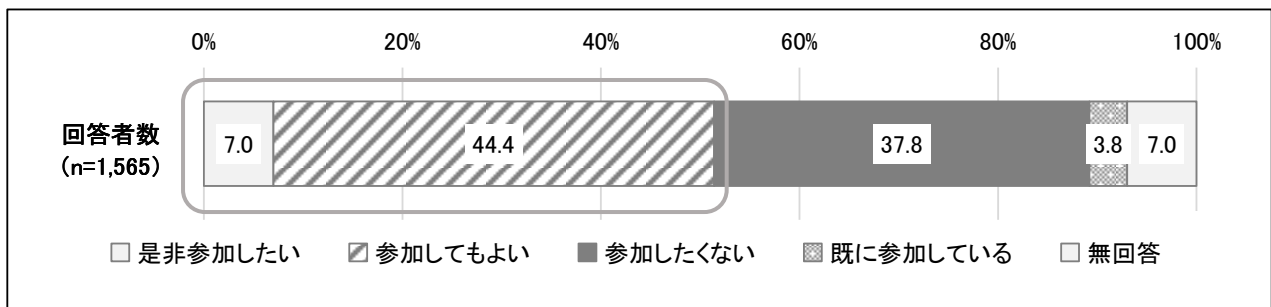
(※) 本市では、シニアクラブという名称となっています。

地域活動等に参加していない理由（一般高齢者・要支援認定者）（複数回答）



健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

（一般高齢者・要支援認定者）（単数回答）



施策の方向

一人ひとりの高齢者が、それぞれの知識や経験を活かしながら、社会的役割や生きがいをもって活動・活躍できるよう、社会参加につながる場や機会の充実を図ります。

主な施策

主な施策	概要
いきいきシニア学級 ＜社会教育課＞	高齢者が関心を持つ分野や、学習意欲を高めるプログラムを提供し、ここで習得した知識や技術が地域に還元されることを通じて、八街市全体の社会教育活動の裾野を広げていけるよう努めます。
生きがい短期大学 ＜中央公民館＞	八街市の歴史・自然などの特性や、高齢者が現実的に起こりうる諸問題などに関する講座を開催します。（2年制） 参加型、体験型の魅力ある講座の開催や、交流活動やクラブ活動を通して、生きがいづくり、仲間づくりに努めます。
老人福祉センター等の運営 ＜高齢者福祉課＞	指定管理者の運営として、老人福祉センター・南部老人憩いの家を交流が目的の方や、一人の時間を楽しみたい方などの利用者の目的に応じた環境を提供します。また、老人福祉センターを活動拠点としたシニアクラブの事業展開を行います。
シルバー人材センターの支援 ＜商工観光課＞	高齢社会における地域活動の担い手不足や高齢者の就労ニーズに応えるため、シルバー人材センターの活動に対し、補助金による支援を行い、高年齢者の就業機会の確保を図ります。
生涯スポーツの実現 ＜スポーツ振興課＞	健康の保持増進やレクリエーションを目的として、いつでも、誰でも、どこでも気軽にスポーツに参加できる環境整備を推進し、毎日の充実や生きがいに結びつけます。
世代間ふれあい交流事業の充実 ＜子育て支援課＞	子どもと高齢者の交流事業、プログラム、交流を図る行事を行います。

評価指標

評価指標			実績			見込		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
老人福祉 センター・ 南部老人 憩いの家 利用者数 (人)	団体	シニア クラブ	633	1,239	1,250	1,270	1,290	1,310
		その他団体	4,541	10,171	10,190	10,210	10,230	10,250
	個人		4,363	8,070	8,080	8,090	8,100	8,110
シルバー人材センター会員 数 (人)			279	273	280	283	286	289
いきいきシニア学級数			9	8	8	9	10	12
生きがい短期大学学生数 (人) ※			-	18	30	40	40	40
世代間ふれあい交流事業参 加者数 (延べ) (人)			50	47	834	480	480	480

※令和3年度は中止

(2) 自立支援と重度化防止

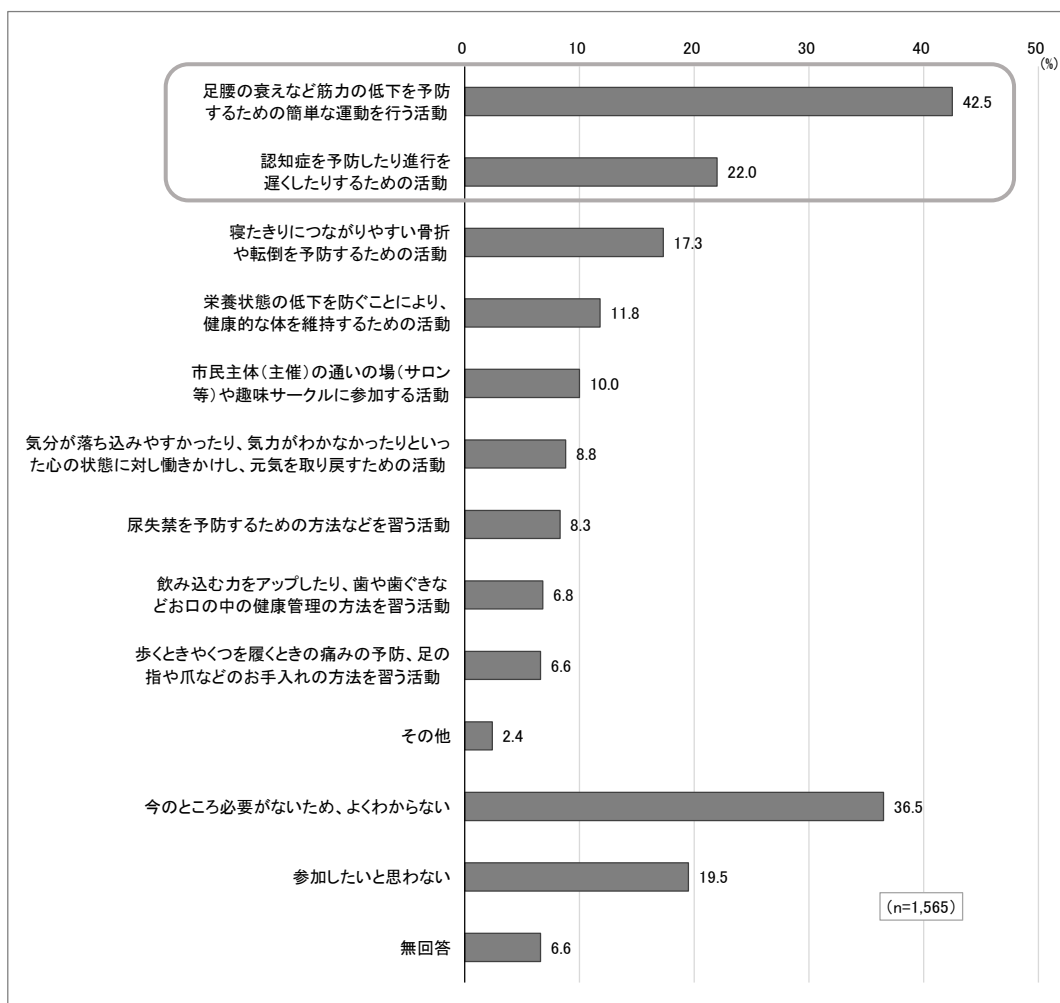
現状と課題

本市の要介護（要支援）認定率は、平成 30（2018）年の 13.0%から、令和 5（2023）年には 14.2%と上昇傾向にあります。

アンケート調査によると、介護予防に関して、今後も続けたい、または新たに参加・利用したい活動について、「足腰の衰えなど筋力の低下を予防するための簡単な運動を行う活動」の割合が 42.5%と最も高く、次に「認知症を予防したり進行を遅くしたりするための活動」の割合が 22.0%となっています。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、高齢者のこうした興味や関心を介護予防に向けた活動に繋げていくことや、何かのきっかけで活動量が減少した高齢者でも適切な支援を受けることで元の生活を取り戻すこと（リエイブルメント）を啓蒙啓発するとともにそのための取組みを推進することが求められています。

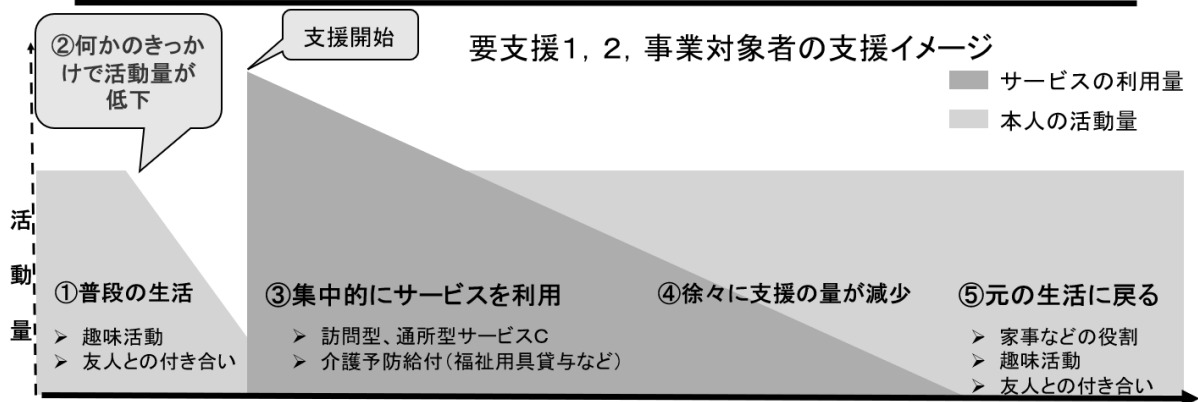
今後も続けたい、または新たに参加・利用したい介護予防活動
(一般高齢者・要支援認定者) (複数回答)



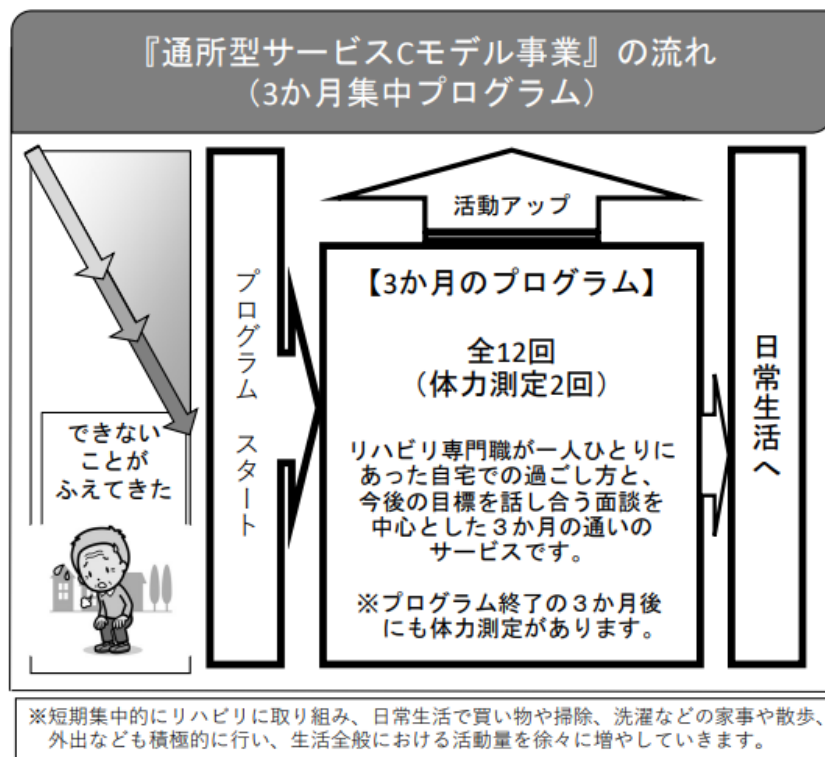
施策の方向

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、総合相談窓口である地域包括支援センターが介護予防の取組みを強化し、何かのきっかけでできなくなったことを再びできるようにするというリエイブルメントの考え方を啓蒙啓発するとともに、リハビリ専門職等による支援により高齢者のセルフマネジメント能力の向上を図り、元の生活を取り戻すための取組みを行っていきます。

元の生活を取り戻すための取組み



- ① 普段していた家事、趣味活動、友人との付き合いなどの活動量
- ② 何かのきっかけで活動量が低下
- ③ 訪問型、通所型（従前相当）サービスや通所型サービスC、介護予防給付などのサービスを集中的に利用
- ④ 状態が良好になるにつれてサービス量が減少し、本人の活動量が増加
- ⑤ 元の生活に戻り、本人の活動量が以前と同じ程度となる



主な施策

主な施策	概要
介護予防教室 ＜高齢者福祉課＞	介護予防の考え方や実践方法の普及啓発をするため、運動・栄養・口腔などに係る介護予防教室や講演会を、身近な場所で開催するとともに、自主グループ化を支援します。
出張介護予防教室 ＜高齢者福祉課＞	介護を要する状態にならないよう、シニアクラブを含む高齢者のグループに介護予防リーダーを派遣し、介護予防の普及啓発を図ります。
介護予防リーダーの養成 ＜高齢者福祉課＞	介護予防の普及・啓発のため、出張介護予防教室の講師として活動する「介護予防リーダー」の養成研修を開催するとともに、養成した介護予防リーダーにも研修を実施し、資質の維持向上を図ります。
介護予防・生活支援サービスの充実 ＜高齢者福祉課＞	事業対象者や要支援者に対し、通所型及び訪問型 C の事業へつなげることでセルフマネジメント能力の向上を図り、住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援します。
保健事業と介護予防等の一体的実施 ＜国保年金課＞ ＜健康増進課＞ ＜高齢者福祉課＞	医療、介護、健診データから健康課題等を把握し、個別的支援と通いの場等への積極的な関与等を行うことにより、疾病予防等と介護予防の双方の取組みを一体的に行います。
保険者機能強化推進交付金等の活用 ＜高齢者福祉課＞	千葉県と連携しながら、保険料増加防止策として取り組むべく、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用し、高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた取組みを行います。
地域リハビリテーション活動支援事業の活用 ＜高齢者福祉課＞	リハビリ専門職が地域ケア会議、介護予防リーダー研修等でアドバイスや指導を行うことで、介護予防事業の質の向上を図ります。

評価指標

評価指標	実績			見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防教室参加実人数 (人)	-	30	60	80	100	120
出張介護予防教室開催数 (回)	107	218	336	350	355	360
出張介護予防教室参加延べ 人数(人)	999	2,133	3,300	3,330	3,360	3,390
出張介護予防教室派遣団 体数(団体)	11	17	26	27	28	29
訪問型(介護保険相当サー ビス)利用人数(人)	150	171	194	200	200	200
通所型(介護保険相当サー ビス)利用員数(人)	289	316	340	350	350	350
通所型サービスC事業利用 者(延べ人数)	-	12	20	40	60	60
訪問型サービスC事業利用 者(延べ人数)	-	-	-	5	5	5
週1回以上開催されている 通いの場の数	1	5	6	6	8	8



2 支援が必要になっても高齢者が住み慣れたまちで暮らし続けることができる

(1) 介護・福祉サービスの提供

現状と課題

高齢化の進展に伴い、今後介護サービスの利用者数や利用量は、ますます増加していくことが見込まれます。一方、介護の担い手となる生産年齢人口は減少し、介護サービス等を担う人材の育成・確保が重要な課題となっています。

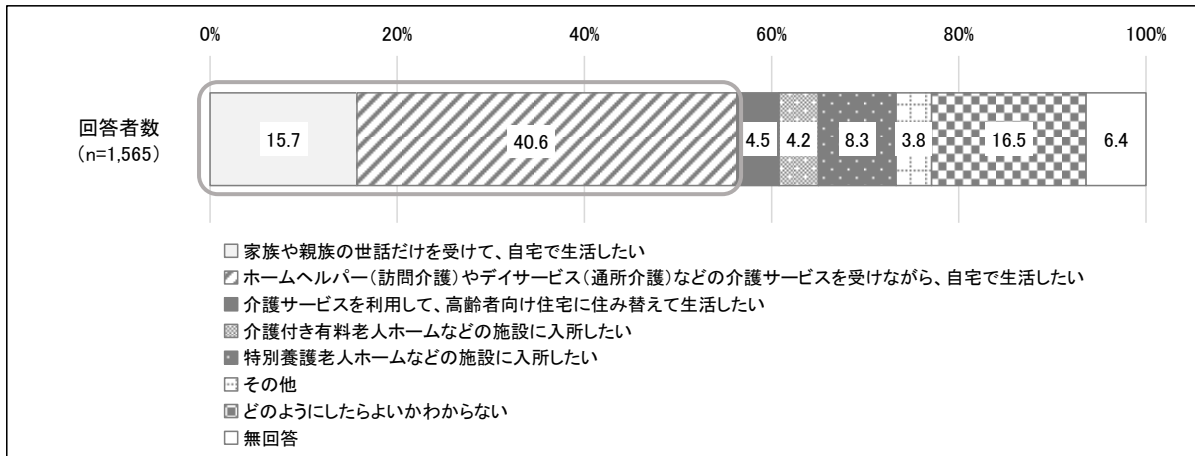
アンケート調査によると、介護が必要になったときの生活や要支援認定者の今後の生活について、「ホームヘルパー（訪問介護）やデイサービス（通所介護）などの介護サービスを受けながら、自宅で生活したい」の割合が40.6%と最も高く、「家族や親族の世話だけを受けて、自宅で生活したい」の割合（15.7%）と合わせ、在宅での生活を希望する人が6割近くに上っています。

一方、市内の介護サービス事業者では、職員が『不足』（＝「やや不足」＋「不足」＋「大いに不足」）と回答した先が約7割に上っています。

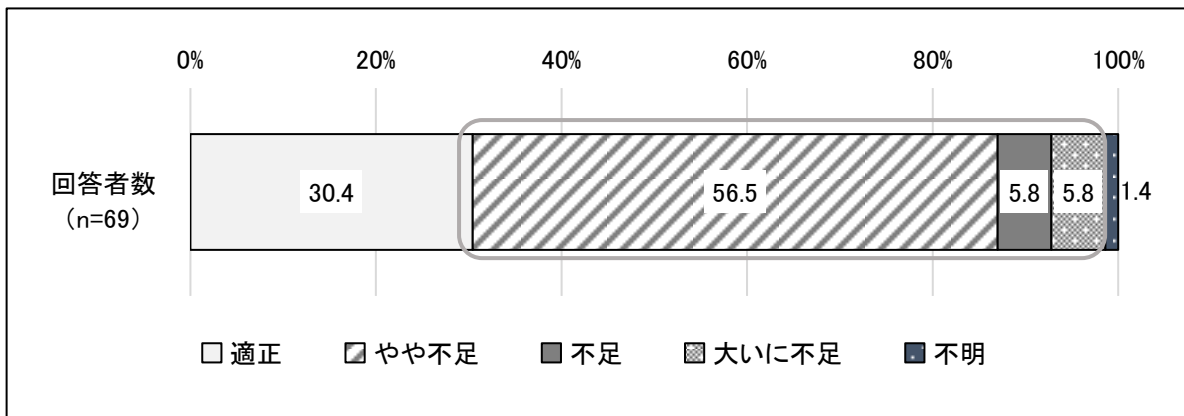
高齢者が住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、介護保険制度の持続可能性の確保や、福祉サービスの充実を図る必要があります。併せて、安定した介護サービスを提供するため、介護人材の確保や介護職員が働き続けることのできる環境整備について支援していくことが求められます。

将来、介護が必要になったときの生活について

(一般高齢者・要支援認定者) (単数回答)



職員の充足状況 (市内の介護サービス事業者) (単数回答) (再掲)



施策の方向

ひとり暮らしの高齢者の訪問や配食サービスなど、地域の高齢者のニーズに合った多様な生活支援サービスを提供することで、在宅生活を支援します。また、介護職員の確保のため、介護サービス事業所への新規就職者の確保及び定着促進に向けた取り組みを推進します。

主な施策

主な施策	概要
緊急通報装置の設置 〈高齢者福祉課〉	高齢者のみの世帯に、急病などの緊急時に容易に通報できる装置を設置します。健康相談なども行っており、容易に看護師に相談することもできます。
おむつの給付 〈高齢者福祉課〉	市民税が本人非課税で在宅の要介護4以上の方等に、おむつを給付し在宅介護を支援します。
ひとり暮らし等高齢者訪問 〈高齢者福祉課〉	訪問を希望するひとり暮らし高齢者等に、孤立化防止と安否確認を目的にボランティアが訪問し、話し相手となります。
配食サービス 〈高齢者福祉課〉	高齢者のみの世帯に、健康保持を目的に週1回昼食を配達します。(安否確認を兼ねて手渡し)
福祉カーの貸付 〈障がい福祉課〉	高齢者やボランティア等に、車いす用スロープ付きワゴン車を貸し出します。(最長3日間)
はり、きゅう、マッサージ等 施設利用助成券の交付 〈高齢者福祉課〉	高齢者に、はり、きゅう、マッサージ等の施術料金の助成券を交付し、健康保持増進の一助とします。
買い物代行サービスの 支援 〈商工観光課〉	公共交通の再編等で買い物が困難になった方に、注文を受けた商品や、登録店で直接購入し持ち帰りが困難な商品を、自宅に届けるものです。

主な施策	概要
介護給付適正化事業の推進 <高齢者福祉課>	<p>利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護報酬請求内容の点検などの実施により介護給付などに要する費用が適切なものとなるよう事業を推進します。介護保険料の増大を抑制することを通じ、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。</p> <p>国の指針に基づき千葉県が示す「千葉県における介護給付適正化の取扱方針」に沿って実施し、より一層の推進を図ります。</p> <p><介護給付費適正化事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の適正化 ・ケアマネジメント等の適正化（ケアプランの点検、住宅改修の点検） ・サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化（縦覧点検・医療情報等の突合）
介護保険施設・地域密着型施設の整備 <高齢者福祉課>	<p>将来の介護サービス需要を見極め、介護保険施設、地域密着型サービス事業所の整備を推進していきます。</p>
災害・感染症対策への支援 <高齢者福祉課>	<p>感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定したうえで、必要な研修、訓練を定期的の実施します。また、保健所などの関連機関と連携しながら支援を行います。</p>

主な施策	概要
介護人材の確保・定着の促進 <高齢者福祉課>	<p>介護サービス・ケアマネジメントの質の向上を図るため、居宅介護支援事業者など介護支援専門員に研修への参加を積極的に促進します。サービス事業者においては、監査指導の際に、各研修への参加状況を確認して、参加を促していきます。働きやすい環境と人材の確保につながるよう、介護ロボット・ICT 導入支援について、補助金等を活用し積極的に支援していきます。</p> <p>介護人材確保については、千葉県介護人材確保対策事業補助制度を活用し、小学生を対象とした福祉・介護体験や大学生を対象としたインターンシップ制度を活用した就業体験や現役職員との意見交換会等を実施し、人材確保の促進を図ります。</p>
介護離職防止の取組の推進 <高齢者福祉課>	<p>働きながら介護をしている人の介護離職防止のため、介護休業制度（介護休業・介護休暇・短時間勤務の措置・時間外労働の制限等）などの情報提供を行うとともに、必要な介護サービスができるよう介護保険制度の周知を図ります。</p>
業務の効率化の取組みの推進 <高齢者福祉課>	<p>国・県と連携し、個々の申請様式・添付書類の見直しによる手続きの簡素化、様式例の活用による標準化及び電子申請システムの活用を進め、介護事業者及び本市の業務効率化に取り組めます。</p>
介護認定や介護保険料に関する情報提供の充実 <高齢者福祉課>	<p>介護認定のしくみや介護保険料の算定方法について、パンフレットを用い、制度理解の促進を図ります。</p>
移動ニーズに応じた外出支援策 <企画政策課>	<p>鉄道、路線バス、民間タクシーといった基軸となる公共交通を補完する移動手段として、ふれあいバス及びデマンド型乗合タクシーを運行し、高齢者の買い物や通院等の外出を支援します。</p>

評価指標

評価指標	実績			見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
特別養護老人ホーム入所 待機者（在宅者）数 （人）	29	35	30	34	38	43
緊急通報装置の設置世帯 数（世帯）	465	498	515	535	555	575
ふれあいバス1日あたり の利用者数（人）	244	276	296	288	-	-
デマンド型乗合タクシー 1日あたりの利用件数 （実証運行）（件）	-	-	※ 27	27	-	-

※デマンド型乗合タクシーは令和5年10月より開始した事業であるため、令和5年10月の平均値となります。

(2) 認知症施策の推進

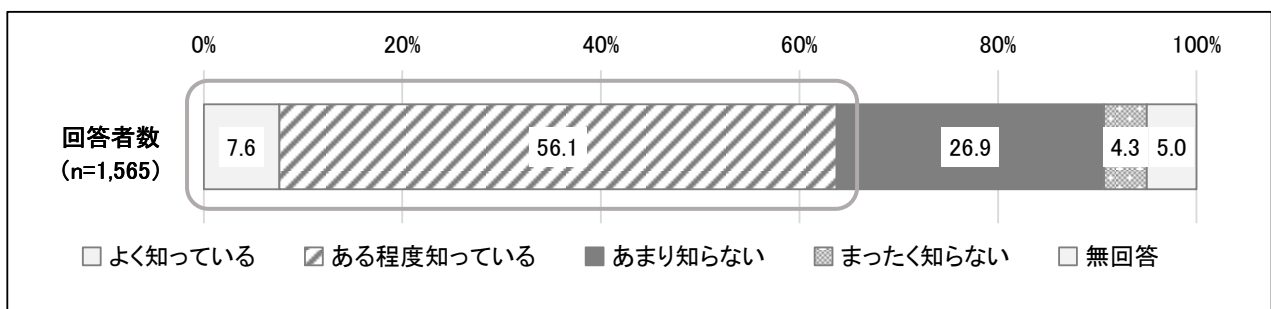
現状と課題

高齢化の進展に伴い、本市でも、今後認知症の方が増加することが見込まれます。

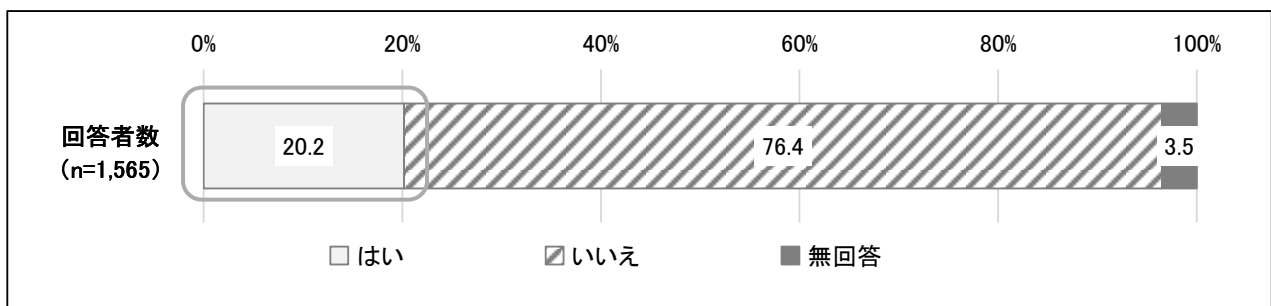
アンケート調査によると、要支援認定者を含む一般高齢者のうち、認知症について『知っている』（＝「よく知っている」＋「ある程度知っている」）が63.7%、認知症に関する相談窓口を「知っている」割合は20.2%となっています。また、日常生活での不安、悩み、心配ごとについて、「認知症にならないか心配である」が34.4%と、「健康に不安がある（36.2%）」の次に多くなっています。さらに、要介護認定者の介護をしている方について、不安に感じる介護を尋ねたところ、「認知症状への対応（28.7%）」が最も多くなっています。

認知症の方だけでなく、その家族も含め、皆が安心して住み続けられる街となるよう、認知症の理解促進や、認知症の人やその家族への支援の充実を図る必要があります。

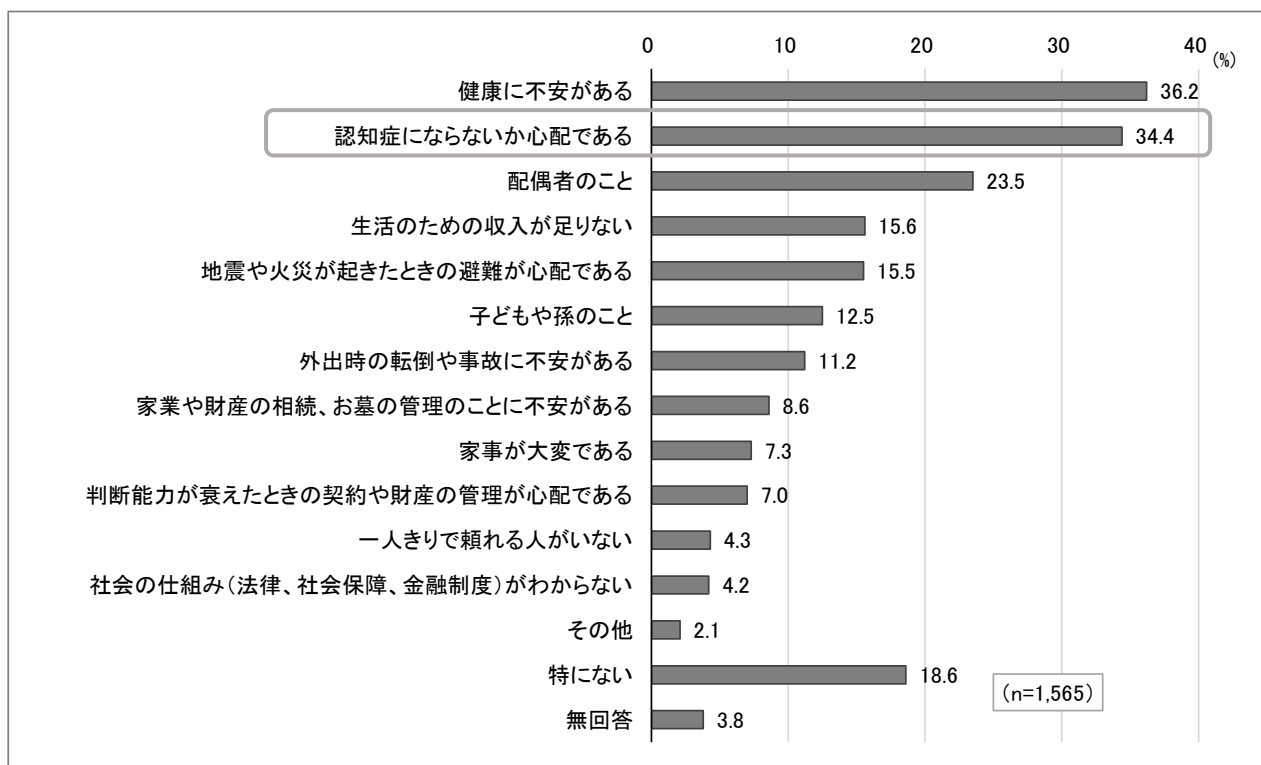
認知症についての認知度（一般高齢者・要支援認定者）（単数回答）



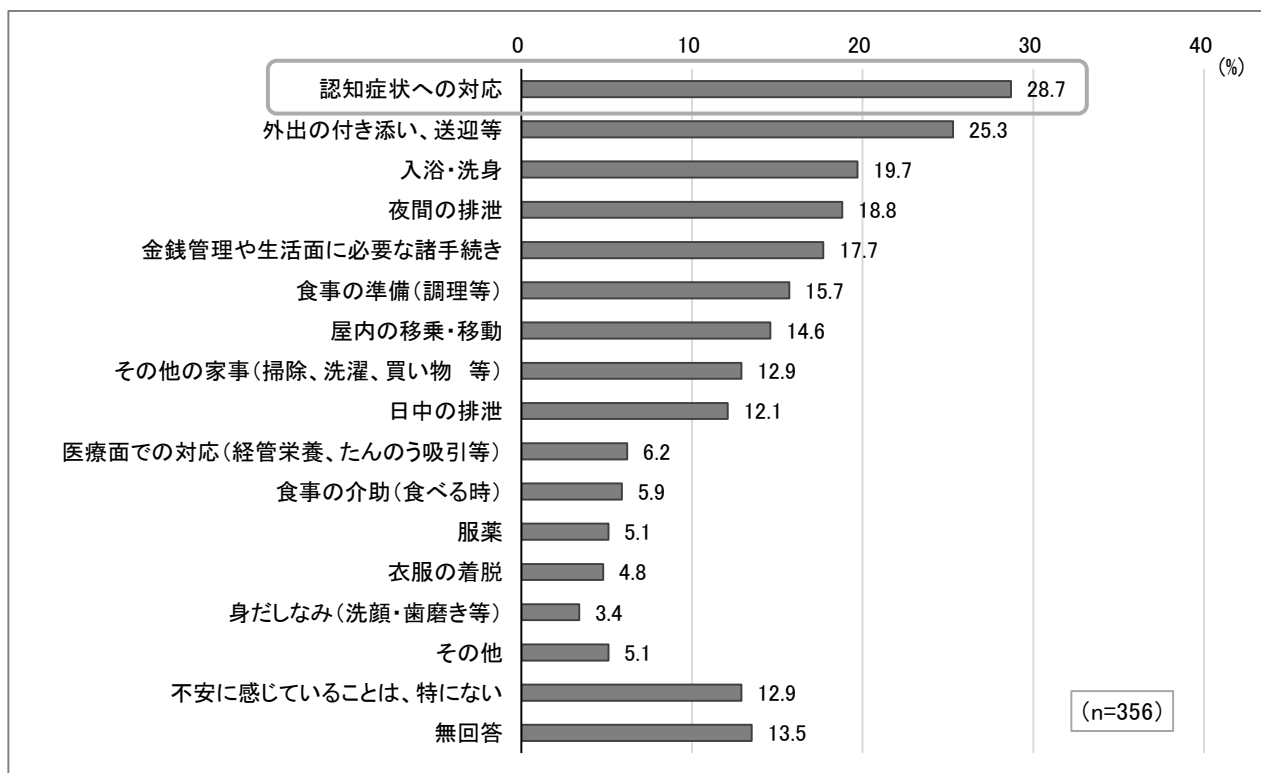
認知症に関する相談窓口の認知度（一般高齢者・要支援認定者）（単数回答）



日常生活での不安、悩み、心配ごと（一般高齢者・要支援認定者）（複数回答）



主な介護の方が不安に感じる介護等（要介護認定者）（複数回答）



施策の方向

認知症は誰もがかかる可能性のある病気です。認知症の人やその家族に対する支援を充実し、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりを進めるためには、「心のバリアフリー」が重要となります。地域社会における認知症への正しい知識や理解を促進し、認知症になってもやりたいことが続けられる地域をめざします。

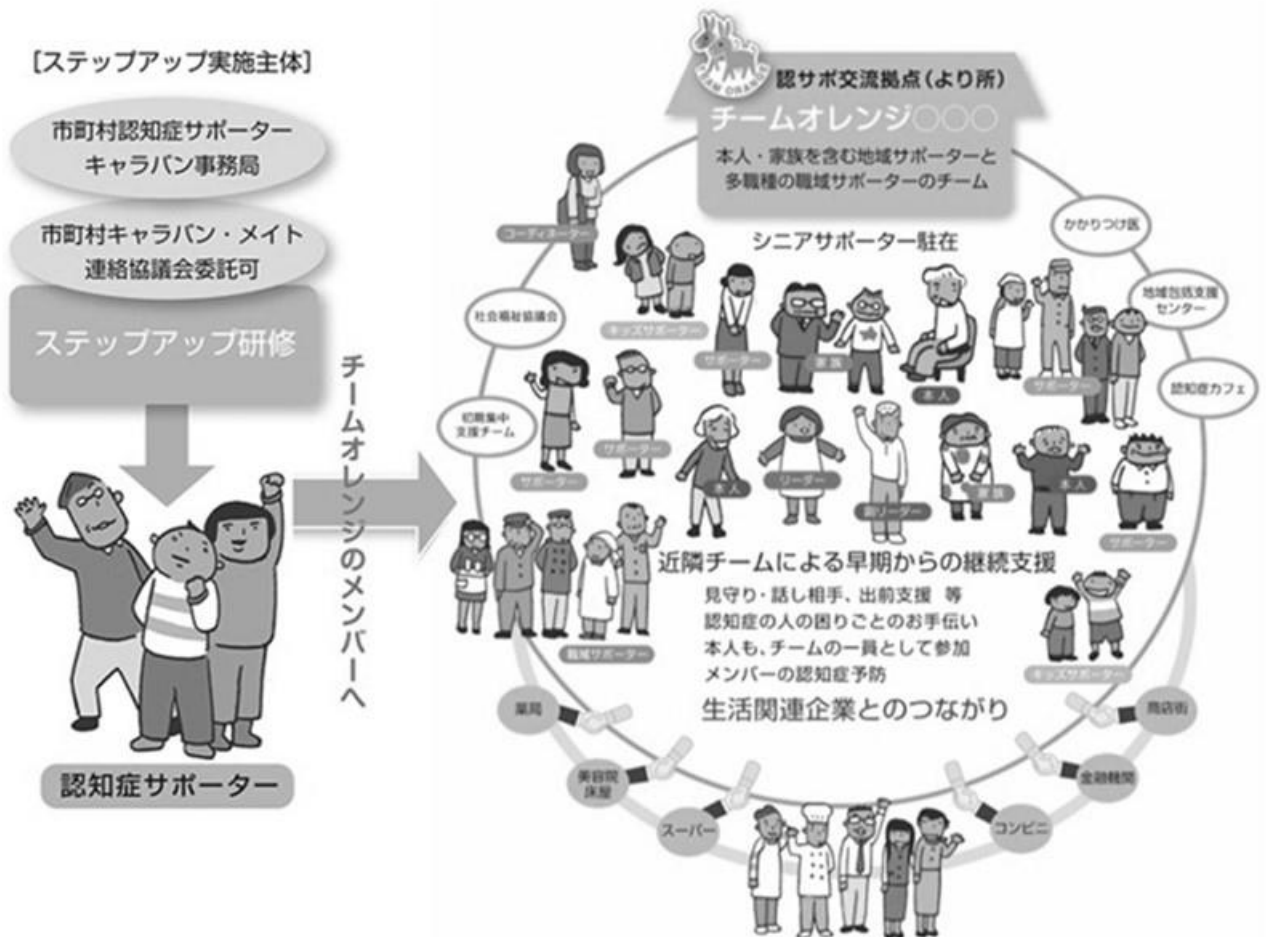
また、認知症の人とその家族・地域住民や職域サポーター等を構成員とするチームオレンジの活動を推進していきます。

主な施策

主な施策	概要
2市1町SOSネットワーク<高齢者福祉課>	<p>行政（佐倉市・酒々井町・八街市）・消防・警察と連携し、行方不明となった方を早期発見するための体制の強化を図ります。</p> <p>①FAX ネットワーク・防災行政無線・メール配信による捜索協力依頼</p> <p>②GPS 位置情報検索装置利用時の初期導入費用の助成</p> <p>③SOS ステッカー（登録番号入り反射ステッカー）の交付 ※普段履き慣れた靴などに貼付することで、行方不明者の早期発見に役立っています。</p>
認知症サポーターの養成<高齢者福祉課>	<p>認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成することで、認知症になっても暮らし続けられるやさしい街作りをめざします。</p> <p>また、認知症サポーターが具体的な活動に取り組めるよう認知症サポーターフォローアップ講座（国でいうステップアップ研修）を実施しています。講座修了者を登録し活動への支援をしています。</p>
認知症カフェの開催<高齢者福祉課>	<p>認知症の方や家族を地域で支える場として「認知症カフェ」を開催し、認知症についての啓蒙啓発や、医療・介護専門職による相談を実施するとともに、ボランティア等の導入による内容の充実と自主運営に向けた支援を行います。</p>

主な施策	概要
認知症の人を抱える家族交流会（ぴーなっつカフェ）の開催 ＜高齢者福祉課＞	認知症の人の家族などが集まり、介護をしての思いを吐露し、共感を得ることで介護に向かう精神的な支えの場として開催を継続していきます。
認知症初期集中支援チーム ＜高齢者福祉課＞	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らすために、認知症の人やその家族に早期に関わり、医療・介護サービスの利用につなげます。
チームオレンジ等の構築 ＜高齢者福祉課＞	認知症の人やその家族の困りごとと認知症サポーター等の支援をつなぐ「チームオレンジ」を構築し、認知症の人や家族に対する生活面について早期からの支援等を行います。

＜チームオレンジのイメージ図＞



資料：地域共生政策自治体連携機構

評価指標

評価指標	実績			見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症サポーター養成数 (人)	382	195	200	250	300	350
認知症サポーターフォロ ーアップ講座開催数 (回)	15	-	15	20	25	30
認知症カフェの数（箇 所）	-	-	1	1	2	2
認知症の人を抱える家族 交流会参加延べ人数 (人)	19	26	40	50	50	50
認知症カフェ参加延べ人 数	-	-	50	120	200	240

(3) 権利擁護の推進

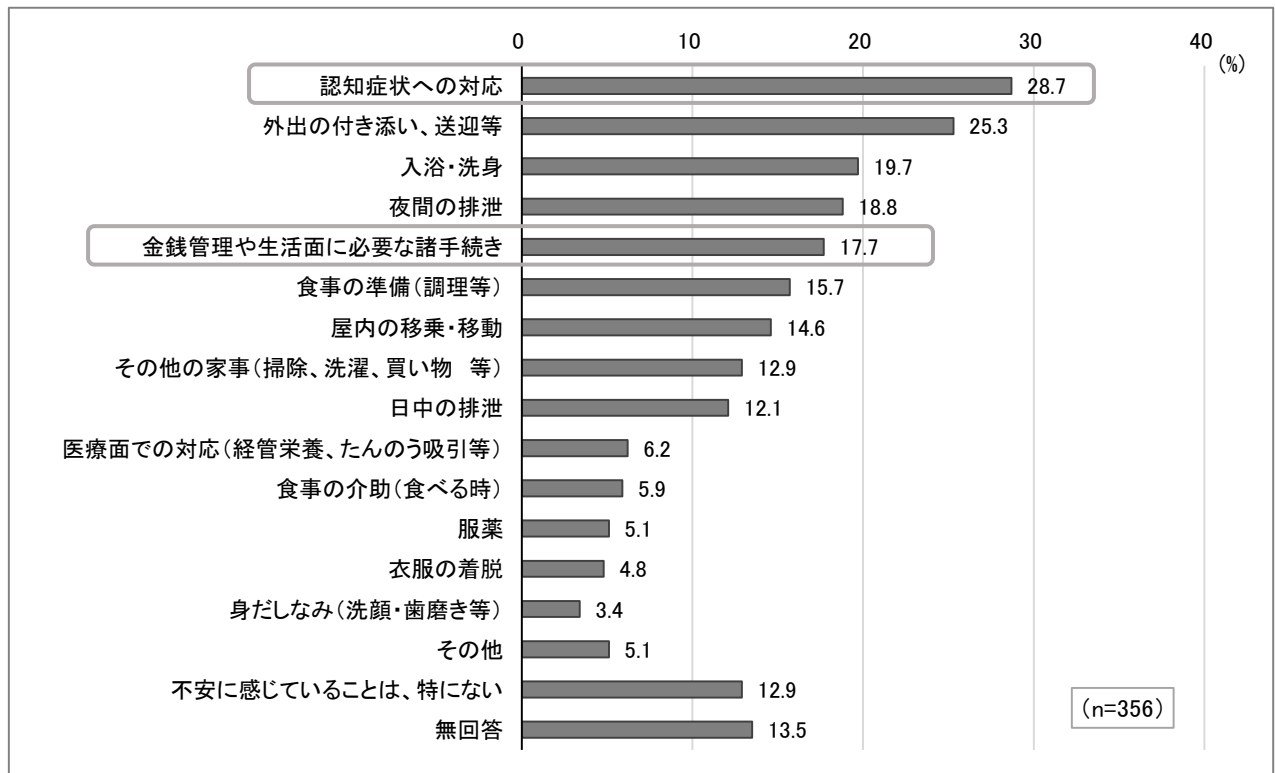
現状と課題

高齢者の尊厳ある暮らしのために、虐待の未然防止や早期発見・早期対応、成年後見制度の利用など、専門的な視点からの支援が必要です。

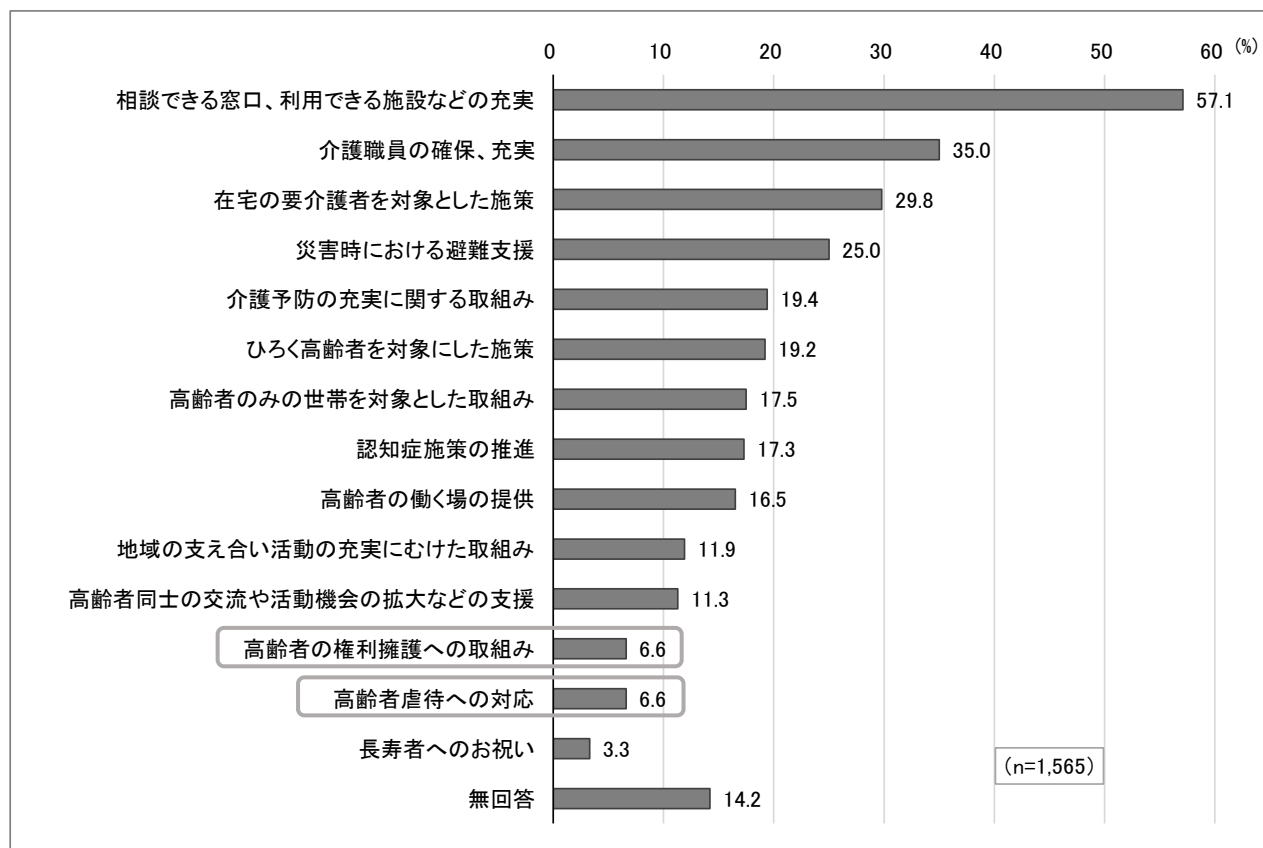
アンケート調査によると、主な介護の方が不安に感じる介護等について、「認知症状への対応」が 28.7%と最も高く、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」も 17.7%に上り、高齢者の権利や財産を守る体制作りが重要と言えます。また、要支援認定者を含む高齢者では、高齢者福祉施策として充実してほしい事業について、「高齢者虐待への対応（高齢者虐待の早期発見、予防、対応）」、「高齢者の権利擁護への取組み（成年後見人選任の申立支援、後見人報酬助成の拡大）」がどちらも 6.6%を占めており、必要性を感じている方がいる状況がうかがわれます。

高齢化に伴い認知症高齢者が増加していく中、虐待や権利侵害が行われないよう、より一層、権利擁護の視点を持った支援を行うことが求められます。

主な介護の方が不安に感じる介護等（要介護認定者）（複数回答）（再掲）



高齢者福祉施策として、充実してほしい事業
 (一般高齢者・要支援認定者) (複数回答)



施策の方向

高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、高齢者虐待に関する地域住民の知識や理解を深めるとともに、高齢者虐待対応窓口である地域包括支援センターの周知徹底を図ります。

また、成年後見制度の利用を促進し、制度の普及啓発や申立ての手続きに関する支援につなぐため、医療・介護・地域の関係機関等のネットワーク構築に取り組みます。

主な施策

主な施策	概要
高齢者虐待防止連絡協議会の設置 ＜高齢者福祉課＞	関係機関の連携体制強化のため、「高齢者虐待防止連絡協議会」を設置し、対応状況の報告や意見交換等を行います。
高齢者虐待の防止対策 ＜高齢者福祉課＞	何が虐待にあたるのか、予防策はなにか等、高齢者虐待の実情について、広報やホームページで周知する他、リーフレットを郵送して啓蒙啓発を図っていきます。 また、介護の負担を抱え込んでいる介護者の早期発見に務め、虐待に及ぶ前に適切なサービス利用等に繋げていく取組みを推進していきます。
成年後見制度の活用 ＜高齢者福祉課＞	判断能力の低下により成年後見人などの申立てが必要な高齢者や親族等に、成年後見制度の紹介・説明を行います。 契約能力の低下で必要な介護サービスの利用につながらない等、その福祉を図るため特に必要と認められる場合には、後見人選任の市長申し立てを行います。

評価指標

評価指標	実績			見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
高齢者虐待防止連絡協議会開催回数（回）	1	1	1	1	1	1
老人福祉法による入所措置うち虐待によるもの（人）	-	1	1	1	1	1
老人福祉法による成年後見人選任の市長申し立て（人）	3	4	6	7	8	9

3 高齢者が住み慣れた地域で暮らすための環境が整備されている

(1) 在宅医療・介護連携の推進

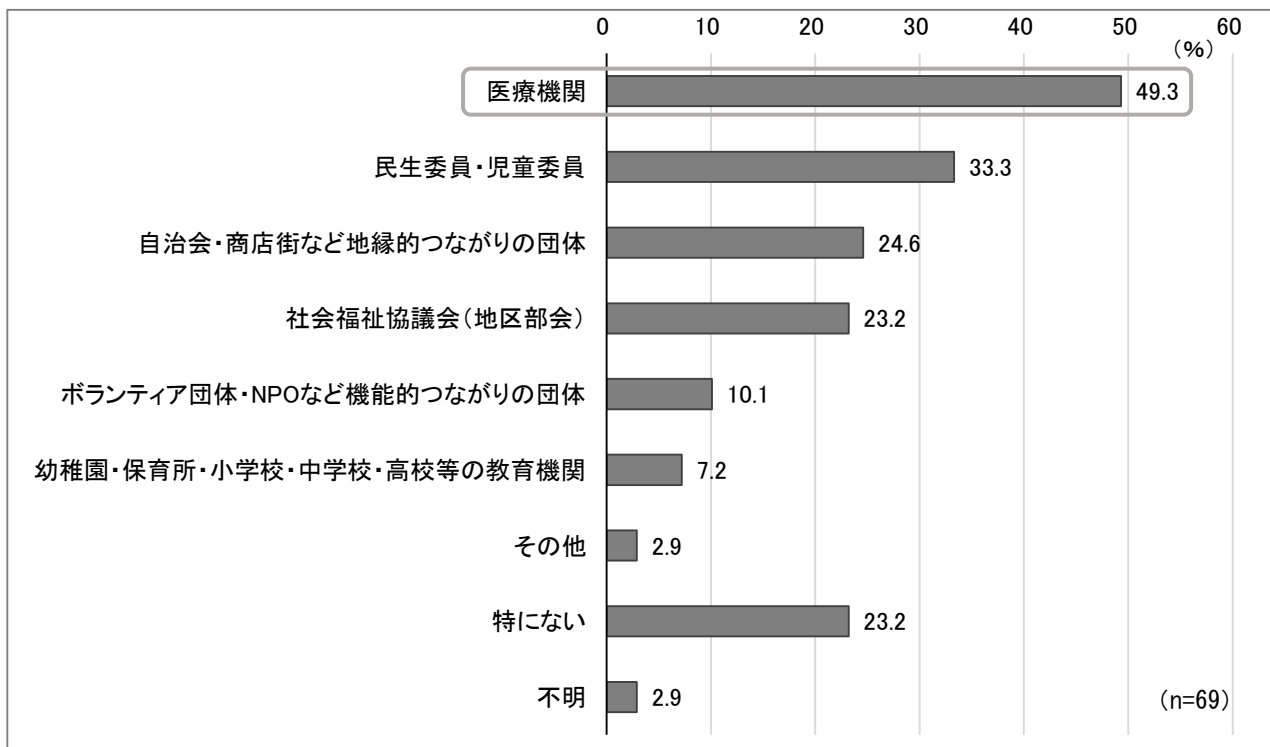
現状と課題

後期高齢者の増加に伴い、医療と介護をともに必要とする高齢者が増加することが見込まれ、特に加齢に伴う心身機能の衰えから、日常生活において医療や介護が必要となることや、容体が急変して入院すること、退院後は在宅医療や介護が必要となる場面や、在宅療養中に容体が急変し看取りに至ることが想定されます。

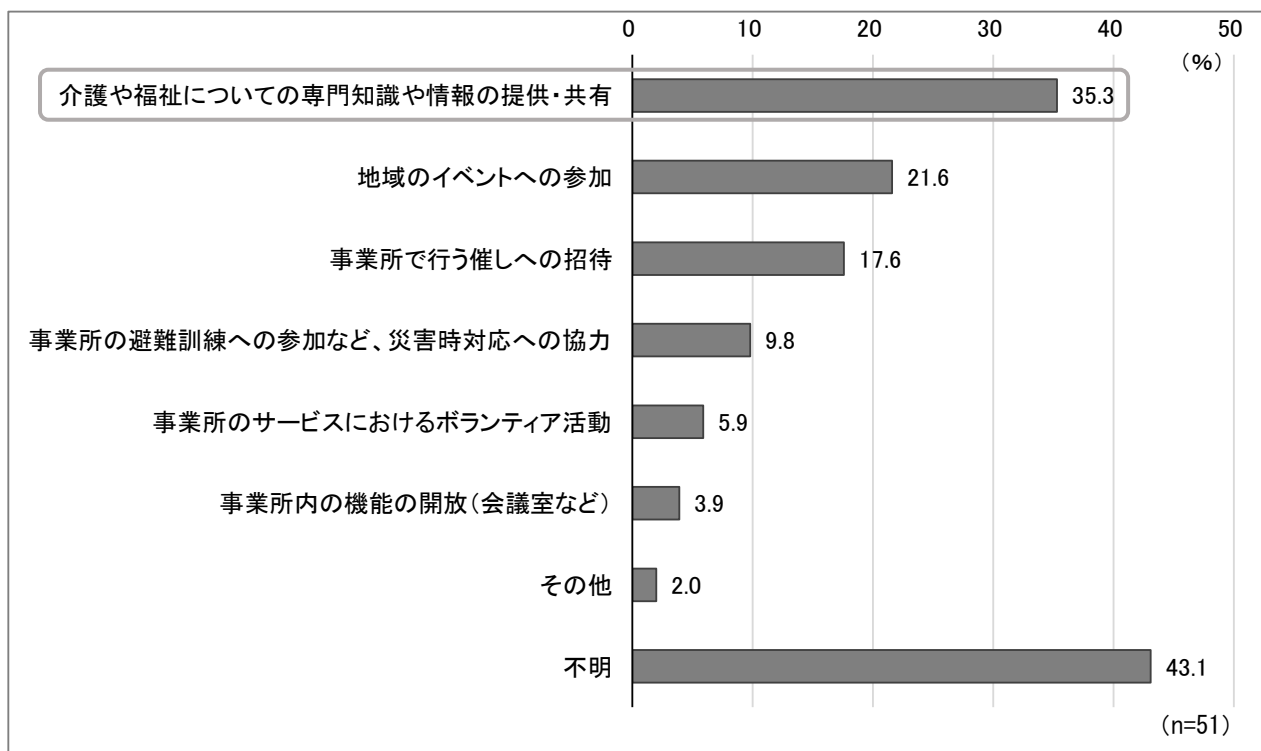
また、医療と介護のサービスが切れ目なく提供されることが求められていることから、医療機関や介護保険関係事業所等が連携し、高齢者が在宅で安心して生活できる体制を構築することが求められています。

介護事業所を対象としたアンケート調査では、連携している他事業所・団体との連携は、「医療機関」が49.3%、連携の内容では「介護や福祉についての専門的知識や情報の提供・共有」が35.3%と最も多い回答となっていることから、現在も連携をしていることがうかがえますが、今後も医療従事者と介護従事者の関係性を深め情報を共有する等連携を図る必要があります。

連携している地域の団体や組織（複数回答・いくつでも）（再掲）



連携の内容（複数回答・いくつでも）



在宅医療・介護連携推進事業 講演会



施策の方向

高齢者が、自宅等の住み慣れた地域で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、多職種との協働・連携を推進し、在宅医療と介護が包括的かつ継続的に提供できる体制づくりを進めます。

特に次の4つの場面のめざすべき姿を明確にし、各団体の代表者で構成するワーキンググループで具体的な内容や方向性の検討をし、多職種交流会で内容に対する意見を広く聴く仕組みを利用し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進していきます。

八街市のめざすべき姿

**自宅等の住み慣れた地域で療養し、
自分らしい生活が続けられる。**

日常の療養支援

多職種が連携し、本人・家族の日常の療養生活に必要な医療と介護を受けられ、安心して住み慣れた場所で生活できる。

入退院支援

入退院時の医療・介護のスムーズな情報共有や協働により、退院後も安心して必要な医療と介護を受けながら日常生活を送ることができる。

急変時の対応

医療・介護・消防（救急）が連携することにより、いつでも相談ができ、急変時に本人の思いを大切にすることに対応を受けられ、安心して適切な医療にかかることができる。

看取り

在宅での看取り等について、本人・家族が十分な理解と認識をすることで、人生の最終段階を望む形で過ごせるよう、医療・介護関係者が支援し、本人・家族が満足する最後を迎えられる。

主な施策

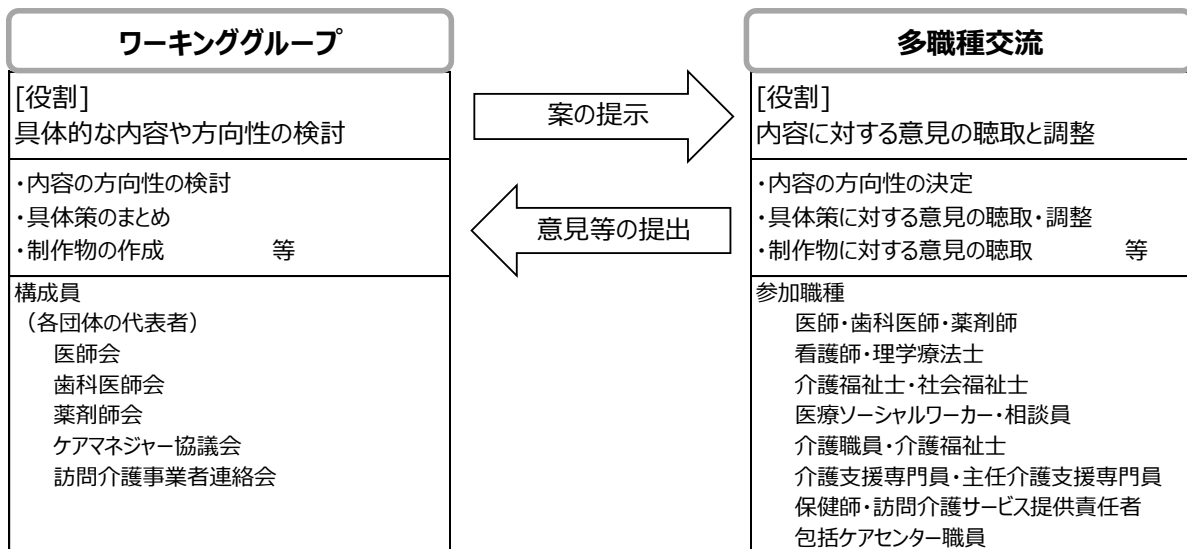
主な施策	概要
在宅医療・介護連携推進会議の開催 ＜高齢者福祉課＞	医療と介護が切れ目なく提供され、高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が情報を共有し連携を促進するための会議を開催します。
多職種交流会の開催 ＜高齢者福祉課＞	包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供していくため、多職種交流会を開催し、講義の聴講やグループディスカッション等を行います。 また、ワーキンググループで検討している内容について広く意見を聴く場としての機能もあります。
ワーキンググループ ＜高齢者福祉課＞	在宅医療・介護における各種団体の代表者が構成員となり、在宅医療・介護の連携に関する課題の抽出や対応方法などを話し合い方向性を決めます。

多職種交流会



評価指標

評価指標	実績			見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
在宅医療・介護連携推進会議開催回数（回）	-	1	1	1	1	1
多職種交流会の参加延べ人数（人）	-	58	165	180	200	210



(2) 安全・安心な居住環境の確保

現状と課題

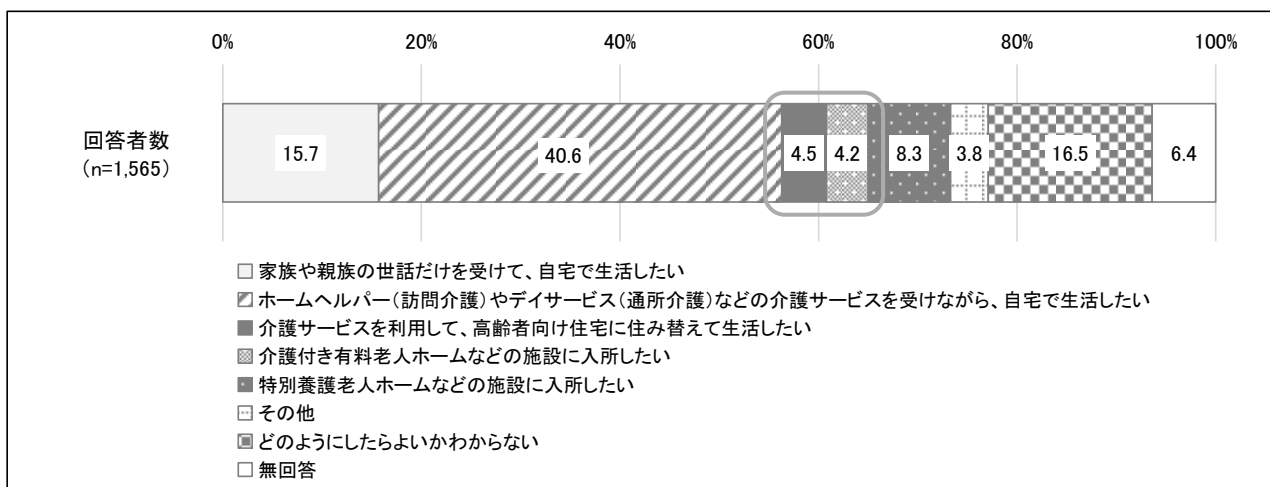
介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住み続けることができる住まいの確保が必要です。近年は「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増えています。

アンケート調査によると、要支援認定者を含む高齢者は、将来介護が必要になったときの生活について、「介護サービスを利用して、高齢者向け住宅に住み替えて生活したい（4.5%）」「介護付き有料老人ホームなどの施設に入所したい（4.2%）」を選択する方が一定数みられます。

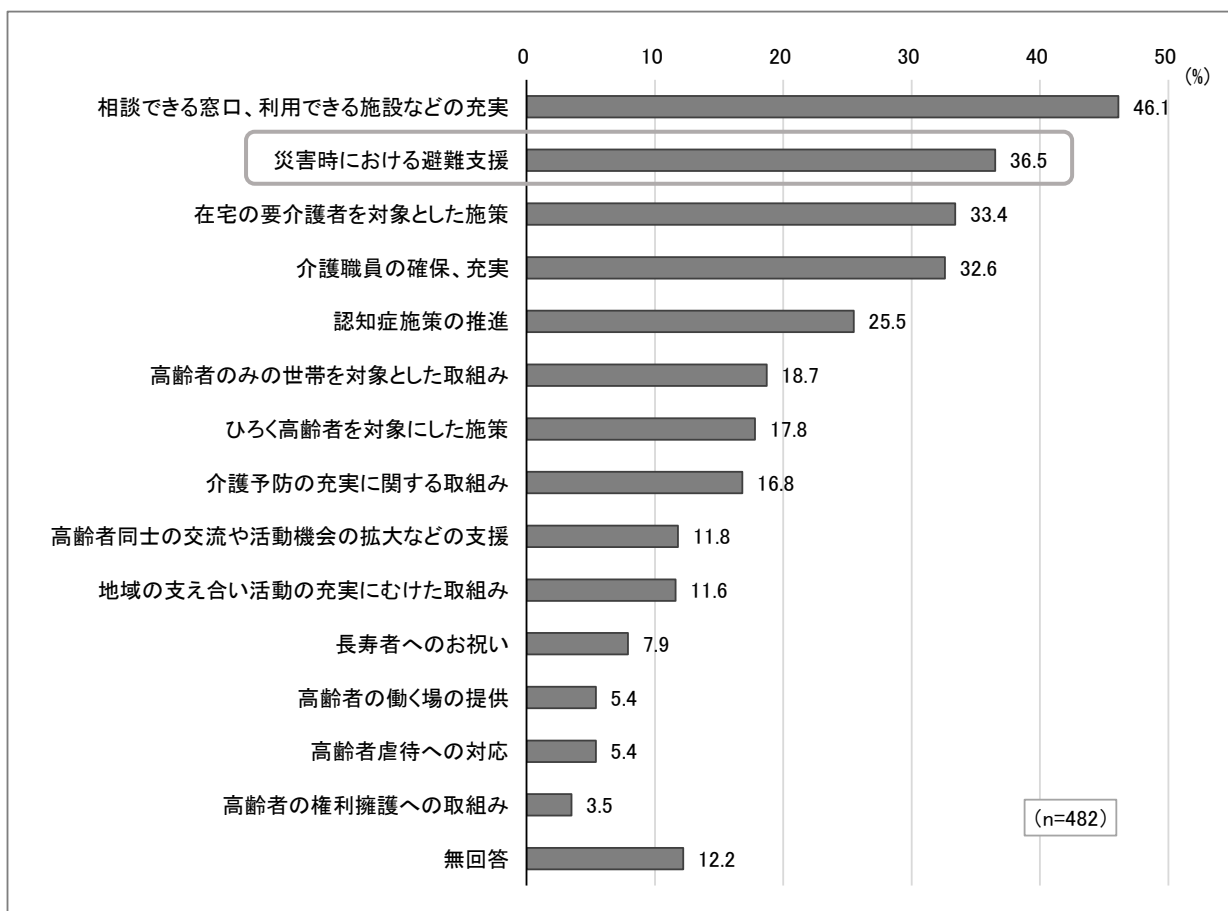
高齢者が介護を受けながら自立した暮らしを送ることのできる、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向けの住まいについて、市内での必要量を見極めながら、適切に供給される環境を確保する必要があります。

また、気候変動に伴い、近年災害の激甚化が指摘されています。要介護認定者に対するアンケート調査では、高齢者福祉施策として、充実してほしい事業について、「災害時における避難支援」が36.5%と2番目に高くなっています。自力での避難が困難な人が安心して地域で住み続けられるよう、地域ぐるみで災害発生に備えた対策を進めていく必要があります。

将来、介護が必要になった時の生活について（一般高齢者・要支援認定者）
（単数回答）（再掲）



高齢者福祉施策として、充実してほしい事業（要介護認定者）（複数回答）



施策の方向

高齢者が安心して暮らせるように、サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者居住安定確保のための施策を推進するとともに、社会福祉施設等を含め、地域ぐるみで災害発生に備えた体制整備を図ります。

主な施策

主な施策	概要
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況把握及び質の確保 <高齢者福祉課>	多様な介護ニーズに対応した有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅が増加しており、千葉県と連携して状況把握するとともに、外部の居宅サービス事業所との連携を強化し質の確保に努めます。

主な施策	概要
様々なニーズを踏まえた 住まいの検討 <高齢者福祉課> <都市計画課>	<p>低廉な賃料で入居できる軽費老人ホーム（ケアハウス）等について、多様な選択肢の1つとして、整備の必要性を検討します。</p> <p>また、定住促進住宅リフォーム工事補助事業により、住宅内の手すり設置や段差の解消、和室から洋室への変更など、居住環境の向上に努めます。</p> <p>※「介護保険サービスによる住宅改修については、第5章を参照」</p>
消費生活相談事業 <商工観光課>	<p>市民の消費生活の安定及び向上のため、暮らしの身近な相談窓口として八街市消費生活センターを設置し、消費生活に関するトラブル・悪質商法による被害などの相談を受けるとともに、被害を防止するため、賢い消費者の育成に向けた出前講座の充実を図ります。</p>
市道の道路整備事業 <道路河川課>	<p>道路拡幅、歩道整備、路面標示、舗装修繕により道路の安全かつ円滑な交通を確保します。</p>
災害時の避難対策 <防災課> <高齢者福祉課> <障がい福祉課>	<p>「八街市地域防災計画」及び「避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、防災課・障がい福祉課と連携し、避難所の要支援者スペースの確保や避難行動要支援者名簿の更新など、名簿や個別避難計画を利用した避難対策を地域毎に推進します。</p>

評価指標

評価指標	実績			見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
平常時避難行動要支援者 名簿の登録（登録者数） （人）	1,732	1,577	1,415	1,500	1,575	1,650
個別避難計画の作成（率）	16	18	22	40	45	50
定住促進住宅リフォーム工事 補助事業（件）※1	42	48	51	50	50	50
消費生活相談事業（回）	8	17	25	30	40	50
歩道整備（m）※2	L=100	L=96	L=100	L=100	L=100	L=100

※1 バリアフリー化対応リフォームに限らず、年度毎の補助件数を掲載しています。

※2 L=100（m）は、整備した歩道を年間100mつくることを意味します。

(3) 地域共生社会の実現

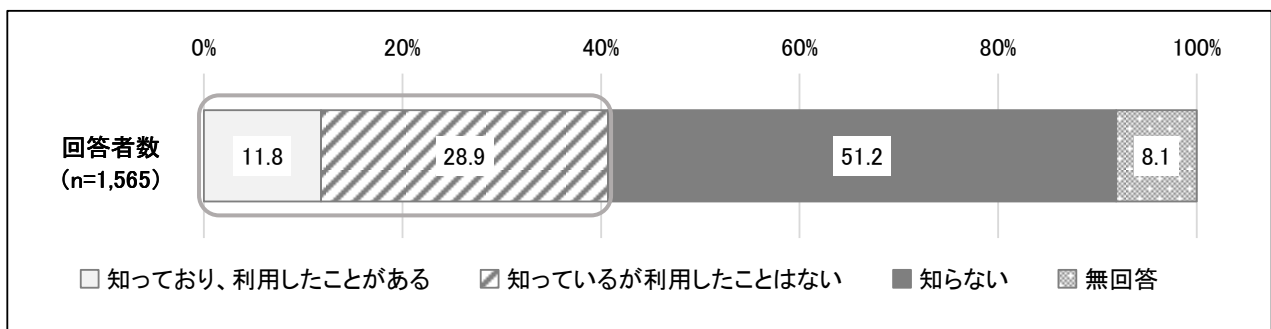
現状と課題

本市では、地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等を実施し、住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援しています。

アンケート調査によると、要支援認定者を含む高齢者で、高齢者福祉施策として充実してほしい事業について尋ねたところ、「相談できる窓口、利用できる施設などの充実（57.1%）」の割合が最も高く、相談窓口に対する高いニーズがうかがわれます。一方、「地域包括支援センター」について、『知っている』（＝「知っており、利用したことがある」＋「知っているが利用したことはない」）の割合は40.7%となっています。地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを構築するための中核的役割を担うことが期待される機関であることから、相談機能の充実も含め、引続き複合的な機能を発揮していくことが求められます。

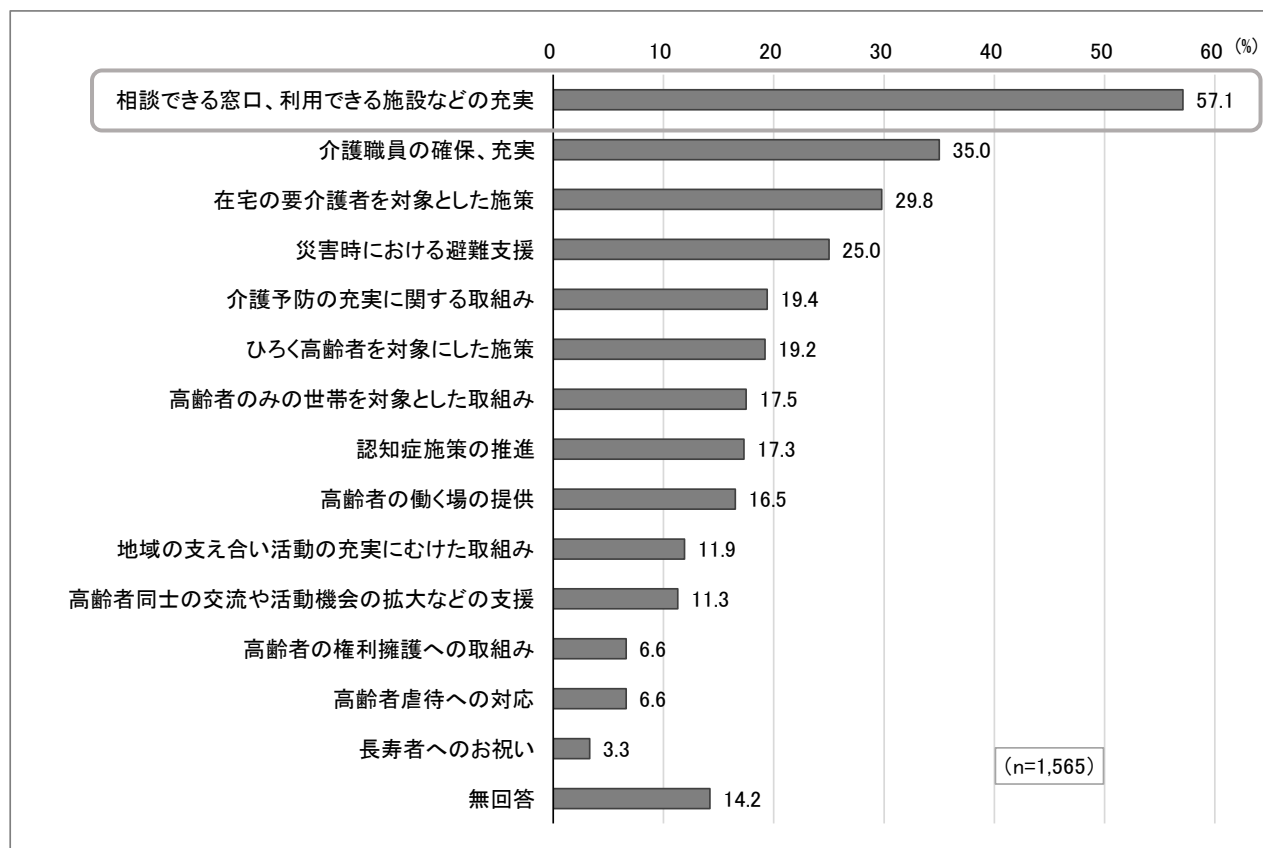
また、国においては、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、すべての住民が支え合い、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現をめざしています。地域共生社会は、福祉の政策領域だけでなく、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域にも広がるものです。地域の様々な資源を活用し、地域全体のつながりを強化していくことが必要です。

地域包括支援センターの認知度（一般高齢者・要支援認定者）（単数回答）



高齢者福祉施策として、充実してほしい事業（一般高齢者・要支援認定者）

（複数回答）（再掲）



施策の方向

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括支援センターと関係機関の相談窓口について、広報、ホームページ、ライン等の活用や、民生委員、介護支援専門員、介護予防リーダーの協力を得ながら周知に努めます。

また、地域共生社会の実現に向けて、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、支援が必要な高齢者の日常生活や健康を住民等で支え合うとともに、安否確認や見守りを兼ねたサービス等の充実を図ります。

主な施策

主な施策	概要
相談窓口の強化 ＜高齢者福祉課＞	地域での相談ニーズにきめ細かく応じることができるよう、地域包括支援センターが核となり、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう支援していきます。必要な社会資源を把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関、制度の利用につなげます。また、身近な相談窓口の増設について検討します。
民生委員との連携 ＜社会福祉課＞ ＜高齢者福祉課＞	民生委員の作成する「高齢者福祉票」を共有して地域の高齢者を見守るとともに、必要時には連携して適切な支援を行っていきます。

評価指標

評価指標	実績			見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域包括支援センター数 (箇所)	2	2	2	2	2	2
生活困窮者自立支援事業 支援調整会議への参加 (参加率)	100	100	100	100	100	100
民生委員児童委員協議会 への出席(回数)	1	4	3	4	4	4
民生委員からの相談件数 (件)	31	27	30	30	30	30

(4) 生活支援体制整備の推進

現状と課題

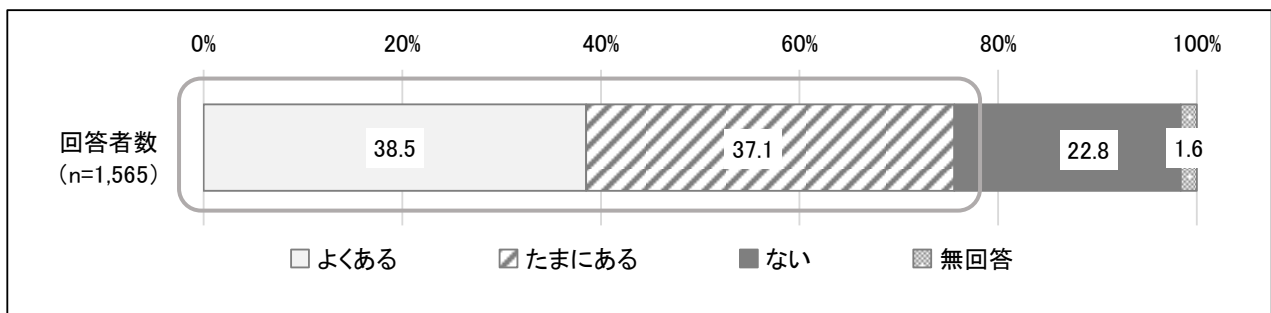
高齢者人口の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。高齢者世帯では、突然の発病やけが、災害等の発生に対して脆弱である場合が多く、高齢化が進むにつれて見守りやサポートの必要性が高まっています。

アンケート調査によると、日中、『一人になることがある人』（＝「よくある」＋「たまにある」）は、要支援者を含む高齢者では 75.6%、要介護認定者では 68.9% となっています。また、普段の生活の中で、現在、手助けが必要だと思うこと、今後、手助けしてほしいことについて、要支援者を含む高齢者では何らかのことがある人（＝「特にない」、「無回答」以外の人）の割合が 45.1% となっています。

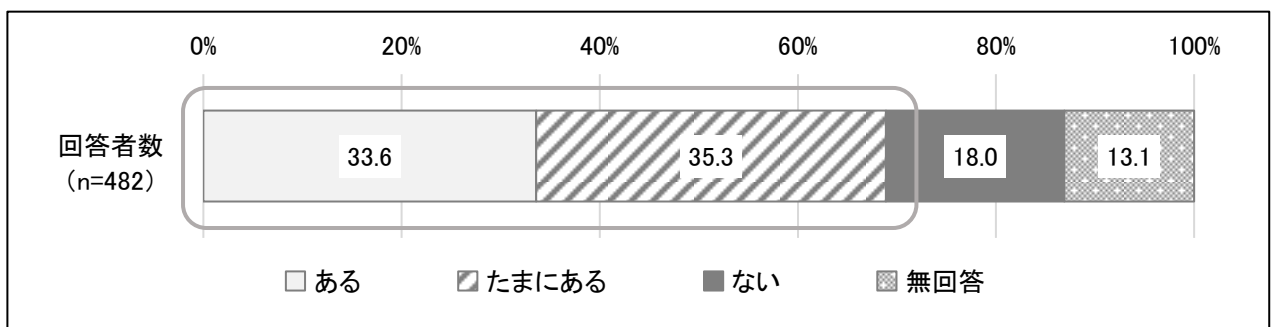
高齢者が在宅生活を継続するためには、高齢者自身の健康状態はもとより、高齢者を取り巻く状況の変化に応じて、一人一人に合った支援が途切れることなく提供されることが重要です。

また、近年では、高齢者の孤立化も社会問題となっており、行政や自治会等が把握できないケースもあることから、事業者等との連携により高齢者に対する日常生活の支援や見守りを充実していく必要があります。

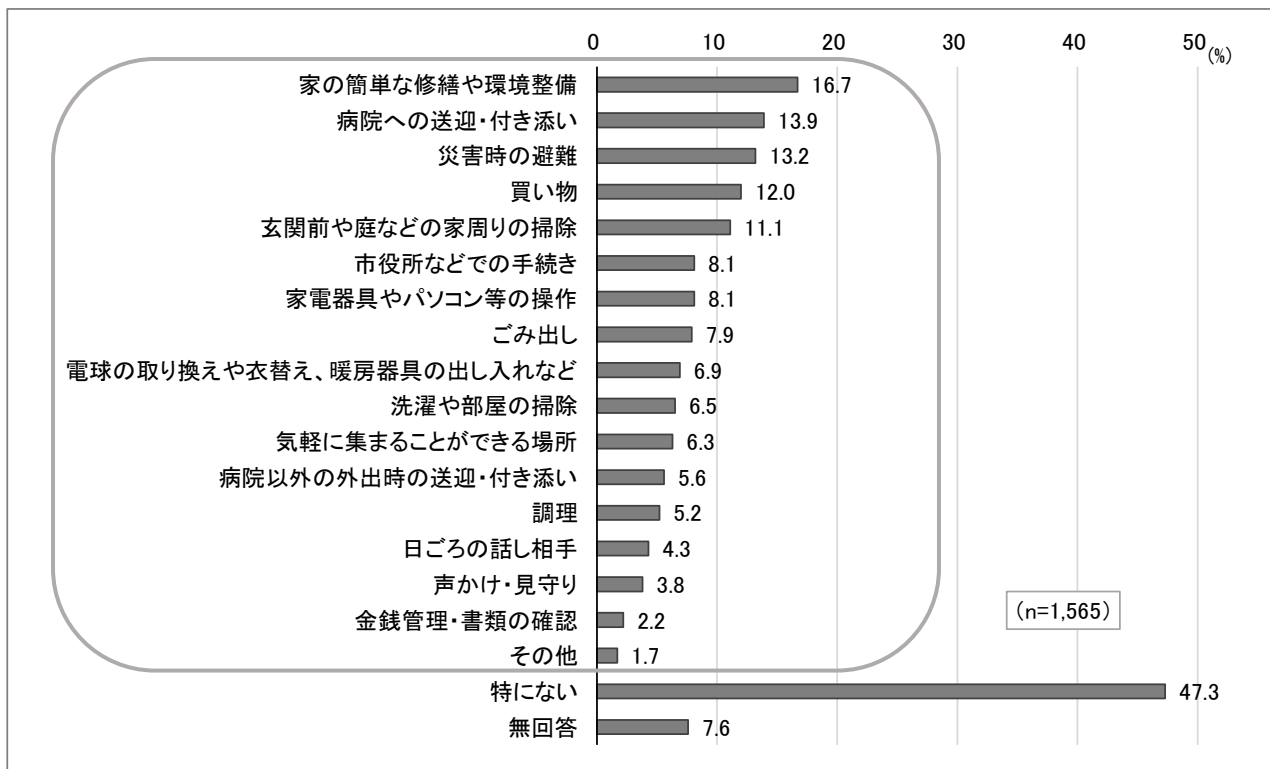
日中、一人になることがあるか（一般高齢者・要支援認定者）（単数回答）



日中、一人になることがあるか（要介護認定者）（単数回答）



現在、手助けが必要だと思うこと、今後、手助けしてほしいこと
 (一般高齢者・要支援認定者) (複数回答)



施策の方向

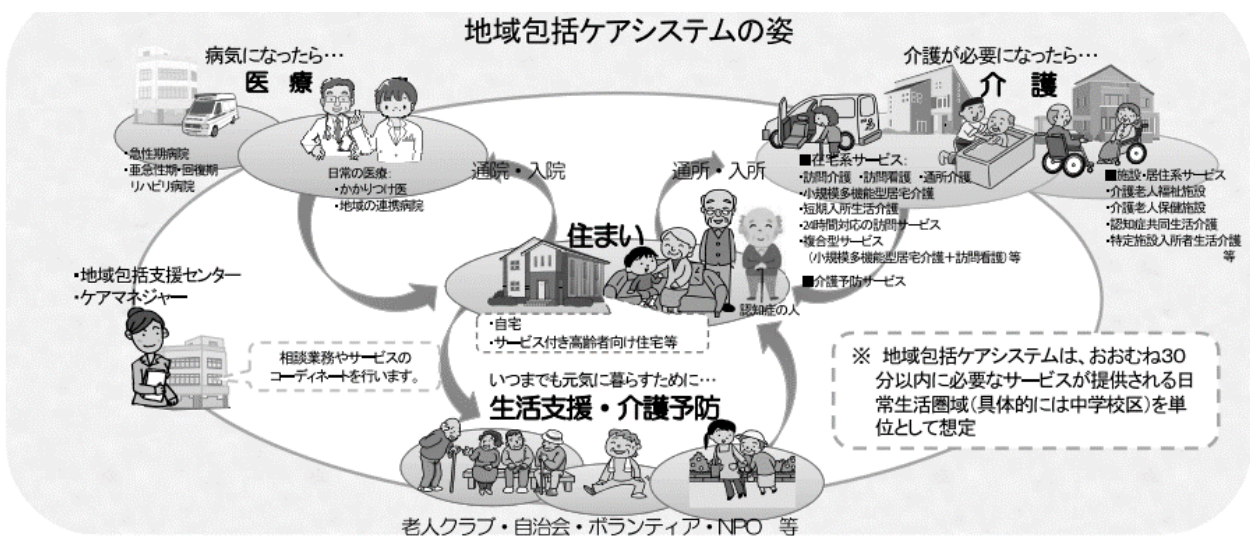
高齢者の生活を支える重層的な支援体制の構築が必要であり、社会福祉協議会やNPO法人、地縁団体等の多様な生活支援サービスの担い手と協働していきます。

高齢者のニーズと実態に合わせて、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、さまざまなサービスにつなげていく体制の強化を図ります。

主な施策

主な施策	概要
生活支援体制の整備 <高齢者福祉課> <市民協働推進課> <クリーン推進課>	社会資源とニーズを把握して高齢者の生活支援の仕組みづくりを推進する「生活支援コーディネーター」を配置するとともに、「生活支援コーディネーター」と「協働のまちづくりコーディネーター」が、地域の現状や課題、地域資源に関する情報を共有し、支援体制の充実を図ります。また、ごみ出しの支援の検討を進めます。

主な施策	概要
協議体の設置 <高齢者福祉課>	<p>多職種・多機関が一体となって、地域の課題解決に向けた取組みを進めるため、情報共有・関係者間の連携を強化します。(第1層協議体)</p> <p>住民が身近な地域の課題について話し合い、地域に適した具体的な取組みを検討します。(第2層協議体)</p>
地域ケア会議の充実 <高齢者福祉課>	<p>要支援高齢者の日常生活の課題を把握し、医療・介護の専門職が解決のための提案等意見交換を行う。また、課題の分析を積み上げる事で共通課題を明確化し、新たな資源の創出を検討します。</p>
高齢者見守りネットワーク <高齢者福祉課>	<p>協力事業所等が日常業務などにおいて、地域の高齢者に対し、さりげない見守りを行い、何らかの異変を発見した時は市に連絡をし、状況を確認します。</p>
社会福祉協議会等との連携 <社会福祉課> <高齢者福祉課>	<p>支援の必要な高齢者に対して、内容に応じて在宅有償サービスや日常生活自立支援事業等の、社会福祉協議会で実施している事業に繋げるとともに情報を共有し、地域福祉の増進を図ります。</p> <p>また、生活支援コーディネーター及びCSWの間で情報共有を図り、協力をして地域づくりに取り組みます。</p>



資料：厚生労働省

評価指標

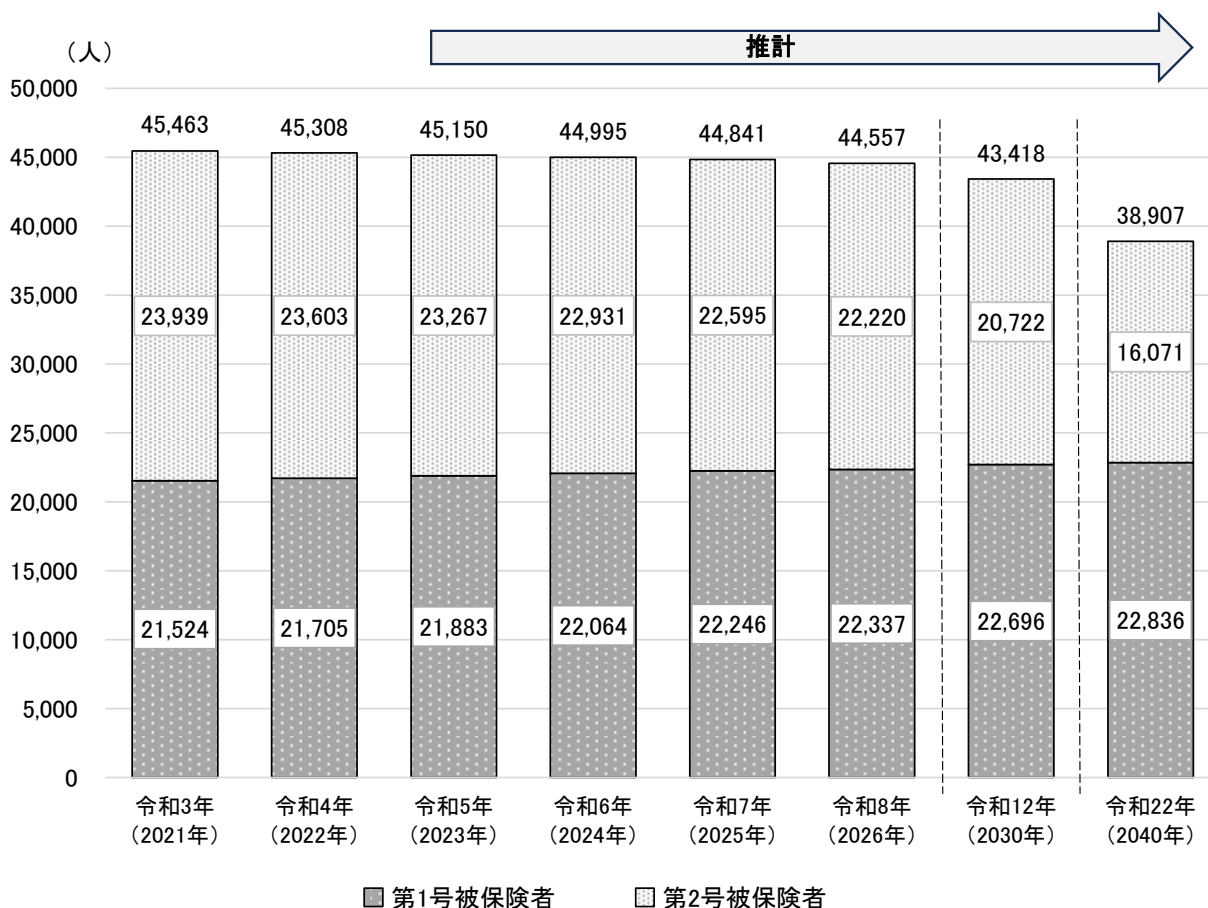
評価指標	実績			見込		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活支援コーディネーター数 (人) (うち専従の生活支援コーディネーター数)	5 (-)	5 (1)	5 (1)	5 (2)	5 (2)	5 (2)
コーディネーター連絡会の開催	-	-	1	4	4	4
協議体設置数(箇所)	1	1	1	1	1	2
地域ケア会議開催数(回)	-	2	12	12	12	12
地域ケア会議検討事例数 (件)	3	8	35	36	36	48
高齢者見守りネットワーク協 定事業所数(事業所)	30	31	31	31	31	31
協定事業所からの安否確認 通報件数(件)	3	1	3	3	3	3

第5章 介護保険サービスの見込み

1 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計

(1) 被保険者数の推移と推計

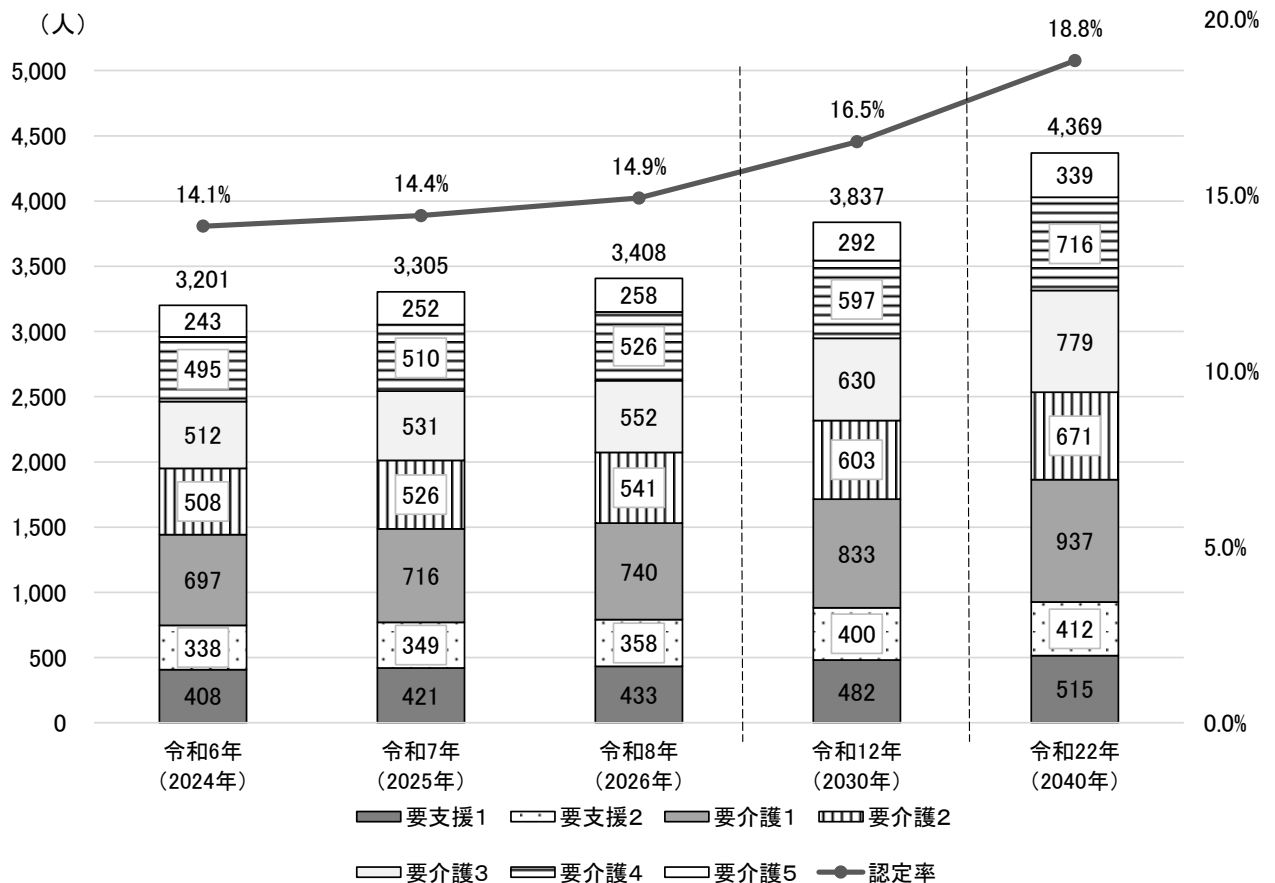
被保険者総数は、令和3（2021）年度の45,463人から令和12（2030）年度には43,418人、令和22（2040）年度には38,907人へと減少する見込みです。内訳をみると、第1号被保険者数は、令和3（2021）年度の21,524人から令和12（2030）年度には22,696人、令和22（2040）年度には22,836人と増加する一方、第2号被保険者数は、令和3（2021）年度の23,939人から令和12（2030）年度には20,722人、令和22（2040）年度には16,071人と減少する見込みです。



(2) 要支援・要介護認定者数、認定率の推計

要支援・要介護認定者数は、令和6（2024）年度の3,201人から令和12（2030）年度には3,837人、令和22（2040）年度は4,369人へと増加する見込みです。

それに伴い、被保険者に対する認定率も、令和6（2024）年度の14.1%から令和12（2030）年度には16.5%、令和22（2040）年度には18.8%へと上昇することが見込まれます。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

2 介護保険サービス見込量

(1) 居宅サービス

1) 訪問介護

訪問介護は、介護福祉士などが自宅を訪問して、居宅で自立した日常生活を営めるよう、入浴や排せつ、食事などの身体介護や、調理や洗濯などの生活援助を行うサービスです。

事業		見込量				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人数(人)	4,440	4,632	4,836	5,268	6,072
	回数(回)	94,972	100,069	105,112	111,695	131,519

(年間累計)

2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、移動入浴車などで自宅を訪問し、浴槽を居室に持ち込んで入浴介護を行うサービスです。

事業		見込量				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	人数(人)	24	24	24	24	24
	回数(回)	84	84	84	84	84
介護給付	人数(人)	852	900	948	996	1,188
	回数(回)	3,923	4,134	4,360	4,568	5,456

(年間累計)

3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護・介護予防訪問看護は、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが自宅を訪問し、療養上の支援や診療の補助を行い、居宅で自立した生活ができるよう支援し、生活機能の維持回復をめざすサービスです。

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
予防給付	人数(人)	312	324	336	372	396
	回数(回)	2,023	2,090	2,158	2,414	2,549
介護給付	人数(人)	1,968	2,076	2,160	2,304	2,712
	回数(回)	18,337	19,397	20,161	21,527	25,332

(年間累計)

4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、理学療法士・作業療法士などが自宅を訪問して、居宅で自立した日常生活が営めるよう、心身の機能の維持・回復や生活機能を向上させるためのリハビリテーションを行うサービスです。

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
予防給付	人数(人)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0
介護給付	人数(人)	1,428	1,512	1,572	1,692	1,992
	回数(回)	16,879	17,822	18,578	20,100	23,536

(年間累計)

5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、居宅で自立した日常生活が営めるよう、医師、歯科医師、薬剤師などが療養指導、栄養指導、口腔清掃などを行うサービスです。

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
予防給付	人数(人)	192	216	216	240	252
介護給付	人数(人)	3,948	4,152	4,344	4,668	5,472

(年間累計)

6) 通所介護

通所介護は、居宅で自立した生活を営めるよう、デイサービスセンターなどに通い、入浴・食事の提供と、介護や生活上の相談や助言、健康状態の確認など、日常生活の支援と機能訓練を行うサービスです。

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	人数(人)	5,544	5,784	6,036	6,564	7,596
	回数(回)	63,242	66,097	69,125	74,798	87,078

(年間累計)

7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、居宅で自立した日常生活が営めるよう、介護老人保健施設や医療機関などに通い、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

事業		見込量				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	人数(人)	756	780	804	888	936
	回数(回)	16,446	17,106	17,801	19,474	22,378
介護給付	人数(人)	2,112	2,196	2,280	2,508	2,868
	回数(回)	16,446	17,106	17,801	19,474	22,378

(年間累計)

8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、居宅で自立した日常生活を営めるよう、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練を行うサービスです。

事業		見込量				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	人数(人)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0
介護給付	人数(人)	2,232	2,364	2,472	2,628	3,120
	日数(日)	28,902	30,772	32,256	34,056	40,781

(年間累計)

9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護は、居宅で自立した日常生活が営めるよう、介護老人保健施設や介護医療院（療養型病床群など）に短期間入所し、看護、医学的管理のもと、介護や機能訓練などを受けるサービスです。

〈老人保健施設〉

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
予防給付	人数（人）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
介護給付	人数（人）	84	96	96	108	120
	日数（日）	1,494	1,793	1,793	1,892	2,191

(年間累計)

〈病院等〉

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
予防給付	人数（人）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
介護給付	人数（人）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0

(年間累計)

〈介護医療院〉

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
予防給付	人数（人）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
介護給付	人数（人）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0

(年間累計)

10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、ケアハウスなどが介護保険法に基づく指定を受け、入居する要介護認定者に一定の計画に基づいて提供される、入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の支援、機能訓練などを行うサービスです。

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
予防給付	人数(人)	144	156	156	168	192
介護給付	人数(人)	828	852	876	984	1,164

(年間累計)

11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与は、居宅で自立した日常生活が営めるよう、日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具（厚生労働大臣が定めるもの）を貸与するサービスです。

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
予防給付	人数(人)	2,628	2,712	2,784	3,108	3,252
介護給付	人数(人)	11,952	12,504	13,080	14,160	16,428

(年間累計)

12) 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入は、福祉用具のうち貸与に適さない入浴や排せつのための用具（厚生労働大臣が定めるもの）の購入費を支給するサービスです。

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
予防給付	人数(人)	60	60	60	72	72
介護給付	人数(人)	732	768	792	888	996

(年間累計)

1 3) 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修・介護予防住宅改修は、在宅の要介護認定者が手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替えなどの生活機能の向上のために住宅改修を行った場合に、費用を補助するものです。

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
予防給付	人数(人)	36	36	36	24	24
介護給付	人数(人)	120	120	120	144	144

(年間累計)

1 4) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援は、要支援・要介護認定者が在宅サービスなどを適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターの保健師等が心身の状況・環境・被保険者本人や家族の希望などを把握、分析して、「介護サービス計画（ケアプラン）」、「介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）」を作成するとともに、サービス提供確保のために事業者などとの連絡調整、施設の紹介などを行うサービスです。

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
予防給付	人数(人)	3,252	3,348	3,432	3,840	4,032
介護給付	人数(人)	16,512	17,232	17,976	19,584	22,608

(年間累計)

(2) 地域密着サービス

1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

事業		見込量				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人数(人)	336	360	372	408	456

(年間累計)

2) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、居宅で自立した生活が営めるよう、介護福祉士などが、定期的に、もしくは通報を受けて訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の支援などを夜間に行うサービスです。

事業		見込量				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人数(人)	0	0	0	0	0

(年間累計)

3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、デイサービスセンターなどに通い、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の支援、生活上の相談や助言、健康状態の確認、機能訓練を中心に行うサービスです。

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
予防給付	人数(人)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0
介護給付	人数(人)	240	252	264	288	324
	回数(回)	3,262	3,480	3,584	3,928	4,384

(年間累計)

4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護は、居宅で自立した生活が営めるよう、サービス拠点への「通い」を中心に随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の支援や生活上の相談や助言、健康状態の確認、機能訓練を行うサービスです。

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
予防給付	人数(人)	36	36	36	48	48
介護給付	人数(人)	1,080	1,140	1,200	1,272	1,488

(年間累計)

5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症の要支援・要介護認定者が少人数で共同生活を送るもので、入浴や排せつ、食事などの介護、日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスで、グループホームとも呼ばれます。

事業		見込量				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
予防給付	人数(人)	0	0	0	0	0
介護給付	人数(人)	756	756	756	864	1,212

(年間累計)

6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、指定を受けた定員29人以下の有料老人ホームや軽費老人ホームなどの入居者に、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供するサービスです。

事業		見込量				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人数(人)	0	0	0	0	0

(年間累計)

7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29人以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している要介護認定者に、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うサービスです。

事業		見込量				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人数(人)	0	0	0	0	0

(年間累計)

8) 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅サービスと訪問看護サービスを同じ事業者が実施することにより、医療サービスの必要性が高い要介護認定者の在宅生活を支えるサービスです。

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	人数(人)	0	0	0	0	0

(年間累計)

9) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、施設(利用定員18人以下のデイサービスセンターなど)に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供するサービスです。

事業		見込量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付	人数(人)	3,924	4,080	4,248	4,656	5,364
	回数(回)	34,792	36,208	37,724	41,255	47,692

(年間累計)

(3) 施設サービス

1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）では、要介護認定者を対象として、入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活や療養の支援、機能訓練、健康管理を行います。

事業		見込量				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人数（人）	5,304	5,304	5,304	6,660	7,980

(年間累計)

2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設では、居宅生活への復帰をめざし、看護・医学的管理のもとに、介護及び機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の支援を行います。

事業		見込量				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人数（人）	1,620	1,620	1,620	2,052	2,424

(年間累計)

3) 介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」などの機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

事業		見込量				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護給付	人数(人)	120	120	120	144	180

(年間累計)

(4) 介護保険サービスの見込量

1) 介護予防サービス

		推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
① 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	7	7	7	7	7
	人数(人)	2	2	2	2	2
介護予防訪問看護	回数(回)	169	174	180	201	212
	人数(人)	26	27	28	31	33
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	16	18	18	20	21
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	63	65	67	74	78
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	219	226	232	259	271
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	5	5	5	6	6
介護予防住宅改修	人数(人)	3	3	3	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	12	13	13	14	16
② 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	3	3	3	4	4
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
③ 介護予防支援	人数(人)	271	279	286	320	336

※回(日)数は1月当たりの見込数、人数は1月当たりの利用者見込数。
見込み量数値の0表記は、要介護・要支援者の利用見込みが想定されないもの。

2) 介護サービス

		推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
① 介護サービス						
訪問介護	回数(回)	7,914	8,339	8,759	9,308	10,960
	人数(人)	370	386	403	439	506
訪問入浴介護	回数(回)	327	345	363	381	455
	人数(人)	71	75	79	83	99
訪問看護	回数(回)	1,528	1,616	1,680	1,794	2,111
	人数(人)	164	173	180	192	226
訪問リハビリテーション	回数(回)	1,407	1,485	1,548	1,675	1,961
	人数(人)	119	126	131	141	166
居宅療養管理指導	人数(人)	329	346	362	389	456
通所介護	回数(回)	5,270	5,508	5,760	6,233	7,257
	人数(人)	462	482	503	547	633
通所リハビリテーション	回数(回)	1,371	1,426	1,483	1,623	1,865
	人数(人)	176	183	190	209	239
短期入所生活介護	日数(日)	2,409	2,564	2,688	2,838	3,398
	人数(人)	186	197	206	219	260
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	125	149	149	158	183
	人数(人)	7	8	8	9	10
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	996	1,042	1,090	1,180	1,369
特定福祉用具購入費	人数(人)	61	64	66	74	83
住宅改修費	人数(人)	10	10	10	12	12
特定施設入居者生活介護	人数(人)	69	71	73	82	97
② 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	28	30	31	34	38
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回)	272	290	299	327	365
	人数(人)	20	21	22	24	27
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	90	95	100	106	124
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	63	63	63	72	101
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)	2,899	3,017	3,144	3,438	3,974
	人数(人)	327	340	354	388	447

		推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
③ 施設サービス						
介護老人福祉施設	人数(人)	442	442	442	555	665
介護老人保健施設	人数(人)	135	135	135	171	202
介護医療院	人数(人)	10	10	10	12	15
④ 居宅介護支援	人数(人)	1,376	1,436	1,498	1,632	1,884

※回(日)数は1月当たりの見込数、人数は1月当たりの利用者見込数。

見込み量数値の0表記は、要介護・要支援者の利用見込みが想定されないもの。

3 給付費の見込み

(1) 介護予防サービス

単位：千円

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
①介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	713	714	714	714	714
介護予防訪問看護	7,796	8,058	8,310	9,316	9,820
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	2,070	2,319	2,319	2,566	2,714
介護予防通所リハビリテーション	22,960	23,738	24,487	26,987	28,243
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	18,905	19,514	20,027	22,367	23,348
特定介護予防福祉用具購入費	1,655	1,655	1,655	1,987	1,987
介護予防住宅改修	4,231	4,231	4,231	2,537	2,537
介護予防特定施設入居者生活介護	9,945	10,732	10,732	11,507	13,387
②地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,968	3,973	3,973	5,298	5,298
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
③介護予防支援	15,339	15,811	16,208	18,134	19,044
合計	87,582	90,745	92,656	101,413	107,092

※給付費は年間累計の見込金額。

見込み量数値0の表記は、要介護・要支援者の利用見込みが想定されないもの。

(2) 介護サービス

単位：千円

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
① 居宅サービス	1,880,784	1,979,787	2,067,279	2,224,466	2,611,708
訪問介護	303,838	320,518	336,444	357,950	420,790
訪問入浴介護	49,322	52,043	54,885	57,527	68,712
訪問看護	99,097	105,020	109,212	116,602	137,337
訪問リハビリテーション	52,089	55,081	57,405	62,093	72,732
居宅療養管理指導	50,140	52,795	55,245	59,395	69,644
通所介護	518,063	543,132	568,402	612,102	715,399
通所リハビリテーション	143,031	149,465	155,615	168,799	195,210
短期入所生活介護	263,508	281,117	294,421	310,661	372,034
短期入所療養介護（老健）	18,924	22,701	22,701	24,014	27,766
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	173,284	182,213	191,169	204,416	239,493
特定福祉用具購入費	25,055	26,359	27,043	30,430	34,178
住宅改修	12,227	12,227	12,227	15,035	15,035
特定施設入居者生活介護	172,206	177,116	182,510	205,442	243,378
②地域密着型サービス	792,218	826,747	856,390	931,803	1,132,844
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	48,742	53,649	54,551	60,486	67,136
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	40,456	43,300	44,459	48,596	54,151
小規模多機能型居宅介護	249,874	263,941	279,353	293,436	346,051
認知症対応型共同生活介護	178,425	178,651	178,651	204,216	286,759
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	274,721	287,206	299,376	325,069	378,747
③施設サービス	1,925,149	1,927,584	1,927,584	2,424,103	2,896,640
介護老人福祉施設	1,388,681	1,390,438	1,390,438	1,746,720	2,092,598
介護老人保健施設	488,045	488,662	488,662	619,146	731,458
介護医療院	48,423	48,484	48,484	58,237	72,584
④居宅介護支援	255,644	267,563	279,518	303,319	351,590
合計	4,853,795	5,001,681	5,130,771	5,883,691	6,992,782

※給付費は年間累計の見込金額。

見込み量数値の0表記は、要介護・要支援者の利用見込みが想定されないもの。

(3) 総給付費の見込額

予防給付と介護給付の合計である総給付費の見込額は次のとおりです。

単位：千円

	合計	第9期			第11期	第14期
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総給付費	15,257,230	4,941,377	5,092,426	5,223,427	5,985,104	7,099,874
予防給付 計	270,983	87,582	90,745	92,656	101,413	107,092
介護給付 計	14,986,247	4,853,795	5,001,681	5,130,771	5,883,691	6,992,782

(4) 地域支援事業の見込額

単位：千円

	合計	第9期			第11期	第14期
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
地域支援事業費	634,525	209,065	211,250	214,210	195,763	186,135
介護予防・日常生活支援総合事業費	389,540	128,060	130,160	131,320	120,902	110,829
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	236,315	78,115	78,200	80,000	72,117	72,562
包括的支援事業 (社会保障充実分)	8,670	2,890	2,890	2,890	2,744	2,744

4 介護保険料の設定

(1) 保険料収納必要額

単位：円

	合計	第9期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額	16,371,734,732	5,300,919,580	5,464,115,242	5,606,699,910
総給付費	15,257,230,000	4,941,377,000	5,092,426,000	5,223,427,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	680,004,917	219,369,798	226,783,713	233,851,406
特定入所者介護サービス費等給付額	669,965,060	216,316,135	223,344,212	230,304,713
制度改正に伴う財政影響額	10,039,857	3,053,663	3,439,501	3,546,693
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	383,535,194	123,717,472	127,915,622	131,902,100
高額介護サービス費等給付額	377,279,649	121,814,823	125,772,568	129,692,258
高額介護サービス費等の利用者負担の 見直し等に伴う財政影響額	6,255,545	1,902,649	2,143,054	2,209,842
高額医療合算介護サービス費等給付額	40,156,221	12,965,510	13,386,757	13,803,954
算定対象審査支払手数料	10,808,400	3,489,800	3,603,150	3,715,450
審査支払手数料一件あたり単価		50	50	50
審査支払手数料支払件数	216,168	69,796	72,063	74,309
審査支払手数料差引額	0	0	0	0
地域支援事業費	634,525,000	209,065,000	211,250,000	214,210,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	389,540,000	128,060,000	130,160,000	131,320,000
包括的支援事業（地域包括支援センター の運営）及び任意事業費	236,315,000	78,115,000	78,200,000	80,000,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	8,670,000	2,890,000	2,890,000	2,890,000
第1号被保険者負担分相当額	3,911,439,738	1,267,296,453	1,305,334,006	1,338,809,279
調整交付金相当額	838,063,737	271,448,979	279,713,762	286,900,996
調整交付金見込額	0	0	0	0
調整交付金見込交付割合		0.00%	0.00%	0.00%
後期高齢者加入割合補正係数		1.2471	1.2381	1.2298
所得段階別加入割合補正係数		1.0140	1.0140	1.0140
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	25,989,000			
保険料収納必要額	4,186,414,475			
予定保険料収納率	98.00%			

(2) 介護保険料基準額（月額）の算定方法

介護保険料基準額（月額）の算定方法は、次のとおりです。

【介護保険料基準額（月額）】

$$\begin{aligned}
 &= \{ (\text{令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの介護給付費などの額の合計} \\
 &\quad \times \text{第1号被保険者の負担割合}) + \text{調整交付金相当額} \\
 &\quad - \text{調整交付金見込額} + \text{財政安定化基金拠出金見込額} \\
 &\quad + \text{財政安定化基金償還金} - \text{準備基金取崩額} + \text{審査支払手数料差引額} \\
 &\quad + \text{市町村特別給付費など} + \text{市町村相互財政安定化事業負担額} \\
 &\quad - \text{市町村相互財政安定化事業交付額} - \text{保険者機能強化推進交付金等の交付見込額} \\
 &\quad - \text{財政安定化基金取崩による交付額} \} \div \text{予定収納率} \\
 &\div \text{所得段階補正後人数(3年分の合計)} \div 12 \text{ か月}
 \end{aligned}$$

(3) 第1号被保険者の保険料基準額算定

第1号被保険者の保険料基準額は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3か年における標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額の一定割合(23%)を、所得段階別負担割合で調整した令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の第1号被保険者延べ人数で除して求めます。

この結果、本市における第1号被保険者保険料基準額（年額）は、63,200円となり、保険料基準額（月額）は5,270円となります。

単位：円

標準給付見込額 (A)	16,371,734,732
地域支援事業費 (B)	634,525,000
第1号被保険者負担相当額 (C = (A+B) × 23%)	3,911,439,738
調整交付金相当額 (D)	838,063,737
調整交付金見込額 (E)	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (F)	25,989,000
準備基金取崩額 (G)	537,100,000
保険料収支必要額 (H = C+D-E-F-G)	4,186,414,475
予定保険料収納率 (I)	98.00%
所得段階別加入割合で補正した被保険者数 (J)	67,545 人
第9期介護保険料基準年額 (K = H ÷ I ÷ J)	63,245
第9期介護保険料基準月額 (L = K ÷ 12 月)	5,270

(4) 所得段階別保険料

所得段階	対象者		基準額に対する比率	年間保険料
第1段階	生活保護を受けている方 老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方		0.285 (0.455)	18,000円 (28,700)
	本人及び 世帯全員 が市民税 非課税者	本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下の方		
本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円を超え120万円以下の方		0.485 (0.685)	30,600円 (43,300)	
本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が 120万円を超える方		0.685 (0.69)	43,300円 (43,600)	
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		0.90	56,900円
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方		1.00	63,200円
第6段階	本人が 市民税 課税者	本人の前年中の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	75,800円
第7段階		本人の前年中の合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	1.30	82,200円
第8段階		本人の前年中の合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	1.50	94,800円
第9段階		本人の前年中の合計所得金額が320万円以上 420万円未満の方	1.70	107,500円
第10段階		本人の前年中の合計所得金額が420万円以上 520万円未満の方	1.90	120,100円
第11段階		本人の前年中の合計所得金額が520万円以上 620万円未満の方	2.10	132,800円
第12段階		本人の前年中の合計所得金額が620万円以上 720万円未満の方	2.30	145,400円
第13段階		本人の前年中の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	151,700円

※第1～3段階の保険料については公費による軽減措置を実施し、()内は軽減前の額となります。

第6章 計画の推進

1 計画の体制

(1) 組織の連携

高齢者施策は、保健、医療、福祉、教育、まちづくり、防災など、広範囲にわたっています。その理念を具体化し、施策を展開していくため、部署間が十分に連携して取組みを推進するとともに、関係機関との連携強化にも努めます。

(2) 行財政基盤

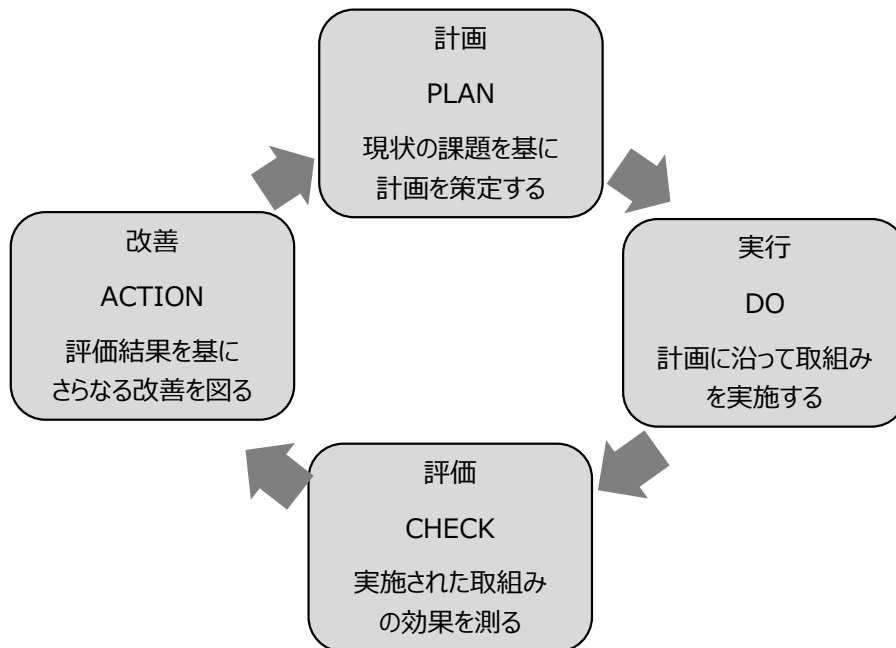
人口減少・少子高齢化の進展により、自治体を取り巻く財政環境は、今後ますます厳しさを増すことが想定されます。このような中、高齢化社会がもたらす多様な行政課題に対応し、持続的な行政サービスを提供するためには、効率的な行財政運営により財政基盤を確立することが重要です。

今後も、市民のニーズを踏まえながらさらに効率的な行財政運営に努めるとともに、国や県の福祉施策の動向を注視しながら、福祉サービスの利用と負担の適正化や施策の見直しを図ります。

2 計画の進行管理

計画の策定後は、PDCAサイクルにより進捗評価の実施と事業の総合的な推進を図ります。

PDCAサイクルのイメージ



また、計画の実施状況を分析評価するにあたり、次のとおり進行管理を行います。

- ① サービス利用の状況や財政の状況などを定期的に確認し、進捗状況を把握します。
- ② 事業の質的な評価を行っていけるよう、相談や苦情などをはじめ、市民・団体・事業者の意見・要望・評価などの質的なデータの収集・整理に努めます。
- ③ 八街市高齢者福祉計画策定委員会において、計画の達成状況等を把握し、次期計画に向けた見直しについて協議します。
- ④ 3年ごとの見直しの時点では、市民や高齢者団体などを含め関係機関から意見を聴取し、幅広い視点からの評価を行います。

3 計画の普及・啓発

介護保険の見直しを機に再構築された高齢者保健福祉サービスが、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるためには、その主旨や仕組みを広く市民に理解してもらい、積極的に利用してもらうことが重要です。

将来的に高齢者が住み慣れた地域において健康でいきいきした生活を続けられるよう、介護保険サービスのほかに、高齢者の自立生活を支える福祉サービスや、高齢者の健康を守る保健サービスについて、市民に周知を図り事業の普及啓発に努めます。

また、地域包括支援センター、民生委員などの協力により、制度の主旨や内容の周知を図っていきます。

第7章 資料編

1 計画の策定経過

開催日	会議	内容
令和 5年	5月24日	第1回企画プロジェクト・チーム会議 (1)高齢者福祉計画の策定（見直し）について (2)高齢者福祉と介護保険に関するアンケート調査について (3)その他
	7月6日	第1回策定委員会 (1)高齢者福祉計画の策定（見直し）について (2)高齢者福祉と介護保険に関するアンケート調査について (3)その他
	8月3日	第1回策定審議会 (1)高齢者福祉計画の策定（見直し）について (2)高齢者福祉と介護保険に関するアンケート調査について (3)その他
	9月25日	第2回策定委員会 (1)高齢者福祉計画（素案）について (2)その他
	10月26日	第2回策定審議会 (1)高齢者福祉計画（素案）について (2)その他
	12月13日 から 1月11日	パブリックコメント実施
令和 6年	1月30日	第3回策定委員会 (1)高齢者福祉計画（案）について (2)その他
	2月8日	第3回策定審議会 (1)高齢者福祉計画（案）について (2)その他

2 八街市高齢者福祉計画策定審議会設置条例

八街市高齢者福祉計画策定審議会設置条例

平成14年3月27日

条例第9号

八街市老人保健福祉計画策定審議会設置条例（平成4年条例第49号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による八街市高齢者福祉計画（以下「福祉計画」という。）及び八街市介護保険事業計画（以下「介護保険計画」という。）を策定するため、八街市高齢者福祉計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（全部改正〔平成20年条例7号〕）

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、福祉計画及び介護保険計画の策定に関する事項について調査及び審議する。

（一部改正〔平成20年条例7号〕）

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 市民代表
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 市長は、諮問の都度委員を委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任するものとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第6条 審議会の会議は、会議録を作成し、公開請求があったときは、速やかに公開するものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(一部改正〔平成25年条例9号・令和3年25号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(八街市介護保険事業計画策定委員会設置条例の廃止)
- 2 八街市介護保険事業計画策定委員会設置条例(平成11年条例第11号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月25日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月24日条例第25号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

3 八街市高齢者福祉計画策定審議会委員名簿

選出区分	所属等	氏名
学識経験者	城西国際大学	林 和歌子
保健医療関係者	印旛市郡医師会 八街地区	◎ 遠藤 哲也
保健医療関係者	印旛郡市歯科医師会 八街地区歯科医師会	柴原 知明
保健医療関係者	八街市薬剤師会	大宮 啓新
保健医療関係者	千葉県印旛健康福祉センター	秋山 恵子
福祉関係者	社会福祉法人 八街市社会福祉協議会	○ 石毛 勝
福祉関係者	八街市民生委員児童委員協議会	横田 清吉
福祉関係者	八街市ケアマネジャー協議会	加藤 幸夫
福祉関係者	八街市訪問介護事業者連絡会	中村 猛
福祉関係者	八街市社会福祉施設連絡会	若林 晃史
福祉関係者	千葉県社会福祉士会	吉井 稔
市民代表	八街市シニアクラブ連合会	山本 英雄
市民代表	八街市シルバー人材センター	阿部 守作
市民代表	公募委員	川口 雅子
市民代表	公募委員	幡鎌 桂子

(敬称略)

◎：委員長 ○：副委員長

【任期 令和5(2023)年8月3日から高齢者福祉計画が策定されるまでの間】

4 八街市高齢者福祉計画策定委員会設置規程

八街市高齢者福祉計画策定委員会設置規程

平成17年3月25日

訓令第9号

(設置)

第1条 市は、八街市高齢者福祉計画（以下「高齢者福祉計画」という。）を策定するため、八街市高齢者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（一部改正〔平成20年訓令8号〕）

(職務)

第2条 策定委員会は、八街市高齢者福祉計画企画プロジェクト・チームから提出された草案を基に、高齢者福祉計画を策定し、市長に提出するものとする。

（一部改正〔平成20年訓令8号〕）

(組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長)

第4条 策定委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副市長の職にある者を充てる。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、福祉事務所長の職にある者がその職務を代理する。

（一部改正〔平成19年訓令5号〕）

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を総理する。

(関係者の出席等)

第6条 策定委員会の会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(一部改正〔平成25年訓令1号・令和4年3号〕)

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月2日訓令第13号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日訓令第14号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月13日訓令第20号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日訓令第3号) 抄

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月28日訓令第9号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年6月12日訓令第7号)

この訓令は、公示の日から施行する。

別表 (第3条)

(全部改正〔令和5年訓令7号〕)

副市長
教育長
総務部長
市民部長
福祉部長

健康子ども部長
経済環境部長
建設部長
教育部長
福祉事務所長
総務部企画政策課長
総務部財政課長
総務部防災課長
総務部市民協働推進課長
市民部国保年金課長
福祉部社会福祉課長
福祉部障がい福祉課長
福祉部高齢者福祉課長
健康子ども部子育て支援課長
健康子ども部健康増進課長
経済環境部商工観光課長
経済環境部クリーン推進課長
建設部道路河川課長
建設部都市計画課長
教育部社会教育課長
教育部スポーツ振興課長
教育部中央公民館長

5 八街市高齢者福祉計画企画プロジェクト・チーム設置要綱

八街市高齢者福祉計画企画プロジェクト・チーム設置要綱

(設置)

第1条 市は、八街市高齢者福祉計画を策定（見直し）するため、八街市高齢者福祉計画企画プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(職務)

第2条 チームは、各課から提出された部門別計画原案を調整の上、市の高齢者福祉計画草案を作成し、八街市高齢者福祉計画策定委員会に提出する。

(組織)

第3条 チームは、別表に定める関係課の職員をもって組織する。

(設置期間)

第4条 チームの設置期間は、八街市高齢者福祉計画が策定されるまでとする。

(庶務)

第5条 チームの庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月28日から施行する。
- 2 八街市高齢者福祉計画企画プロジェクト・チーム設置要綱（平成29年11月13日施行）は、廃止する。

別表（第3条）

総務部企画政策課
総務部財政課
総務部防災課
総務部市民協働推進課
市民部国保年金課
福祉部社会福祉課
福祉部障がい福祉課
福祉部高齢者福祉課
健康子ども部子育て支援課

健康子ども部健康増進課
経済環境部商工観光課
経済環境部クリーン推進課
建設部道路河川課
建設部都市計画課
教育部社会教育課
教育部スポーツ振興課
教育部中央公民館

6 用語集

【か行】

介護給付

介護保険における要介護状態（要支援 1～要介護 5）と認定を受けた被保険者に対する介護サービスや介護に関わる費用の給付。居宅介護サービスや施設サービス、市区町村が行う地域密着型サービスなどが受けられる。

介護予防

介護が必要とならないよう、また介護が必要となることをできるだけ遅らせ、介護が必要になってからも、その状態を維持、改善して悪化させないようにすること。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすもの。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

在宅で適切な介護を受けることが困難な高齢者が入所する施設。施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等などの日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う。原則、常時の介護を必要とする要介護 3～5 が対象だが、要介護 1 または 2 で特例要件（身体上又は精神上著しい障害があるため）に該当する場合は、入所が可能。

通いの場

年齢や心身の状況等によって分け隔てなく地域の高齢者が定期的に集まり、交流や体操等の介護予防のための活動を行う場等のこと。

ケアマネジメント

利用者の心身の状況、その置かれている環境、本人やその家族の希望などに応じた適切な介護サービスが提供されるよう、調整すること。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護認定者・要支援者等の相談に応じ、個々のニーズに合わせた適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように居宅サービス計画等（ケアプラン）を作成し、介護保険サービス事業者との連絡調整などを行う専門職をいう。ケアマネジャーは、都道府県知事またはその指定した者が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ介護支援専門員実務研修を修了し、介護支援専門員の登録をして介護支援専門員証の交付されている。

権利擁護

認知症高齢者や知的障害者等で判断能力が十分でない者に代わって、自己の権利や援助のニーズ獲得を援助者が代理として行うこと。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

高齢者虐待

高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。言うことをきかないので手が出る、ののしるなどの身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、下半身を裸にしたままにするなどの性的虐待、年金や貯金を本人に無断で使うなどの経済的虐待などがある。

高齢者虐待防止連絡協議会

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律に基づき、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速な保護及び高齢者の養護者に対する支援について協議する団体。高齢者虐待の防止に関する関係機関の情報の共有と連携、啓発等の活動を行う。

個別計画

災害弱者といわれる、一人暮らしの高齢者、要介護者、障がい者等が、災害時にどのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ自ら確認し、一人一人の状況に合わせて作成する個別の避難行動計画。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

高齢者住まい法に基づき創設された、ケアの専門家による安否確認サービスや生活相談サービスの提供が受けられる、バリアフリー構造等の一定の基準を満たした住宅のこと。

財政的インセンティブ

高齢者の自立支援・重度化防止等に取り組み、成果を上げた自治体に、その達成状況に応じて交付金を渡す仕組み。

シニアクラブ

概ね 60 歳以上の高齢者が、地域で自主的に組織した団体。健康づくりを進める活動や社会奉仕活動など自らの生きがいを高め、地域を豊かや自身の高齢期の生活を健康で豊かなものにするを目的に活動している。

シルバー人材センター

定年退職後などにおいて臨時かつ短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。業務は、一般家庭、事業所、官公庁などから受注する。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的とし、地域の特性と福祉ニーズに対応した様々な活動を行っている公共性・公益性の高い民間の非営利の団体。

社会福祉士

社会福祉に関する専門的な知識と技術を持ち、身体や年齢、環境上の理由によって日常生活を営むうえで支障がある全ての人を対象に、相談に応じ、アドバイスや指導、援助を行う専門職。

住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、市民に関する事務処理の基礎となるもので、人口総数や字別人口数を毎月集計するとともに、年齢別の集計も定期的に（1年間に3回）行っている。

自立支援

高齢者施策等で用いられる自立支援とは、介護が必要な人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実のために、地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を適切に担うことができる者。

生産年齢人口

15歳以上65歳未満の年齢に該当する生産活動に従事する年齢の人口。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力の不十分な人が、不利益を被らないように支援するための民法の制度。法律行為（財産管理や契約の締結など）を家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の代理人として行う。制度利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申し立てを行うことになるが、身寄りのない人の場合、市町村長に申し立て権が付与されている。

セルフマネジメント

心身の健康に良い生活を送るように心掛けたり、心身の衰えに応じて生活のあり方を見直したり、また自分だけでは難しいことを専門職による支援に頼るなどしながら、必要な支援やサービスを選択・利用して自律した生活を送り、介護予防をするための自己管理能力のこと。

措置

社会福祉事業においては福祉の措置制度のことをいう。具体的には、措置権者（行政）が公的責任のもとで、福祉ニーズの判定、サービス提供、費用負担を行って、限られた社会資源を福祉サービスの利用者に配給する行為（行政処分）をいう。介護保険制度における要支援・要介護認定者に対するサービスは、原則としてサービス利用者とサービス事業者の利用契約に基づき提供される。

【た行】

第1号被保険者

介護保険制度における 65 歳以上の資格取得者。市町村に介護保険料を納付し（原則、年金からの天引き）、要介護・要支援状態になった場合に介護給付を受けることができる。

第2号被保険者

介護保険制度における 40 歳から 64 歳までの資格取得者。第2号被保険者は厚生労働省が指定した特定疾病（末期がんや関節リウマチ等）が原因で要介護・要支援状態になった場合に介護給付を受けることができる。なお、保険料は医療保険（健康保険、国民健康保険等）の保険料と一括で徴収される。

団塊の世代

第二次大戦後、数年間の第1次ベビーブームに生まれた世代（概ね昭和 22（1947）年～24（1949）年に生まれた年齢層）を指す。全国で約 700 万人存在し、他世代に比べ特に人数が多いため、このような表現がされている。

地域包括ケアシステム

医療や介護を要する状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで営めるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の各種サービスが包括的にかつ継続的に提供される体制のこと。

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために厚生労働省が運営する情報システム。介護保険に関する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化されており、住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組みを共有することができる。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定、保健、医療、福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う中枢機関。八街市には、令和5年度現在、八街市地域包括支援センターと八街市南部地域包括支援センターの2か所の施設ある。なお、施設所在市町村の住民のみが保険給付の対象である。

地域密着型サービス

要介護者・要支援者の可能な限り住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当とされた介護保険サービス。市町村がサービス事業所の指定権限を持ち、原則その市町村の住民に利用が限定される。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）などのサービスある。

チームオレンジ

認知症サポーターを中心とした一つのチームで、認知症の人やその家族に対して、心理面・生活面においてそれぞれのニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み。

通所介護（デイサービス）

在宅の要介護認定者等をデイサービス事業所に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康管理、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。在宅福祉サービスのひとつ。

【な行】

南部老人憩いの家

八街市南部に立地する、地域の方が趣味や娯楽を楽しみ、高齢者の健康や生きがいづくり、社会参画を目的として、健康・友愛・奉仕などの活動に取り組むシニアクラブの活動の拠点。主な活動として、囲碁や将棋、体操など個人や団体での利用の他、「いきいきスマイルクラブ」での体カづくり運動、レクリエーションを定期的に行っている。

日常生活圏域

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口・交通事情等の社会的条件、施設の整備状況等の条件を総合的に勘案して市町村が身近な生活圏で区分けした区域。八街市では、4つの中学校区を介護保険サービスにおける日常生活圏域として設定している。

認知症

さまざまな原因で脳の機能が低下することにより、起こる症状や状態。進行すると、理解する力や判断する力がなくなり、社会生活や日常生活に支障が出てくるようになる。

認知症カフェ

認知症高齢者の地域での日常生活や家族支援の強化に向けての取組みのひとつ。認知症の人やその家族、地域住民、専門職など誰でも参加できる集いの場であり、参加者が歓談やレクリエーションなどをしながら情報交換を行う。「気軽に」「コーヒーなどを飲みながら」という点から「カフェ」と呼ばれる。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座の受講者。認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り・支援することが役割である。「認知症サポーター養成講座」を受講するとサポーターの証であるオレンジリングが授与される。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

年少人口

15歳未満の年齢に該当する年齢の人口。

【は行】

バリアフリー

高齢者や障害者などを含む全ての人が日常生活や社会生活を営むうえで存在するあらゆる分野の障壁や障害物（バリア）を無くすこと。例えば、道路や建築物の利用の妨げとなる段差の解消や手すりなどの物理面や、点字や手話通訳等による文化・情報面、障害者に対する無知や無関心からくる偏見や差別などをなくす意識面のバリアフリーなどがある。

パブリックコメント

行政機関が政策の立案等の際に、案について広く市民・事業者等から意見や情報を募る機会のこと。行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

避難行動要支援者

高齢者・障がい者・乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために、特に支援を要する人のこと。

訪問介護（ホームヘルプサービス）・訪問介護員（ホームヘルパー）

要介護認定者に対し、介護福祉士やホームヘルパーが、居宅（有料老人ホーム、軽費老人ホーム等含む）を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話・家事援助（調理、洗濯、清掃等の家事、生活等に関する相談及び助言等）を行うサービスのこと。または、そのサービスの提供者。

保険者機能強化推進交付金

PDCA サイクルによる取組みの一環で、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のさまざまな取組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組みを支援する交付金のこと。

【ま行】

民生委員

厚生労働大臣から委嘱される民間奉仕者。地域で常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

【や行】

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、①食事の提供、②介護（入浴・排せつ・食事）、③健康管理、④家事（洗濯・掃除等）など日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設。

【ら行】

リエイブルメント

再びできるようになること（再自立）。早期かつ適切な支援を行うことで、元の暮らしを取り戻すことを指す。

リハビリテーション

障害者や事故・疾病で後遺症が残った人などを対象に、身体的、心理的、職業的、社会的に、最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助のこと。

老人福祉センター

地域の高齢者の各種の相談を受け、健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供する施設。

【英字】

CSW (Community Social Worker)

コミュニティソーシャルワーカーの略称。高齢者や障がい者、ひとり親家庭など社会的援護が必要な方とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉のコーディネーターとして相談援助を行うスタッフのこと。支援を必要とする人に対し、安否確認や見守り、生活課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、課題解決のための支援を行う。

NPO (Non Profit Organization)

民間非営利団体などと訳され、利潤追求や利益配分といった営利を目的とせず、自主的に公共的な活動を行う組織や団体のこと。

**八街市高齢者福祉計画
(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)**

令和 6 年度～令和 8 年度

令和 6 年 3 月

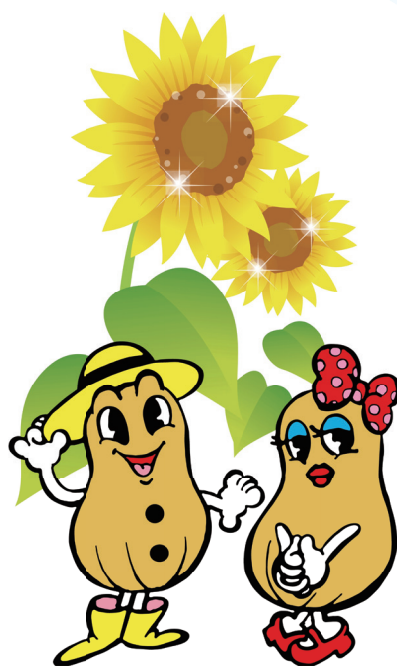
八街市福祉部高齢者福祉課

〒289-1192 千葉県八街市八街ほ 35 番地 29

電 話 043-443-1491

F A X 043-443-1742

市ホームページ <https://www.city.yachimata.lg.jp>



八街市イメージキャラクター
ピーちゃん ナツちゃん